

2018年度 IMF年次報告書



共通の未来を 構築する



2018年度IMF年次報告書を
手に取ってくださった皆さま

グローバル・インバランスの
是正に向けた取り組み

こ1年の世界的な景気拡大には勢いがあり、IMF加盟国のほとんどで雇用が増え、生活水準が向上する可能性が感じられます。しかし、貿易摩擦の高まりや、史上最高水準に達した政府債務や民間債務、金融市場のボラティリティ、また、地政学的な脆弱性など、脅威をもたらす要素も存在しています。

こうした課題を前にしても、私が加盟国の皆さまにお伝えしたいことはこれまでと変わりありません。「屋根を直すとしたら、晴れているうちに限る」のです。今、チャンスの扉は開いて

います。生まれている勢いを継続させるためには、金融セクターの耐性を高め、政策余地を確保しなおすことで、国々が金融リスクと財政リスクをコントロール下に置く必要があります。また、将来の嵐に備えて経済を強化できるように、構造改革を前へと進めることも各国政府には求められています。一方で、ルールに基づいた開かれた多国間貿易制度が推進されるべきです。さらには、あらゆる人々が新しいテクノロジーの恩恵を受けられるように努力しなければなりません。そうすることで、経済成長の包摂性や金融の安定性を損なうのではなく、促進していくことができるでしょう。

より長期的には、社会制度に向けられた信頼が徐々に揺らぎ低下しているために、世界経済の勢いがプレッシャーにさらされています。そして、言うまでもなく信頼ほどの国にとっても経済に不可欠な血液なのです。この信頼の揺らぎには様々な側面があります。いまだに残る世界金融危機の影響、経済成長とグローバル化の恩恵が公平に分かち合われていないという認識、仕事の未来や

経済機会に関する不安、汚職など腐敗を助長することがあまりにも多い脆弱なガバナンス枠組みなどがその側面として挙げられます。高齢化、また、年金制度の資金確保が十分でないことも、勢いをそいでいます。一方で、所得格差が拡大しています。そして、もし対策が取られなければ、気候変動が経済的な繁栄を今後数十年にわたって阻害する可能性が多いにあります。どちらかと言えばじわじわと火傷を負わせるようなこうした課題にも国々の注意が向けられる必要があります。



格差の解消を
推進する

気候変動に
立ち向かう





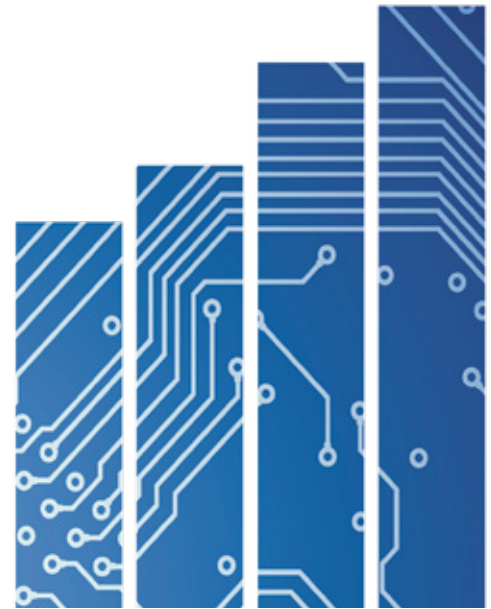
腐敗撲滅と ガバナンス強化

この年次報告書に記載されているとおり、政策助言、融資プログラム、能力開発それぞれの分野において、IMFの理事会と職員は加盟国を支えるために努力を重ね、上記のような課題に国々が立ち向かえるように支援に汗を流してきました。こうした取り組みの一部をここでご紹介させていただくと、私たちは危機予防ツールの強化に取り組んだほか、世界的な不均衡と為替相場を評価する方法論を洗練させました。さらには、男女平等や女性の労働参加率の分野を含めて、持続可能で包摂的な経済成長を促進するために進めるべき構造改革上の優先事項を特定し、マクロ金融やマクロ構造的な問題に対する分析を強化しました。くわえて、腐敗を撲滅しガバナンス上の弱点に対処するための新たな枠組みを策定し、デジタルエコノミーと金融テクノロジーの分析をさらに深めました。また、持続可能な開発目標(SDGs)に関する取り組みもさらに拡大させています。

「より良い明日を築くためには経済協力が最も確実な道である」という考えを中心に据えて、IMFの設立は考案されました。経済が不確実な世界に私たちは生きていますが、こうした時代にはIMF創設に至るまでの人々の思いがこれまで以上に重要になるだろうと私は確信しています。こうした思いを私たちは改めて胸に刻みたいと思います。



専務理事
クリスティーヌ・ラガルド



金融テクノロジー

目次

1

第1章 概要

専務理事からのメッセージ.....	1
IMFについて.....	4
スポットライト — チャンスの扉.....	5
制度の機能を改善.....	6
経済成長の持続可能性を高める.....	8
包摂的な経済成長の実現.....	10
汚職など腐敗を撲滅する.....	12
社会のためにテクノロジーを駆使.....	14
地域別ハイライト.....	16
インドネシアへの旅.....	16
アジア太平洋.....	18
サブサハラアフリカ.....	20
ヨーロッパ.....	22
中東・北アフリカ.....	24
西半球.....	26

27

第2章 IMFの活動内容

経済サーベイランス.....	28
国別サーベイランス.....	29
多国間サーベイランス.....	31
政策助言.....	31
金融政策と金融セクター政策.....	32
財政政策.....	35
新興市場国.....	36
低所得国と発展途上国.....	36
その他のトピック.....	38
データ.....	39
融資.....	44
非譲許的融資活動.....	45
譲許的融資活動.....	46
プログラム設計.....	53
政策調整インストルメント.....	54
政策支援インストルメント.....	54
プログラム終了後のモニタリング.....	55
能力開発.....	56
ハイライト: 財政.....	58
ハイライト: 金融政策と金融セクター政策.....	62
ハイライト: 統計.....	63
ハイライト: 法律.....	65
数字で見るIMFの能力開発.....	65
能力開発のためのパートナーシップ.....	68
能力開発のためのグローバルなテーマ別基金.....	70
地域能力開発センター.....	70

図

1.1 グローバル金融セーフティネットは2008年と比べ3倍に拡大した.....	7
1.2 気温上昇が世界各地で1人あたりの実質GDPに与える影響.....	9
1.3 国際格差は縮小しているものの.....	11
1.4 政府のデジタル化: 各種行政サービスでデジタル化を行っている国の数 (2016年).....	14
1.5 サブサハラアフリカでの税収の対GDP比率.....	20
1.6 発展途上国における民間投資の対GDP比率(2000-2016年).....	20
2.1 2009~2018年度に承認された一般資金勘定下の取極.....	46
2.2 2009~2018年度における非譲許的融資残高の推移.....	47
2.3 2009~2018年度における譲許的融資残高の推移.....	47
2.4 IMFの運営経費 主要な活動別の内訳(2018年度).....	65
2.5 能力開発への支出(2014~18年度).....	66
2.6 地域別に見た能力開発支出(2015~18年度).....	66
2.7 所得グループ別に見た能力開発支出(2015~18年度).....	66
2.8 分野別に見た能力開発支出(2015~18年度).....	66
2.9 所得グループ別の研修参加者数(2014~18年度).....	67
2.10 出身地域別の研修参加者数(合計)(2014~18年度).....	67

IMF組織図	73
予算と収入	74
収入モデル、手数料、報酬、負担の分配、純利益.....	75
人事政策と組織	77
説明責任	78
独立評価機関.....	82
外部関係者へのアウトリーチと交流.....	85
クォータとガバナンス	89
特別引出権	90
透明性	91
回付ポリシー	91
IMF理事の集合写真	92
理事および理事代理	94
マネジメントチーム	96
幹部職員	98
参考資料	100
持続可能な開発目標.....	102
頭字語と略語	103
総務会への送り状	104

IMFの会計年度は5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

本報告書の分析と政策に関する考察はIMF理事会のものである。

IMFの会計単位は特別引出権 (SDR) である。IMFの財務データの米ドル換算額は概算であり、便宜的に示したものである。2018年4月30日現在の換算レートは、1米ドル=0.695380 SDR、1 SDR=1.43806米ドル。1年前 (2017年4月27日) の換算レートは、1米ドル=0.729382 SDR、1 SDR=1.37102米ドルだった。

各項目の数値の合計と合計数値のわずかな誤差は四捨五入によるものである。

本年次報告書において「国」という場合、必ずしも国際法または国際慣行に基づき理解される、国家の領域を意味するものではない。本報告書においては、国家ではないが分離独立したものとして統計データが収集されている一部の地域も「国」に含む。

ボックス

2.1 中国・IMF能力開発センター	69
2.2 パートナーズ・コネクト.....	70
3.1 HQ1ビル改修工事の進捗状況.....	76
3.2 退任・新任の幹部職員の経歴.....	79
3.3 セーフガード評価によるリスク管理	81

表

2.1 一般資金勘定下で2018年度に承認された取極.....	45
2.2 IMF一般資金勘定からの融資の条件.....	48

2.3 譲許的融資制度	50
2.4 貧困削減・成長トラストの下、2018年度に承認または拡充された取極.....	52
2.5 IMFの能力開発のためのテーマ別基金.....	71
2.6 IMFの地域能力開発センター.....	72
3.1 主要項目別予算 (2017-20年度)	74
3.2 2018年度財務諸表に計上された運営費用.....	75
3.3 IMFへの返済が6か月以上遅延している国の延滞金合計額とその種類別内訳	77

IMFについて

国際通貨基金(IMF)は、世界経済の健全性を促進するために創設された国際機関で189か国が加盟している。IMFは、国際通貨協力の推進、金融の安定性の確保、国際貿易の円滑化、雇用水準の向上、持続可能な経済成長の促進、そして、世界的な貧困削減のために活動している。国際通貨制度の効果的な運営を監督するIMFの主な目的には、外国為替の安定性と国際貿易のバランスのとれた成長の促進がある。IMFの使命は国々やその国民が他国の財やサービスを購入することができるようにすることであり、持続可能な経済成長を実現し生活水準を向上させる上で不可欠な役割を果たしている。IMFの全加盟国を代表するIMF理事会は、各国の経済政策が国レベル、地域レベル、また世界レベルでどのような影響を与えるかを議論する場であるとともに、一時的な国際収支上の問題に対処する国々への融資や、能力開発の取り組みを承認する場でもある。本年次報告書は、2017年5月1日から2018年4月30日までの会計年度の間にIMFの理事会と役職員によって行われた活動を報告するものである。本報告書は、IMF理事会の見解と政策に関する議論が反映されている。なお、理事会は本報告書の作成に積極的に関与している。

IMFの主な役割

IMFが果たす主な役割は次の3つである。

1 政策助言

マクロ経済の安定性を実現し、経済成長を加速させ、貧困を緩和するための政策の採用を加盟国に助言する。

2 融資

対外支払が外貨収入を上回った際に生じる外貨不足を含めて、国際収支上の問題に対処する加盟国を支援するために融資を準備する。

3 能力開発

依頼に応じて技術支援と研修を提供し、加盟国が健全な経済政策を実施できるように専門技能と制度の構築と強化を支援する。

IMFは全世界的に活動を行い、加盟国政府との緊密な関係性を維持するために、ワシントンDCに本部を、そして世界中に事務所を置いている。

IMFと加盟国に関する詳細は次のホームページからご確認ください。www.imf.org

スポットライト

チャンスの扉

この1年に高まった経済面での不安は、経済政策立案への国際的なアプローチと経済統合の両方に対する懐疑心と結びついていた。グローバル化の恩恵を誰もが受けやすくするために、IMFはマクロ経済に大きな影響を与える以下の分野での政策助言に注力した。

制度の機能を改善

グローバル・インバランスに対処し、
グローバル金融セーフティネットを強化

経済成長の 持続可能性を高める

気候変動に対する取り組み

包摂的な 経済成長の実現

様々な形態の不公平性に対処

基礎を固める

ガバナンスを強化し、腐敗に対処

社会のために テクノロジーを駆使

金融や財政政策における活用

このアプローチは国際連合が掲げる持続可能な開発目標 (SDGs) の政策ロードマップともびつたりと合致するものであり、経済成長と社会的な包摂や環境面での持続可能性との明確なつながりを示している。IMFは自らの活動に関連したSDGsを支持した。

世界的なマクロ経済の安定は、 世界各国が強い意思を持って 取り組む必要がある

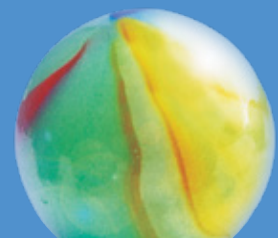
ある国が世界の他の国々と取引を行うことで生じる赤字や黒字をそれぞれ経常赤字、経常黒字と呼ぶが、2016年には過剰な経常黒字や経常赤字がグローバル・インバランス全体の約3分の1を占めたことがIMFの2017年「対外セクター報告書」で示された。2016年からこれまでの間、この水準はほぼ変わっていないが、先進国に集中する傾向が強まっている。アメリカとイギリスに赤字が、ドイツや日本、韓国、オランダ、シンガポール、スウェーデンに黒字が集中している。こうした不均衡に伴って、世界経済が資本フローの急な逆流に対して脆弱性を高め、保護主義が過熱するリスクが生じる。この結果、貿易と経済成長を阻害する影響が生じる。赤字過剰な国々は、貧しい人々向けのプログラムを減らすことなく財政赤字を縮小させ、段階的に金融政策をインフレ目標に再び合わせていくべきである。黒字過剰の国々は財政刺激策を拡大すべきだ。どちらの国々も構造改革に優先事項として取り組むべきである。黒字国は投資と競争を促進すべきであるし、一方で赤字国では貯蓄を奨励し、競争力を高めるべきだ。世界のマクロ経済的な安定性は国際的な公共財であり、あらゆる国が強い意志を持って関与する必要がある。

また、IMFはグローバル金融セーフティネットの拡大を支援した。これはマクロ経済的な安定性を守るものであるが、IMFは危機を防ぐのに役立つ保険や危機が起こった際の融資を提供することで、また、危機の頻度を下げ、危機の規模を管理可能な水準に抑えるような政策を導入する意欲を国々が持つよう働きかけることで、支援を行った。2007年から2016年の間にグローバル金融セーフティネットの財源は3倍に伸び、これは世界経済の複雑性が増し、また、そのボラティリティと相互関係性が高まっていることを反映している。

過去1年間でIMFはグローバル金融セーフティネットに対する貢献を強化してきた。危機を未然に防ぐために設けられているフレキシブル・クレジットライン(FCL)と予防的流動性枠(PLL)という与信枠

の規則を改訂したが、これは資格基準の手順をより予測可能で透明性の高いものにするためであった。IMFはまた、グローバル金融セーフティネットを改善するために、地域金融取極との協力を強化する枠組みを提案した。地域金融取極とIMFは危機の予防と緩和を行う上でそれぞれ異なった比較優位性を持っており、地域金融取極がその地域に関する知識と域内における関係性を持っている一方で、IMFはマクロ経済面での調整について経験を持つほか、リスクを全世界的に共有することができ、こうした相互の優位性を活用することができる。

能力開発においては、IMFはマクロ経済面での主要なイニシアティブを世界中で40を超えるパートナーと二者間または多国間の協力の下で行っている。いくつものテーマ別基金が主だった世界的な開発ニーズやイニシアティブにあわせて設定されている。例えば「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「開発資金アジェンダ」である。これらの活動を補うかたちでIMFの地域能力開発センターが幅広い業務を行っており、こうしたセンターの資金は開発パートナーや加盟国、IMFによって提供されている。





学ぶ

グローバル金融セーフティネットは主に4つの階層から構成されている

1. 各国の外貨準備

世界の外貨準備高は2000年の約2兆ドルから2017年に約11兆ドルまで増加した。IMFのクォータ財源は約6,700万ドルへと倍増した。

2. 二国間通貨スワップ協定

二国間通貨スワップ協定には、一部の主要準備通貨発行国の中央銀行が制限のない恒久的なスワップ協定を互いに結んでいるものと、中国と相手国が貿易と投資を推進するために結んでいる一連の協定がある。

3. 地域金融取極

例えば、欧州安定メカニズム(ESM)には5,000億ユーロの融資能力があるし、マルチ化されたチェンマイ・イニシアティブは2,400億ドルの融資能力を持つ。ブラジル、中国、インド、ロシアと南アフリカによる緊急時外貨準備金基金は1,000億ドルの規模である。

4. IMF

IMFは加盟国が対外収支危機を克服できるよう融資の支援を行うだけでなく、予防のために活用できる与信枠を経済ファンダメンタルズが健全な国に対して設定することもできる。この例が、ファンダメンタルズと政策が非常にしっかりしている国々を対象にしたフレキシブル・クレジットライン(FCL)とファンダメンタルズが健全で脆弱性が限定的な国々を対象にした予防的流動性枠(PLL)である。



舞台裏では

グローバル金融セーフティネットの妥当性

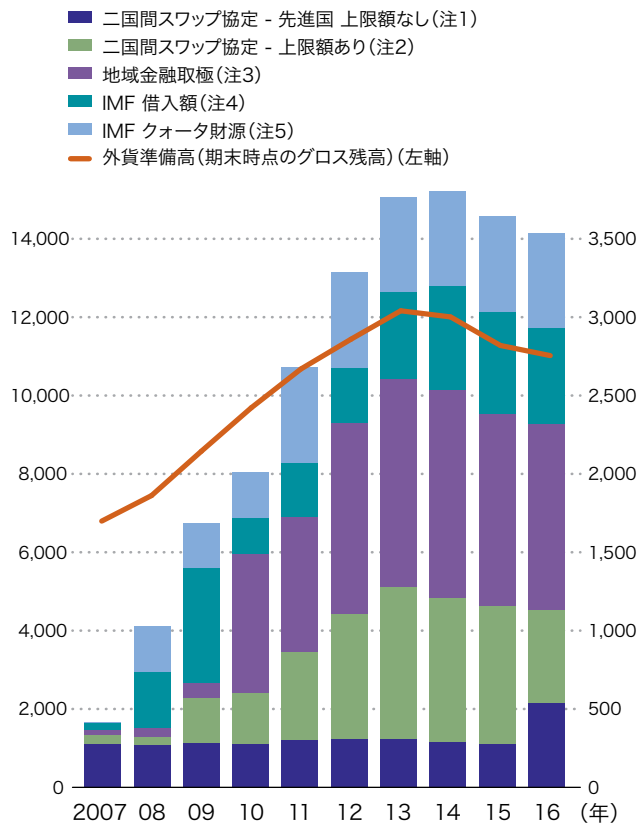
フレキシブル・クレジットラインと予防的流動性枠の見直しとツールキット改革の提案(改訂提案)

IMFはフレキシブル・クレジットライン(FCL)と予防的流動性枠(PLL)の再検討を行い、こうした制度が対外リスクに対する予防策として加盟国に効果的な支援を提供したと確認している。また、後に設定されたFCLとそれらの利用限度額は国ごとの状況に応じて適切に調整されていたこともわかっている。このFCLとPLLの再検討では、現在制度を利用している加盟国や今後利用する可能性がある加盟国のために、資格基準組みの透明性と予測可能性を高めるための微調整が導入された。

図 1.1

グローバル金融セーフティネットは2008年と比べ3倍に拡大した

各国が利用できる資源の種類と金額(単位は10億米ドル)



出所: イングランド銀行、各国中央銀行ウェブサイト、地域金融取極それぞれの年次報告書、IMF推定値

注1: 過去使用実績に基づく推定値。未実行の場合は取極内の中銀による最大引出額の平均値に基づく。双方向の取極は単一として計算。

注2: 上限額が明記されている取極。チェンマイ・イニシアティブは地域金融取極に分類。双方向の取極は単一として計算。

注3: 明確な融資限度額や融資能力が設定されている場合には、その情報に準じた。または、取極のために約束されている財源規模や、各国の利用限度額や払込資本などを基に推定した融資能力をベースに試算している。

注4: プルデンシャル・バランス控除後

注5: 資金取引計画(FTP)参加国に関しては、プルデンシャル・バランス控除後の額



関連SDG

パートナーシップで目標を達成しよう



気温上昇の結果、 大きな経済的代償を 支払うことになるかもしれない

もし対策が取られない場合には、気候変動が21世紀の経済に対する最大のショックのひとつとなる可能性が高い。これは、気温上昇や、自然災害の頻度増加と規模拡大、海面上昇、枯渇した生態系からの多様性の喪失など負の影響が生じるためだ。

IMFによる2017年10月の「世界経済見通し(WEO)」の研究では、気温上昇の経済的コストが大きくなりうると示されている。とりわけ低所得国がその代償を支払うことになるが、低所得国による温室効果ガスの排出量はごく微々たるものだ。低所得途上国で25°Cの気温が1度上昇した場合に失われる1人当たりのGDPの中央値は推計で1.5%であり、この失われたGDPの回復には少なくとも7年かかることが示されている。

もし排出量が抑制されなければ、低所得国が21世紀末までに失う1人あたりのGDPの中央値は最大で10%になる。温暖化は様々なかたちで経済的な結果を左右する。気温上昇によって、例えば農業生産高が減少し、暑さにさらされた労働者の生産性が低下し、人々の健康が損なわれ、投資が低迷する。現在、世界人口の約6割がこうした影響が生じる可能性がある国に居住している。

排出量を削減して気候変動の影響を緩和するために、200近い国々によってパリ協定が署名された。IMFは加盟国それぞれが炭素価格制度内で炭素価格の必要水準を数値化できるように、また排出量取引やエネルギー効率化インセンティブ、電力税、個別の燃料税など他の制度とのトレードオフ関係を計算できるように、スプレッドシートを用いたツールを開発中である。

調査結果では、気候変動や財政、経済の面での炭素税の大きな利点が際立っており、また、必要となる価格設定が各国間で大きく異なる点にも光があたっている。これは国際的な協力の必要性を明確に示している。今年、IMF理事会は国際収支面で緊急の必要性が生じた発展途上国への支援強化を、ラピッド・クレジット・ファシリティ(RCF)とラピッド・ファイナンス・インストルメント(RFI)の利用可能上限

額を引き上げることで行うと合意した。小規模の発展途上国では、自然災害による被害がGDPの2%近くに上っており、規模が大きな国々に比べるとこれは4倍を超える。能力開発は、災害から立ち直る力のある公共財政管理枠組みの策定や、環境税改革の実行、気候変動に及ぼす負の副作用を反映したエネルギー価格の設定を支援することができる。

IMFはまた、世界銀行との協力のもとで、気候変動政策評価の導入を行った。これは、気候変動緩和や災害からの回復力強化、小国の資金調達戦略の全体的な評価を持続可能なマクロ財政枠組みの中で行えるようにするものだ。

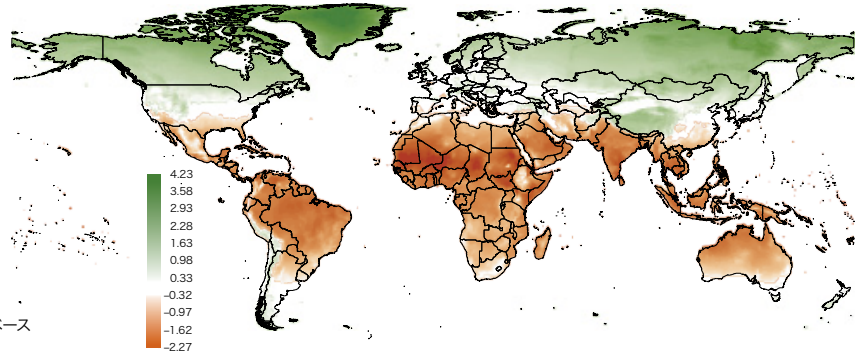


図1.2

気温上昇が世界各地で1人あたりの実質GDPに与える影響

気温が1°C上昇した場合に
1人あたりの実質GDPに生じる影響
(単位は%)

気温上昇がもたらす影響には
世界的に大きな地域差がある。
世界人口の過半数が居住する地域に
負の影響が集中することになる。



出所: Natural Earth, Scape Toad, 国連世界人口予測データベース
(2015年改訂版)、世界銀行、IMF職員による試算

学ぶ

IMFのラピッド・クレジット・ファシリティ

IMFのラピッド・クレジット・ファシリティ(RCF)は、緊急を要する国際収支上の問題に直面している低所得国に対して、限定的な条件のもとでゼロ金利の融資を迅速に提供するために設計されている。重視されているのは、対象国における貧困削減と経済成長の目標である。

この制度は、IMFによる支援をより柔軟かつ、危機時を含めて低所得途上国の多様なニーズそれぞれに適したものにすることを目的とした一連の改革の一環で、貧困削減・成長トラスト(PRGT)のもとに設けられた。RCFはPRGT対象の加盟国が利用可能であり、支援は融資の一括供与のかたちで提供される。

RCFは利用後の3年以内であつても、ある国の国際収支上のニーズが主に外因性のショックによって生じている場合、またはその国にマクロ経済政策の実績が十分である場合には、再度の利用が可能である。2017年6月にIMFはガンビアに対してRCFに基づく融資を供与した。

舞台裏では

天候ショックが経済活動に与える影響 低所得国にできる対策

気候変動に関して、2017年10月の「世界経済見通し」は気温上昇がマクロ経済に与える影響は一律ではないと示している。比較的暑さが厳しい国々、例えば大半の低所得途上国に負の影響が集中する傾向にある。一般的に言えば、健全な国内政策と開発、そして具体的な適応戦略に対する投資が天候ショックによるマイナス効果の緩和に役立つ可能性がある。しかし、低所得国に課された制約を踏まえると、国際社会はこうした国々が気候変動に対策を打てるように支援するべきである。気候変動は世界的な脅威だが、低所得国はほとんどその原因となっていない。

2030年

2040年

2050年

関連SDG

気候変動に
具体的な対策を



格差解消を進めることで 経済成長と安定性を 実現するための 扉を開くことができる

国家間の所得水準の差で見た国際格差は縮小を続けている。しかし、国内の状況はより不透明になっている上に、所得水準グループによって、また各国の固有要因によって、違いが生じている。IMFによる調査では、深刻な格差が長期化していると、経済成長の持続性が下がり、経済成長率も低くなる関係性にあり、一方で金融の不安定性も高まることが示されている。こうした理由で、格差の縮小はIMFの業務に直接的に関係するようになっていく。

所得分布が経済成長と安定性に与える影響はどのようなものだろうか？

格差は資源を無駄にする

不平等性が高い国では、貧しい人々は教育を受けたり、金融市場にアクセスしたり、所得を増やす他の手段を利用したりすることが不可能かもしれない。この結果、生産を行う能力を伸ばすことが困難になる。

雇用の見通しが低いことで生じる格差はコスト増と結びついている

失業期間が長引くと、技能が衰え、雇用可能性が限定され、政府に対する信頼が失われる。こうした影響は特に若者に対して深刻であり、国々の中には若年失業率が高い国もある。また、女性が差別や社会慣習、機会の不平等の結果、労働参加を果たせていない国もあり、そうした国では女性にも影響が大きい。

格差の結果、二極化が進行し、信頼が失われる

平等に扱われていないと人々が感じる際には、社会的な一体性が失われる結果、公的資源をめぐる政治的な競争が過熱し、制度や規制を自分の都合の良いものにしようとする活動が拡大する可能性がある。その一方で、包摂性の高い長期的な経済成長のために必要な福祉強化の改革を政府が実行することが困難になりうる。極端な場合には、二極化が不安定と紛争を招くかもしれない。

格差はマクロ経済的な不安定性につながる可能性がある

格差によって、リスクに対処する能力が損なわれる。不平等性が高い社会は、経済の混乱に対して備える方法が限定的である傾向が強い。深刻な格差は金融面での脆弱性を高める可能性もある。これは、とりわけ豊かな人々

による貯蓄を増やし、同時に貧しい人々や中間層が融資を受ける必要性を高めるからだ。

格差に対処し経済の成長と包摂を同時に促す政策には、例えば、貧しい人々が質の高い教育や医療を受ける機会を拡大することや、インフラへの投資、最も脆弱な立場にある人々が金融サービスを利用できるように金融包摂を進めること、そして、女性の労働参加率を高められるようにインセンティブを設けることがある。

この文脈では歳入の確保と対象をしっかりと定めた支出が特に重要になる。2017年10月の「財政モニター」のタイトルは「格差に立ち向かう」であり、格差に対処しつつ効率性と平等性の適切なバランスをとる上での選択肢をいくつか提示している。しっかりと設計された累進所得税やある種の富裕税は経済成長を犠牲にすることなく、格差の緩和に貢献することができる。現在も行われている各種の実証研究によってユニバーサル・ベーシック・インカム(UBI)に貧困と格差を緩和する可能性があることが示されているが、同時にこの可能性がUBI導入国の行政能力や社会支出の対象設定を改善する能力にも左右されることが分かっている。

銀行サービスを
利用する機会

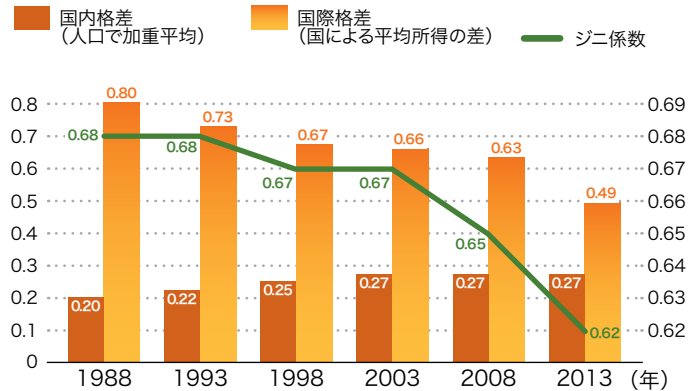


経済成長の包摂性を高める

誰もが経済成長から同じような恩恵を必ずしも受けられるわけではないという証拠がますます出てきている。また、包摂性の欠如がマクロ経済的にも悪影響をもたらすことを示す証拠も増えている。IMFのペーパーは力強い経済成長をあらゆる人々が享受できる豊かさへと結びつける鍵が国内政策であると示している。各国はマクロ経済の安定性ととも持続可能な経済成長を維持できる政策枠組みを採択すべきだ。包摂的な経済成長の促進には、生産性を向上させる施策が必要であり、同時に成長が加速する結果、公平性が犠牲になることがないようにする必要がある。IMFは2013年に「包摂的な経済成長」コースを開始したが、このコースでは包摂的な成長を促進するための分析ツールや運営ツールを議論しており、IMFが提供するコースの中で世界的に最も需要が大きいもののひとつとなっている。

図 1.3

国際格差は縮小しているものの・・・



出典: Lakner and Milanović (2016)、Milanović (2016)、世界銀行 (2016)

注: 各棒の高さは平均対数偏差で測られた世界的な国内格差と国際格差を指し示している(それぞれ左軸)。ジニ係数はある国に住む人々の所得分布を示すもので、その値は1(つまり100%)が完全な不平等を意味する(右軸)。

学ぶ

・・・国内格差が拡大している

国際的な所得水準の差が縮小した一方で、1980年代半ばから2000年代半ばにかけて、特に先進国・地域で国内格差が拡大した。こうした傾向を多くの要因が説明している。

技術革新

技術革新の恩恵をこれまでに主に受けてきたのが資本保有者や高度な技能を持った労働者であった。


国際貿易

国際貿易は経済成長と貧困削減の原動力であり続けている。しかし、労働力を節約する技術と国外へのアウトソーシングと相まって、貿易によって先進国の雇用が一部失われ、失業する人々が生じた。

金融統合

十分な規制なしに金融統合が進むと金融危機に対する脆弱性が高まり、資本の交渉力を強化する。

関連SDGs

ジェンダー平等を実現しよう 

国内政策

一部の国々でとられた政策の結果、労働者の交渉力が弱まり、企業集中が加速し、税の累進度が低下し、社会保障が弱体化した。

働きがいも経済成長も 

人や国の不平等をなくそう 



腐敗の多くの側面を 明るみに出す

構造的な腐敗が存在しない社会制度など良きガバナンスは、マクロ経済の安定性にとっても、持続可能で包摂的な経済成長にとっても不可欠である。公的な地位を個人の利益のために乱用することを腐敗だと定義するが、こうした腐敗が社会制度内に広がってしまった場合には、経済成長率が低く、投資が少なく、格差が大いという関係性が見られるという結果がIMFの調査から出ている。

腐敗は政府の徴税能力を損なうが、これは部分的には不公平性とえこひいきが認識されて税制が弱体化するため、この結果、国庫から資金が枯渇してしまう可能性がある。また、腐敗は見返りとしての賄賂をもたらす無駄な巨大プロジェクトを助長して、政府の歳出を歪めてしまう。こうしたプロジェクトが行われる結果、医療や教育という経済面・社会面でプラスの効果を生み出す分野の投資がおろそかになってしまう。そして、貧しい人々は政府サービスへの依存度が比較的高いため、こうした歳出の歪みから不釣り合いに大きい影響を受け、彼らの経済的機会にもまた過大な制約が課されてしまう。

政府が平等性と法の支配に基づいて事業環境を整えられないときにも、持続可能で包摂的な経済成長が脅かされる。賄賂は投資のコストを高くする。社会制度内に腐敗が浸透しているときには、賄賂が投資に対する税として機能する。そして、もし腐敗が金融業に対する規制や監督にまで影響を及ぼす場合、金融の安定性もリスクにさらされる。

腐敗によって、政府に対する信頼が失われ、国内の不和が高まる可能性があり、これが間接的に安定性や包摂的な経済成長に影響を与える。例えば、若者がスキル習得や教育に投資しても得られるものが少ないと考えると、生産性向上の見込みが低くなり、同時に人々の憤りを煽ることになる。

IMFは最近、ガバナンスと腐敗に関する方針を改訂した。この新方針は腐敗の性質や規模、そして腐敗がマクロ経済に与える影響を評価する上での方向性を提示している。ガバナンスと腐敗の分野でIMFがより体系的かつ公平で率直な対話に基づく取り組みを行えるように、この方針は腐敗の「供給側（賄賂を差し出す側）」と「需要側（賄賂を受け取る側）」の両方に焦点をあてるものになっている。腐敗に対して効果的に取り組むためには、外国公務員に賄賂を渡すなど直接的なものであれ、マネー・ロンダリングによって汚れた資金をきれいな資金にみせかけるなど間接的なものであれ、不正行為を抑制する施策を導入する必要がある。

腐敗は
無駄な支出を
助長する

腐敗撲滅のための IMFの方針と 能力開発

IMFが定めた腐敗とガバナンスに関する方針では、各国経済の健康状態を確認した個別の報告書でIMFが腐敗撲滅に関して詳細な助言を提供してきたことが示されている。こうした助言は、IMFが提供中か提供検討中の融資の参考にするためにまとめられたことが多かった。そして、能力開発を目的として世界銀行などのパートナーとともに現地を訪れたIMF代表団が得た知見をしばしば反映していた。いくつもの国々を対象に4条協議では腐敗撲滅戦略に関して詳細な政策助言が行われた。

腐敗が経済に影響を与える方法

IMFの研究によると、腐敗が少ないと経済成長率が高いという関係が見られる。腐敗やガバナンスの指標で50パーセンタイル値と25パーセンタイル値を比べると、25パーセンタイルの方が1人当たりのGDP年間成長率で0.5%ポイント以上、対GDP投資比率で1.5~2%ポイント少ない結果になっている。

腐敗は
人々の憤りを
煽る

腐敗によって
社会制度への信頼が
失われる

腐敗は**貧しい**
人々に不釣り合いに
大きな影響を与える

関連SDG

平和と公正を
すべての人に



テクノロジーの恩恵が 広く行き渡るようにする

産業革命の当初から、技術革新が将来の雇用と格差に及ぼす影響が憂慮されてきた。情報技術が急速に進歩する昨今では、この懸念が特に強まっている。IMFはこのテーマについて、様々な角度から検証を行ってきた。例えば、仕事の未来や、金融安定性や財政政策に対する影響に関して取り上げてきた。この目的は、技術革新がマクロ経済の健全性や包摂的な経済成長に対して阻害要因になるのではなく、プラスに働くようにすることである。

機械が行える業務の幅が広がり、労働者と比較してコスト安になる傾向が強まっているため、新しい技術の進歩が大きな混乱をもたらすかもしれない。この結果、雇用の数が減り、その安定性も損なわれていく可能性があり、同時に格差が深刻化するかもしれない。というのも、多くの場合、技術の進歩で利益を得るのが企業や最も教育を受けた労働者であるからだ。これは、中産階級の衰退を加速させ、最富裕層と最貧困層との格差がさらに拡大する可能性がある。IMFのペーパーでは、テクノロジーが仕事に及ぼす影響について分析が行われ、政策の選択肢が提示されている。例えば、教育や研修に対する公共支出を拡大することや、財政政策を活用して経済成長の恩恵が社会に広く行き渡るようにすることがオプションとして示されている。

また、IMFは新しい金融テクノロジーの可能性とリスクも検討した。こうした一連の新技术はフィンテックと呼ばれるが、人工知能(AI)やビッグデータ、生体認証に加えて、ブロックチェーンのような分散型台帳が含まれている。こうしたテクノロジーには利点があり、例えばその活用によって金融サービスがより迅速かつ安価で透明性が高く、包摂的なものになり、また、ひょっとすると使いやすさも改善する可能性がある。例えば、人工知能とビッグデータを組み合わせると、クレジットスコアの算出を自動化できるかもしれない。一方で、スマートコントラクトによって投資家は事前に設定した条件が満たされると資産を売却するようになることができる。さらに、携帯電話と分散型台帳を利用すると銀行を仲介せずに直接金融取引ができるようになるかもしれない。IMFはデジタル化によって、税制遵守がより簡単になり、同時に公共サービス提供の改善も可能になると発見している。デジタル化はまた、政府のガバナンスと財政の透明性を改善することができ、その結果、腐敗した取引の隠蔽が難しくなる。

しかし、リスクも存在する。テクノロジーの結果、取引のスピードが加速し、取引量が増加することで、市場ボラティリティが増す可

能性がある。また、サイバー攻撃に対する脆弱性が高まり、信用集中リスクが増し、内部統制が弱まることにつながりかねない。そして、サイバー攻撃だけでなく、プライバシーの侵害や詐欺、資金洗浄やテロ資金供与など、悪質な活動に対して扉を開くことになるかもしれない。新しい金融の世界に対して、規制を適応させるべきであり、詐欺やサイバー攻撃が起こる余地が新たに生じることに伴う脆弱性への対処などを行う必要がある。

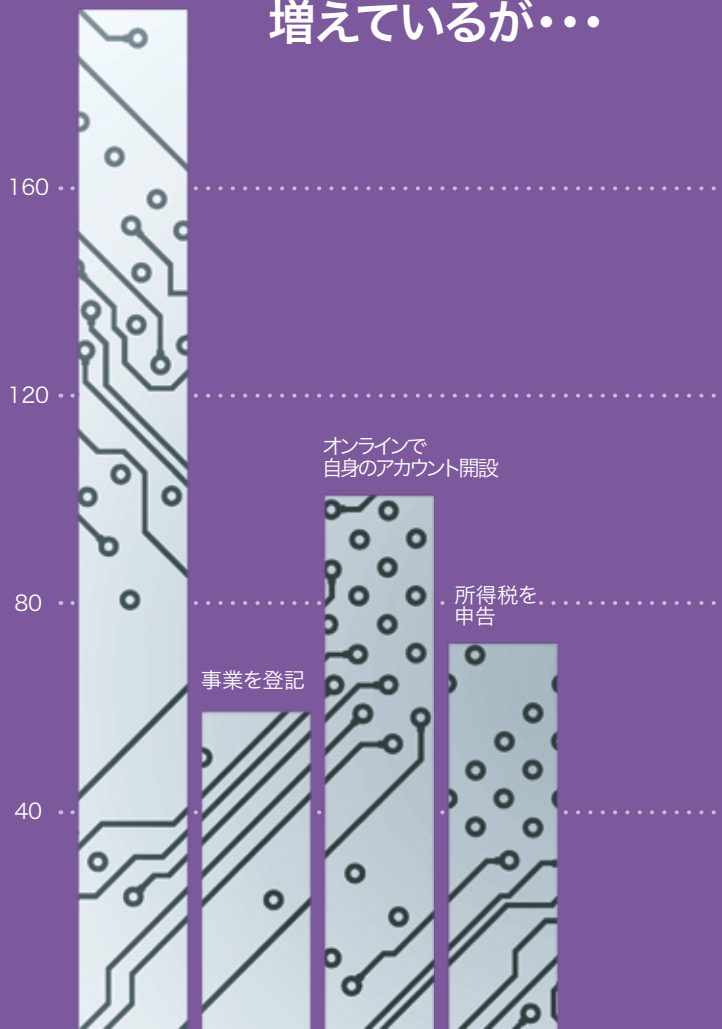
図 1.4

政府のデジタル化

各種行政サービスでデジタル化を行っている国の数(2016年)

国政府の
ホームページ

市民の選択肢は 増えているが...



イノベーションの芽を摘まずにフィンテックを規制するには？

監視を拡大する

金融サービスがしっかりと定義された仲介業者からより緩やかなネットワークと市場プラットフォームへの移行を速める中で、銀行や保険会社などの事業者以外の各種金融サービスにも規制の焦点をあてる。

国際協力を促進する

技術のネットワークやプラットフォームは国境に縛られることがない。国際協力によって、規制面で底辺への競争が起こらないようにする。

法的な原則を時代にあったものにする

デジタル資産やデジタルトークンの地位や所有権を含めて、新しい金融環境の中での権利と義務を明確化する。

ガバナンスを強化する

規則と基準を定めて、データ、アルゴリズム、プラットフォームの健全性を保ち、透明でバランスのとれた契約やプライバシーの権利など様々な側面で消費者保護を強化できるようにする。

舞台裏では

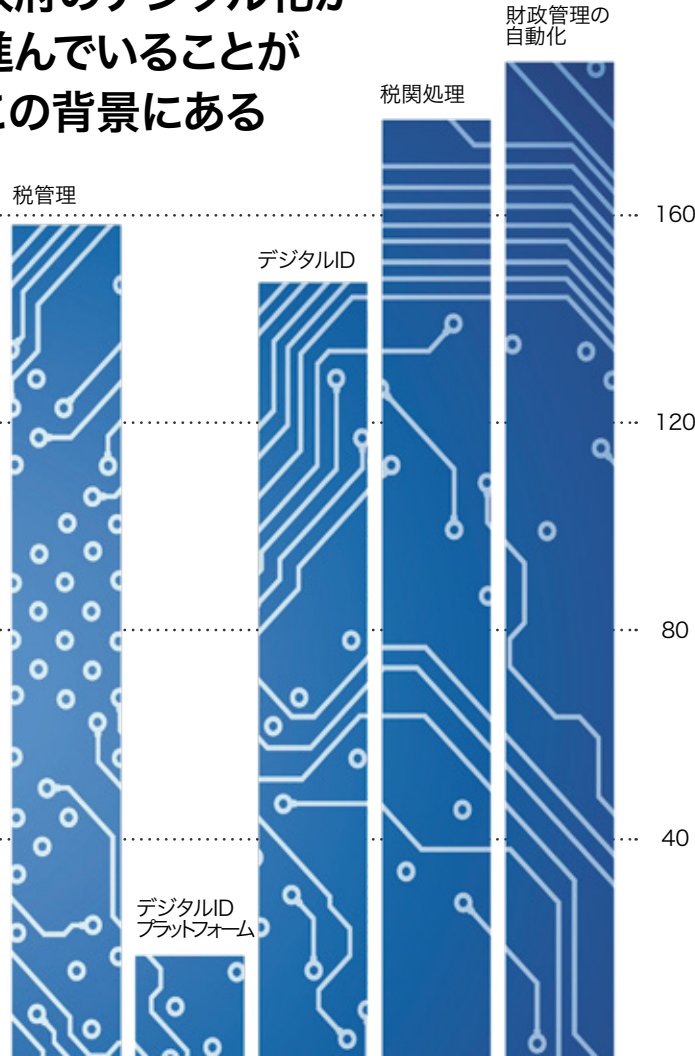
デジタル化

デジタル化とは、より信頼性が高く、タイムリーで正確な情報の入手と処理を促進するデジタル技術が日常生活に浸透することであり、財政政策に対して重要な機会と大きな課題をもたらしている。

2018年4月の「財政モニター」ではデジタル化によって財政政策の設計と実行が現在と未来においてどのように変わりうるかを分析している。説明のために事例として取り上げられているのは、税務行政と税政策、公共サービスの提供方法、歳出の効率性である。分析では、デジタルツールの採用によって国境での間接税徴収額を1年あたり最大でGDPの2%増やせる可能性があると示されている。歳出面では、インドと南アフリカの経験が分析されており、これらの事例はデジタル化がどのように社会保護の強化と給付支給に貢献するかを例示している。デジタル化に伴うリスクを緩和するためには、包括的な改革計画や十分な資源が必要となり、国際租税制度の長期的なビジョンに対する協調的なアプローチも欠かせない。

出典：国際連合 e-Government Survey 2016、世界銀行 (2016)
注：国際連合はデジタル化について加盟国193か国の状況を調査した。

政府のデジタル化が進んでいることがこの背景にある



関連SDG

産業と技術革新の基盤をつくろう





インドネシアへの旅

共通の目標に向かって 力を合わせる

IMFと世界銀行グループの年次総会が2018年10月にインドネシアのバリ島で開催される。これはインドネシアとアジアにとって、他の国々にこれまでの進歩を示し、教訓を共有するまたとない機会となるだろう。インドネシアをはじめとしたASEAN諸国は何百万人もの人々の生活水準を向上させ、元気な中産階級を生み出すことに成功してきた。また、過去20年にわたって力強い経済成長を実現することで、この地域は世界経済の成長を支える大きな原動力ともなってきた。



ポロブトゥール寺院遺跡を訪れる
クリスティーヌ・ラガルドIMF専務理事(左ページ)

ラガルド専務理事とインドネシアの
ジョコ・ウィドド大統領(右ページ、左上)

2018年の春季会合でインドネシアの展示を訪れる
ラガルド専務理事(右ページ、中央右)



域内における つながりと協力を模索する

アジア太平洋地域事務所創設20周年

11月にIMFと日本の財務省による共催で、アジア太平洋地域事務所(OAP)の20周年を記念するイベントが東京で行われ、モンゴルとネパールの中央銀行総裁を含めた400人以上の参加者が出席した。

初代の斉藤国雄氏など歴代のアジア太平洋地域事務所長や、海外から飛行機で駆けつけた職員、IMFに過去勤めていた人々、1997年のOAP設立に奮闘した人々などがレセプションに参加し、このレセプションはまるでOAPの同窓会のようなものであった。麻生太郎副首相と日本銀行の黒田東彦総裁がこのイベントを祝福するスピーチを行った。

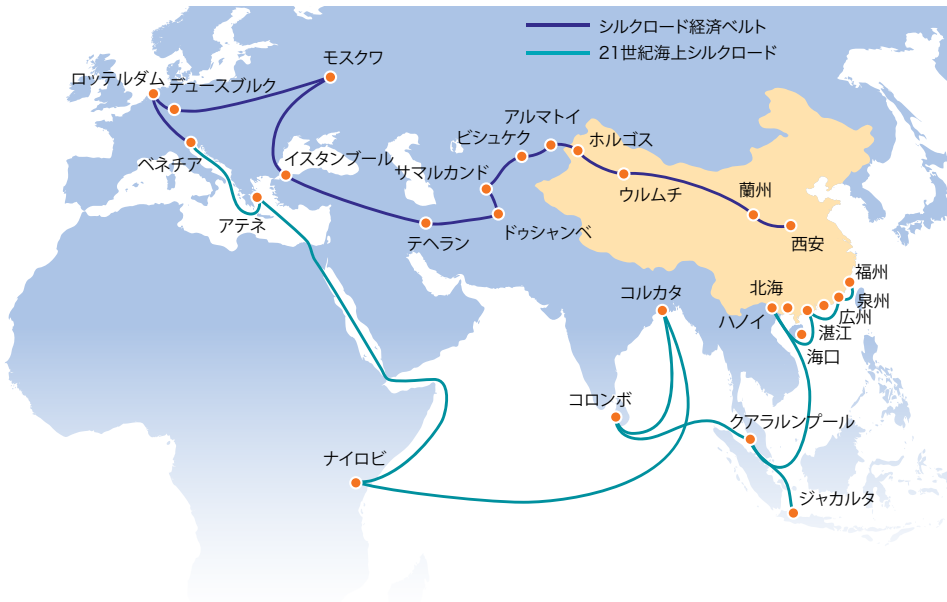
基調講演では、日本で学生が主催して大きな人気を集める学園祭についてクリスティーヌ・ラガルド専務理事が言及した。学園祭が「先進性」にあふれ、「共通体験」を確たる土台としていることに触れながら、こうし

た学園祭の特徴が日本とIMFの協力関係を表す言葉としてもぴったりであると話した。

60人を超える日本-IMFアジア奨学金プログラム(JISPA)奨学生が専務理事との対話に参加し、アジアの経済成長に対するリスクについてIMFの見方を質問した。JISPAは日本財務省が資金を提供し、OAPが管理している。

OAPはJISPAの運営を継続し、また、能力開発セミナーや政策カンファレンスを域内で開催して、アジア太平洋地域でのIMFのプレゼンスを拡大していく予定である。くわえて、この目的のためにアジア太平洋経済協力会議(APEC)や東南アジア連合(ASEAN)など、アジア太平洋地域のフォーラムとも現地での関係性を深めていくことになっている。





一帯一路構想

中国の一帯一路構想は2013年に立ち上げられたが、中東を経由してアジアとヨーロッパやアフリカをつなぎ、太平洋を越えてアジアとラテンアメリカ諸国と結びつけることで、インフラや貿易、金融、人的交流面での連結性と協力を促進することを目標としている。2017年5月には、一帯一路国際協力フォーラムが中国によって主催されて注目を集めたが、この会議では構想実現までの道のりについて概要が示された。この構想は、開発を支え、成長の可能性を高める

ことを目的に、中国に加えて民間部門など様々な提供者からかなりの資金が寄せられることになると期待されている。

一帯一路構想の実行と成功に向けたマクロ経済面・金融面での枠組みに関する高官級会議が2018年4月に開催され、構想が秘める可能性をどう実現するか、また、債務の持続可能性と適切なプロジェクトの選定を保証しつつ、得られるメリットをどう最大化するかについて焦点が当てられた。ラガルド専務理事

はスピーチで、インフラ投資の拡大が経済成長の包摂性を高め、国外からの直接投資をさらに呼び込み、新しい雇用を増やす上で有用だと述べた。また、同じスピーチで専務理事は、中国と相手国政府の双方に対して後に財政的な困難をもたらしかねない合意を避けるために、公的債務水準が高い国については融資条件を注意深く管理する必要もあると強調した。くわえて、ラガルド専務理事は透明性の高い意思決定が必ず行われるようにすることも強調した。

また、この会議では中国人民銀行の易綱総裁とラガルド専務理事によって、中国-IMF能力開発センター(CICDC)の開所式が行われた。このセンターは研修やワークショップ、ピアラーニング・イベントの開催を通じて、各国と協力を行うことを目指しており、これらは全て持続可能で包摂的な経済成長を支えている。CICDCは北京に置かれ、一帯一路構想と関係する国など中国国内外での活動を支援することになる。

持続可能な開発に投資する

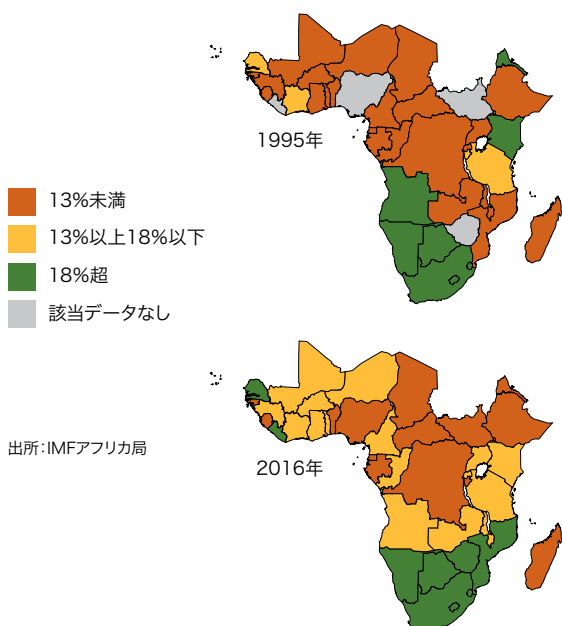
歳入拡大の可能性が眠る大陸

サブサハラアフリカにとって極めて重要な政策課題は、持続可能な開発目標(SDGs)の達成を通じて、生活水準を向上させることである。開発資金の最も確実な調達源は、国内で生み出される税収入だ。同地域はIMFの能力開発と融資支援を活用し、過去20年間で著しい進歩を実現させてきた(図1.5)。しかし、国内での税徴収には改善の余地がまだ大きく残されている。

最近のIMFの調査では、サブサハラアフリカ諸国が最大でGDPの5%を追加税収入として徴収できると推計されている。これは同地域が毎年国際援助として受け取る額を大きく上回る。この潜在的な可能性を活かすためには、税務行政の制度近代化と税基盤の拡大に向けて、各国が努力を続けていく必要がある。

図 1.5

サブサハラアフリカでの税収の対GDP比率

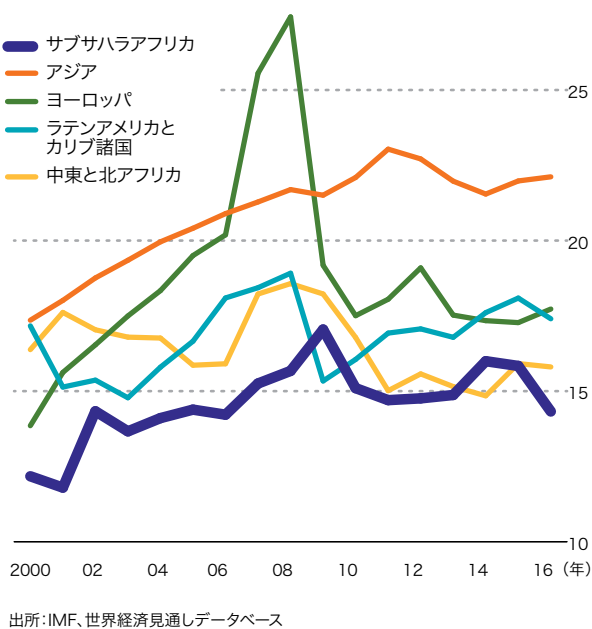


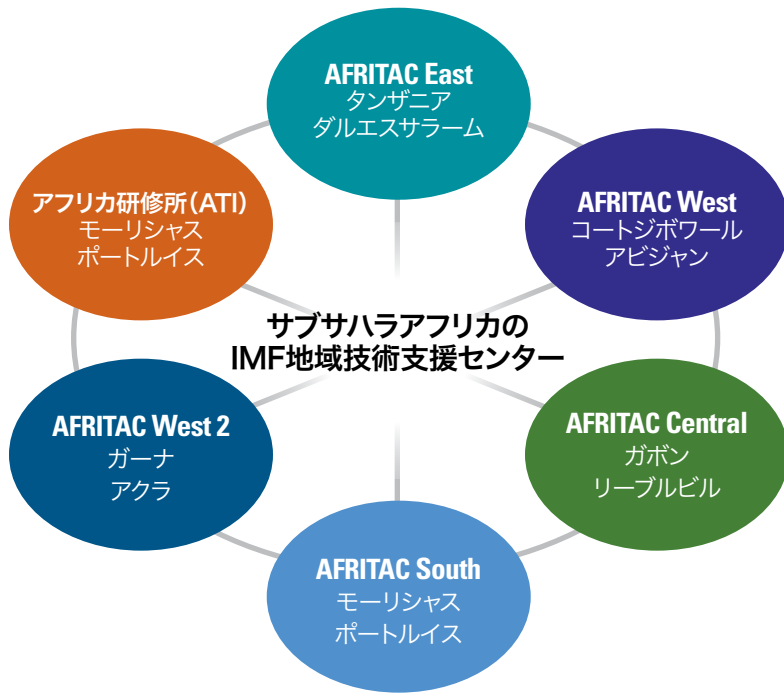
成長を回復させるための民間投資

民間投資については、サブサハラアフリカは他の地域に後れを取ってきた(図1.6)。持続可能で包摂的な成長のためには、民間の国内・対外投資を増やすことが不可欠だ。実証的分析からは、経済活動の現状と見通しが、民間企業の投資の決断を後押しする主要要素となることが示唆されている。さらに、規制と破綻の枠組みの改善や金融市場の深化、貿易の自由化によって、成長が民間投資の決断に与える影響力は増大する。

図 1.6

発展途上国における民間投資の対GDP比率(2000-2016年)





概要

サブサハラアフリカでのピア・ラーニング

サブサハラアフリカ全域を担当する6つの地域センターのネットワークが、IMFが現地で進める能力開発の取り組みの大半を調整しており、同地域における経済制度の構築と良好なガバナンスを支援している。これらのセンターは、加盟国の当局者や他の開発パートナーとの緊密な調整に努め、開発パートナー、加盟国、IMFから資金提供を受けている。実践的なアドバイスの提供や地域研修、政策を中心としたワークショップの実施に加えて、各国がベストプラクティスを共有し、地域統合を促進できるようピア・ラーニング

の活動が進められている。2018年に行われた活動の例としては、セネガル政府とG20の「アフリカとのコンパクト」との共催で経済の多様化と成長に関するワークショップが行われたほか、アフリカ経済変革センターとガーナ政府と共同で援助依存からの脱却に向けた国内歳入確保に向けたルワンダ政府とUNウィメンとはジェンダー平等を推進する方法を議題とした会議が共催された。徴税の支援に向けたデジタル技術の活用も注目を集めるテーマのひとつとなっている。



欧州経済の安定と強化を図る

ユーロ圏における財政機構の一元化

ユーロ圏危機の結果、この通貨同盟の機能上の欠陥が明らかとなったが、IMFスタッフはユーロ圏が統合深化によってショックからの回復力を高められると主張してきた。IMFのペーパーではユーロ圏に一元的な財政機構を確立する提案の概要が示されているが、財政機構の一元化は各国特有もしくは共通のショックが起こった際にその軽減に寄与できる可能性がある。ここでは特に、各国の年次分担金を資金源とするマクロ経済安定化基金の設立が提案されており、この基金を通じて好況時には資産を形成し、不況時には各国に資金の移転を行うことが想定されている。また、大規模なショックが発生して基金の資産が尽きた際に備え、借入能力の設定も提唱されている。

シミュレーションの結果からは、分担金が比較的少額であったとしても、不況時にはこのようなスキームを通じてマクロ経済に有益な安定がもたらされることが示されている。一元化された財政機構のもとでは、国々の間でリスクが共有されることになる。したがって、モラルハザードの問題を避けるためには、資金移転の条件として、欧州連合（EU）の財政規律が徹底して遵守されなくてはならない。またこのペーパーでは、国家間の絶え間ない資金移転を避けること、そして同スキームの運営を巡る論争の範囲を制限するために、一元化された財政機構をできる限り自動的に機能させることを目的とした諸条件も検討されている。これら2点は、このスキームが政治的に受け入れられるために重要である。





フランス経済の刷新

2018年2月にフランスのパリで開催された「フランス経済の刷新とユーロ圏統合の完成」をテーマとした会議では、主要な政策当局者やエコノミスト、民間部門の代表者らが一堂に会し、フランスとユーロ圏のレジリエンスと成長可能性をいかに高めていくかについて議論を交わした。同会議は、IMFとフランス財務省の共催で実施された。

クリスティーヌ・ラガルドIMF専務理事はブリュノ・ル・メール仏財務大臣との会談の中で、現在の景気回復を利用して、意欲的な改革アジェンダを国内と欧州レベルの両方で推し進め、雇用と生産性向上を促進していくことが重要であると強調した。

ドイツの政策論議

2018年1月にIMFとドイツ連邦銀行の共催のもと開かれた会議では、経済政策が議題として取り上げられ、ドイツ国内外の著名なエコノミストや政策当局者らが参加した。同会議では特に議論が激しくなっている分野に焦点が当てられ、賃金とインフレの動向、適切な財務政策の方針、ドイツの経常黒字、ユーロ圏とドイツの危機後の課題などが論題となった。クリスティーヌ・ラガルドIMF専務理事とドイツ連邦銀行のイエンス・ヴァイトマン総裁が基調講演を行い、同会議は活発な意見交換の場となると同時に、IMFにとってドイツとの関係を深める機会となった。

スペインで経済回復を維持

2018年4月にスペインのマドリッドでIMFがスペイン銀行と共同で開催した会議「スペイン 回復からレジリエンスへ」では、金融危機に対するスペインの対応措置の成功に焦点が当てられた。今後の持続的かつ包摂的な経済路線を確実にするために、会議への参加者はそれぞれが得た教訓や政策の選択肢を共有した。IMFのデビッド・リプトン筆頭副専務理事が基調講演を行った。この会議で議論されたスペイン経済の重要課題は、高水準の公的債務や労働市場改革に残された課題、中期的な生産性と成長の見通しの弱さに関係があった。また、いかにヨーロッパの制度をより強固なものにしていくことができるか、特に銀行同盟の完成を中心に議論が行われた。

政府改革によって 包摂的な経済成長を支える

中東諸国の政府はいかに「今、行動(ACT NOW)」できるか

アラブの春から7年が経ったが、同地域の人々は今も経済的機会の拡大とより豊かな生活を切望している。同地域の人口は60%が30歳未満であり、今後5年間で2,700万人の若者が職に就くことになるという状況の中、政策当局者は機会を生み出すために「今、行動する(ACT NOW)」必要がある。2018年1月にモロッコのマラケシュでIMFとアラブ経済社会開発基金、アラブ通貨基金が同国政府と開催した会議「万人のための機会」では、より包摂性の高い経済成長を推進するために右の項目を重視して改革に優先的に取り組むよう各国政府に呼びかけがなされた。

- 説明責任(Accountability)
透明性の向上、諸制度の強化、汚職など腐敗の撲滅
- 競争(Competition)
円滑な資金調達とより適切な規制を通じて民間セクターを発展させる
- テクノロジーと貿易(Technology and trade)
新たな成長の源の創出に向けた活用
- 誰一人取り残さない(No one left behind)
強固なセーフティーネットの構築と、若者や女性、農村人口、難民の権利の強化
- 機会(Opportunity)
社会支出や投資支出の改善と、より公平な課税の追求
- 仕事(Work)
労働者が新しい経済に必要な力を身につけられるように、人への投資と教育改革



モロッコのマラケシュに滞在中のクリスティーヌ・ラガルド IMF専務理事。モロッコ料理レストラン併設のアマル女性職業訓練センターを訪問した。



エジプトの改革プログラムが経済安定化に貢献 コーカサス・中央アジアでの金融セクターの回復

2011年以降のエジプトでは、長引く政治的移行と不安定な地域情勢によって、以前からの構造的課題が深刻化した。その結果として成長が減速し、公的債務が増加する一方で、外貨準備高は激減した。エジプト当局は2016年に、マクロ経済の安定を取り戻すための政策と構造改革のプログラムを策定した。このプログラムはIMFの拡大信用供与措置(EFF)に基づく3年間に延長された取極の支援を受けて実施され、対外的な競争力を高めること、公的負債を削減すること、包摂的な成長を促進することを狙いとしていた。

このプログラムの重要な点は、歳入確保の改善である。税務行政診断評価によって、納税申告と還付も含め、改善が必要と

されるエリアが特定された。エジプトの税務行政当局は、バイルートに拠点を置くIMFの地域能力開発センター「METAC」と協力し、一部の税務署に新方式を試験的に導入した。これらの試行事例では有望な成果が挙げられ、試行導入をした税務署では、徴税率と納税申告率が平均して通常の税務署の2倍となった。エジプト政府はこれらの改革の実施を拡大し、脱税と腐敗の防止を支援することを目指している。

同プログラムの開始から1年後、対外赤字と財政赤字は減少し、成長が加速した。この当局による改革プログラムは、外貨不足の軽減や社会扶助の強化、民間投資や成長の拡大など、状況の安定化に大きく貢献している。

一次産品価格の下落や主要な貿易相手国の成長の減速など、2014年以降に発生した外的ショックは、コーカサス・中央アジア8か国の銀行セクターを圧迫してきた。これらのショックは、資産の質の低さ、ドル化の進行、関連者取引、金融規制・監督の欠陥といった金融の脆弱性が、さらに高まる原因となった。コーカサス・中央アジア地域の国々全てがショックに対して政策的措置を実施してきたが、同地域の銀行セクターが再び健全に機能するためには、さらなる努力が必要とされる。

具体的な戦略は銀行の財務状態によって決まり、目標の優先順位を明確にすることが必要となるだろう。金融の安定へのリスクが依然として大きい国々

では、銀行の財務状況の正確な評価と、存続能力のない銀行の破綻処理に重点を置かなくてはならない。また、コーカサス・中央アジア諸国全てが規制と監督の枠組みの強化に向けても努力を注ぐ必要がある。その一環として、独立したリスク管理、コンプライアンス、内部統制を確立する強固なガバナンス構造の実現や、リスクに基づく有効かつ統合された監督システム、マクロプルーデンスの枠組みの導入、信用リスク評価の改善といった改革が行われなくてはならない。各当局が強い決意を持って上記の措置を実行したならば、銀行セクターは包摂的な経済成長の加速に十分に貢献できるようになるだろう。

経済的な課題に取り組む

カリブ・フォーラム 成長の制約を取り除き、レジリエンスを強化する

2017年11月にジャマイカのキングストンで開かれた高官級カリブ・フォーラムは、財政と金融の脆弱性や若者の失業、多大な損害を引き起こす自然災害の頻繁な発生など、数多くの課題が相まって同地域の成長が阻害されている中、時宜にかなった開催であった。参加者は、現在の経済・政治サイクルの状況下でいかに負債と成長のバランスを保つかについて議論を交わした。

フォーラムに続いて、クリスティーヌ・ラガルドIMF専務理事は西インド諸島大学の学生との対話に参加した。この場ではIMFスタッフが新刊の「Unleashing Growth and Strengthening Resilience in the

Caribbean (カリブ海地域における成長の促進とレジリエンスの強化)」を発表した。本書はカリブ海地域の経済に関するIMFの最新の研究をまとめたものであり、同地域のマクロ経済の不均衡を分析し、その観光中心の経済において競争力と成長に影響する構造的な障壁を考察している。

ジャマイカはこれらの課題のいくつかに対処するうえで、強力な経済制度の構築を目指し、IMFと密に協働している。バルバドスに拠点を置くIMFの地域能力開発センターであるCARTACが、双方の連携業務の大部分を調整している。



パラグアイのマクロ経済的な安定

2018年3月にクリスティーヌ・ラガルド専務理事がアスンシオンを訪れ、オラシオ・カルテス大統領や他の高官と面会したほか、社会的なプロジェクトを見学し、複数の広報イベントにも参加した。IMFの専務理事がパラグアイを訪れるのは24年ぶりであったが、ラガルド専務理事によって同国の著しい経済成長と社会的進歩が確認された。このような背景のもと、パラグアイのマクロ経済的な安定性を強化することや、包摂的な経済成長を確実に実現すること、また比較的若い人口が同国にもたらす「人口ボーナス」を活用することの重要性が議論の中心となった。パラグアイの国家開発計画は、インフラ、医療、教育への投資を優先事項として掲げている。



ジャマイカのキングストンで開催された2017年カリブ・フォーラムで会話するクリシュナ・スリニバーサンIMF西半球局副局長(写真左)とニューヨーク大学スターン経営大学院長のピーター・ブレア・ヘンリー氏(同右)。

第2章 IMFの活動内容

IMFが果たしている役割の3本柱

経済サーベイランス

IMFは国際通貨制度を監視するとともに、加盟国189か国を対象に経済政策や金融政策のモニタリングを行う。サーベイランス(政策監視)と呼ばれるこのプロセスは、多国間レベルと国レベルの双方で行われるが、IMFはこの過程において安定性を損なう可能性のあるリスク要因を明確にして、必要な政策調整について助言を行う。

136か国を対象に
経済の健全性を調査



能力開発

IMFは世界各国政府と協力して、経済の政策や制度の近代化を図るとともに、政府機関職員に対して研修を実施する。これは包摂的な経済成長の促進に貢献している。

実践的な技術支援、
政策志向の研修、
ピアラーニングに
3億300万ドルを支出

融資

IMFは、国際収支上の問題を現在抱えているか、将来的にその可能性がある加盟国に対して融資を提供し、根本的な問題の解決を図りながら、加盟国が外貨準備を再構築し、自国通貨を安定化させ、輸入決済を継続して、力強い成長を実現するための条件を整え直せるように支援する。

4か国に910億ドルを融資
低所得途上国14か国に
24億ドルを融資



経済サーベイランス

「サーベイランス」を通じ、IMFは国際通貨制度の監視と世界経済情勢のモニタリングを行うとともに、加盟国189か国の経済政策と金融政策の健全性調査を実施する。加えて、IMFは加盟国の安定性を損ないうるリスク要因を特定し、必要な政策調整に関して各国政府に助言する。このようにして、各国間における財やサービス、資本のやりとりを促進し健全な経済成長を持続させるという、国際通貨制度の目的の達成を図っている。



はじめに

IMFのサーベイランス(政策監視)は、加盟国ごとに政策の評価と助言を行う「国別サーベイランス」と、世界経済全体あるいは一定の共通特性を有する国々のグループについて分析を行う「多国間サーベイランス」の2つの要素で構成されている。国別サーベイランスと多国間サーベイランスを一体的に実施することで、IMFは「波及効果」、つまり、ある国の政策が他の国々にどのような影響を及ぼすかについて、より総合的で一貫した分析を確実に行うことができる。

国別サーベイランスの中核はいわゆる4条協議である。これは、IMF加盟国それぞれの経済情勢や経済政策の審査を義務付けた国際通貨基金協定の条項にちなみ、このように呼ばれている。

多国間サーベイランスには、世界レベル・地域レベルの経済動向の監視と、加盟国の政策が世界経済に及ぼす波及効果の分析が含まれる。

IMFはまた、地域レベル・世界レベルの経済動向の監視と、加盟国の政策が近隣諸国や世界全体にもたらしうる波及効果を分析する。IMFはこうした動向と分析結果に関する報告書を定期的に公表している。

「世界経済見通し(WEO)」では、世界経済情勢と成長見通しを詳細に分析し、世界的な金融の混乱がもたらすマクロ経済への影響や世界経済に生じうる波及効果の可能性を検証する。とりわけアメリカ、中国、ユーロ圏といった世界的に経済が重要な国・地域の経済政策、財政政策、金融政策に伴う波及効果を取り上げている。

「国際金融安定性報告書(GFSR)」では、世界の資本市場や、金融の安定性のリスクとなりえる不均衡や脆弱性を評価する。GFSRは、中期的な財政状況に関する最新の見通しと、財政の動向を評価する。

さらにIMFは、世界主要地域の詳細な分析を行う「地域経済見通し(REO)」も公表している。

国別サーベイランス

4条協議のプロセス

年次の経済政策評価

4条協議では、マクロ経済的に重要である財政や金融、外国為替、通貨、構造といった一連の項目を取り上げ、リスクや脆弱性、政策対応に焦点をあてる。エコノミストをはじめとするIMFの多くの分野のスタッフが4条協議プロセスに関与している。

協議は、政策に関するIMFと加盟国政府当局の対話によって成り立っている。対象国の経済政策や方向性を評価するに当たり、IMFのスタッフは、政府や中央銀行などの当局に加え、国会議員やビジネス界、市民社会、労働組合の代表といった利害関係者とも協議を行う。IMFのスタッフは協議後、理事会にその報告書を提出する。通常、理事会は報告書について議論する。そして協議終了後、会議の要約が加盟国当局に送付される。大半の場合、加盟国との合意の上、理事会の評価はプレスリリースとして関連するスタッフレポートとともに公表される。2018年度は、134件の4条協議が行われた(Web Table 2.1)。

金融安定性評価の見直し

加盟各国の金融セクターの健全性を確認することは、世界的な金融安定を維持する上で重要である。IMFは、加盟国のうち、システム上重要な金融セクターを持つ29か国に対して5年ごとの評価を義務付けており、その他の任意の加盟国についても金融セクターの評価を行っている。こうした評価では、IMFスタッフが国別のリスクを特定し、金融危機を回避するための措置を提言する「金融セクター評価プログラム(FSAP)」のもと、耐性と規制について詳細な評価を実施している。

システム上重要な金融セクター(SIFS)のリストと義務付けられる金融の安定性評価の頻度については、2019年度の金融セクター評価プログラムのレビューにて検討が予定されている。2018年2月にIMFスタッフは、システム上重要な金融セ

クターを特定する方法論の修正案について理事会に説明を行った。スタッフは、金融セクター評価プログラムが担う重要な役割を強調し、透明性、統一性、公平性、そしてデータ重視型の分析に重きが置かれていることに言及した。

発展途上国と新興市場国については、金融の安定性評価が世界銀行と共同で実施されている。したがって、IMFと世界銀行はともに世界の金融安定性に対する監視の方向性を定める貢献を今後10年間行っていくことになる。

2018年サーベイランスの中間見直し

2018年4月に理事会は、「サーベイランスの中間見直し」について協議した。スタッフペーパーは、IMFのサーベイランスが一段と統合され、グローバルな環境により適合し、リスクに基づくアプローチを採用していると論じている。グローバルな相互関係性とセクター間の結びつきに対する共通理解が深まっており、国別サーベイランスと多国間サーベイランスを支えている。2020年の「サーベイランスの包括的な中間見直し」に先立ち、対外セクター評価の改善、マクロ金融サーベイランスの継続的な進歩、マクロ金融やマクロ構造の問題や新たな課題に関するパイロットプログラムからの学びの活用によって、サーベイランスの強化が図られていく。2020年の見直しはまた、IMFのサーベイランスを技術革新が急速に進む現代にさらに照準を合わせたものにするだろう。

理事たちはサーベイランスの中間見直しを歓迎し、主な結論と提言を広く支持した。また、国別サーベイランスと多国間サーベイランスの一層の一体化により、世界的なリスクと波及効果をさらにしっかりと把握できるようになったと指摘し、サーベイランスにおいては、加盟国へのアウトリーチ活動などを通じて、対外波及効果について理解を深め、より詳細かつ継続的、網羅的な分析を行うよう、職員にさらなる努力を促した。同時に、対外セクター評価の強化に向けて行われた努力を認識し、財政政策の助言が加盟国の課題の変化に適応してきていると言及した。理事たちは、国別サーベイランスへのマクロ金融分析の統合が進んでいる状況を歓迎し、マクロ金融サーベイランスを主流化し、対象範囲を拡大させる努力の継続を奨励した。また、IMFの専門家による専門分野の分析と国際的な経験から得た教訓をより有効に活用する必要があるとし、能力開発とサーベイランスの一層の統合を進めるよう要請した。さらには、「包括的なサーベイランスの見直し」に向けて、IMFによるサーベイランスの影響力評価を含めた優先事項を特定するため、加盟国などの関係者と計画的に取り組むことの重要性を強調した。



多国間サーベイランス

早期警戒演習

早期警戒演習(EWE)はIMFのサーベイランス活動で重要な位置を占め、「世界経済見通し」「国際金融安定性報告書」「財政モニター」といった旗艦報告書の作成と連携して年に2回行われている。

この演習の結果は、IMFと世界銀行の春季会合と年次総会で理事会と幹部に提出される。EWEによって発見された事項は、国別サーベイランスと多国間サーベイランス活動の枠組みの中で実践される。IMFと金融安定理事会(FSB)はEWEで密接に協力し、リスクと脆弱性に関する一貫した見解を提示する。IMFはマクロ経済やマクロ金融、ソブリンリスクに関する懸念事項で主導的な役割を担う一方で、FSBは金融システムの規制や監督に関連する事項に焦点を当てる。

脆弱性演習

早期警戒練習は、発生する可能性は低いものの、世界経済に大きな影響を与える可能性のあるリスクを評価するナラティブ分析手法を用いる。一方、脆弱性演習は、実証モデルを用いて、実質、財政、金融、対外の部門別と国別に脆弱性と危機発生の確率を評価する。早期警戒練習と同様に、脆弱性演習は春季会合と年次総会の前後で旗艦報告書の作成と密接に連携して実施される。国別と部門別の最終評価はIMFのカントリーチームによる判断に基づく。この演習の結果は理事会に提出され、各国当局との協議を行う上での参考情報として使われるほか、リソース配分の判断材料としても用いられる。

対外セクター報告書

「対外セクター報告書」は、為替相場、經常収支、外貨準備、資本フロー、対外バランスシートといった加盟国の対外セクターについて、全加盟国を対象とする統一基準を適用して評価を行う。この報告書は、「世界経済見通し」をはじめとする旗艦報告書と4条協議を補完するものである。2012年以降、毎年作成されており、世界のGDPの85%強を占める主要28か国とユーロ圏をカバーしている。これは、過剰なグローバル・インバランスとその原因について綿密かつ公平な評価を行うため、また、加盟国の諸政策がグローバルな対外的安定性に及ぼしうる影響にIMFが適切に対処できる態勢を整えるようにするために現在進めている取り組みの一環である。

理事会は、2017年7月の公式協議で、各国経済の評価と併せて作成された2017年の報告書について議論した。理事たちは報告書の結果を概ね支持し、スタッフに過剰な不均衡の原因についてさらに深い分析を行うよう促した。2018年の報告書には方法論に関する改善点が多く盛り込まれ、公式協議で再び議論が行われた。

湾岸協力理事会加盟国の経済見通しと政策課題

2017年12月にスタッフは、「湾岸協力理事会(GCC)加盟国の経済見通しと政策課題(Gulf Cooperation Council: The Economic Outlook and Policy Challenges in the GCC Countries)」と題した報告書をまとめた。このペーパーは、GCC加盟国が原油安への適応を続けているものの、大半の国々は大規模な財政緊縮の実施により、石油以外の部門の成長が妨げられていると指摘する。中期的な成長は、比較的低水準の原油価格と地政学的リスクの高まりの中で、さえない見通しのままである。

この政策ペーパーは、民間部門に対する資金調達の支援、持続可能な成長のための経済の多様化、事業環境の改善、公共部門が経済に果たす役割の縮小、財政余地がある場合は財政政策を利用した成長促進と雇用充実化の改革に、焦点を当てるよう主張する。また、国民に対して民間部門で働くよう、そして民間部門に対して国民を雇用するようインセンティブを与える改革とともに、女性の労働市場参加を促す改革を行うように訴えている。

政策助言

専務理事のグローバル政策アジェンダ

2018年4月にIMFのクリスティーヌ・ラガルド専務理事は理事会の非公式協議において、グローバル政策アジェンダ(GPA)「チャンスの扉はまだ開いている」を発表した。このアジェンダでは、景気循環の拡大局面を支える勢いは依然として力強いが、過熱する貿易摩擦と金融市場のボラティリティを踏まえると、中期的には下振れするリスクが大きいと強調されている。景気拡大局面を持続させるため、政策担当者は金融セクターの耐性を高め、政策余地を確保しなおし、腐敗防止やガバナンス向上などの構造改革を進めなければならないとGPAは記している。また、全ての国に恩恵をもたらす、ルールに基づいた開かれた多角的貿易システムを推進し、世界経済の過剰な不均衡を持続的に縮小させる努力をするべきだとも各

国に訴えかけている。また、規制に対して協調的なアプローチをとることで、金融テクノロジーがもたらすメリットを享受しつつ、安定性や整合性を脅かすリスクに対処できると更新版は記載している。

このアジェンダはさらに、IMFが主要な政策のレビューを実施することに言及した。その対象には、サーベイランス、金融セクター評価プログラム、融資のコンディショナリティ、譲許的融資ツール、債務持続可能性の分析、そして能力開発が含まれる。また、デジタル化がもたらす機会と課題についての包括的な業務プログラムも立ち上げた。

サーベイランスを通じて マクロ構造面の課題にさらなる焦点を当てる

2018年3月にスタッフは理事会に対し、サーベイランスにおいてマクロ構造面の課題にさらに焦点をあてるためのイニシアティブについて、進捗状況の説明を行った。スタッフは32か国で実施したパイロットによって構造的な問題を分析する質は改善したものの、課題は残ると指摘した。そうした課題としては、新興市場国や発展途上国を主な対象とした分析ツールのさらなる開発と知識の共有、構造的な問題のマクロ経済政策枠組みへのさらなる統合、他の国際機関との協力の拡大、各事項の適切な優先順位付けなどがある。スタッフは、パイロットの対象国をさらに9か国増やす予定である。2018年末までにパイロットを完了させ、2019年にはそこで得た教訓をより広範なサーベイランスに盛り込む意向である。

金融政策と金融セクター政策

コルレス銀行取引の動向をめぐる最新情報

2018年3月、IMFスタッフは理事会にIMFのコルレス銀行取引への取り組みについて説明し、IMFがコルレス銀行取引に対して多面的なアプローチを取っていると伝えた。このアプローチには、動向やリスク、要因のモニタリング、解決に向けた対話の促進、各国の状況に応じた適切な能力開発の提供、そしてテールリスク・シナリオ対策が含まれる。

金融政策正常化に伴い、道のりは険しく

2018年4月に発表された「国際金融安定報告書」では、インフレ率上昇の兆候に伴って先進国・地域が金融政策の正常化に着手しているが、グローバルな金融環境は依然として歴史的な水準と比べて非常に緩和的であると確認されてい



る。緩和的な金融環境は短期的な成長を下支えするだろうが、同時に中期的には世界的な金融安定と経済成長を脅かすリスクを増大させる金融脆弱性の下地を作ることにもなる。現在の金融環境下での成長は3年前よりも明らかに良好だが、マクロ経済的、地政学的、あるいは政策面でのショックが成長の障害となる可能性がある。

一部の新興市場国は良好な外部金融環境を活用し、不均衡への対処とバッファの構築を進めてきたが、引き続き脆弱性が蓄積されている国々も存在する。しかし、金融政策の正常化はグローバルな金融環境の引き締めにつながる可能性があり、そうなれば資本フローが減少し、借り換えリスクを増大させ、生産的な投資を縮小させる恐れがある。

こうした背景のもと、各国中央銀行は金融市場における破壊的な混乱を回避しつつ、金融緩和政策を徐々に解除するという微妙なバランスを取らなくてはならない。この絶妙なバランスを保つには、各国中央銀行が引き続き明確なコミュニケーションをとることが重要となる。

資本フローのもたらす利点とリスク

2017年9月に公表したペーパー、「大規模かつ不安定な資本フローに対する耐性強化 マクロプルーデンス政策の役割 (Increasing Resilience to Large and Volatile Capital Flows: The Role of Macroprudential Policies)」は、先の理事会の協議内容を反映したものである。このペーパーは、資本フローが各国に大きな恩恵をもたらす一方で、大規模かつ不安定な資本フローが金融のシステムリスクにつながる可能性があることを確認した。国内の金融セクターが発達し、制度の発展が進み、資本フローを安全に仲介することができる国では、恩恵が大きくなる傾向がある。

このペーパーは、マクロプルーデンス政策の策定を含む金融危機後の改革が、資本フローによる衝撃に対する金融システムの耐性強化に寄与していると解説している。また、このペ



ーパーでは、マクロプルーデンスの枠組みと資本フローの機関としての把握という2つの枠組みの評価を行っている。これらの枠組みは、資本フローに関する政策助言の一貫性を担保しつつ、各国の状況に応じて調整できるようにするために設けられているものだ。このペーパーは、必要なマクロ経済調整の代替策としてマクロプルーデンス政策と資本フロー管理措置を講じてはならないことなど、これら2つの枠組みが主要な原則と一貫していると結論付けている。

理事たちはこのペーパーを支持した。また、理事たちは、資本フローが大きな恩恵をもたらす一方で、特にそれが大規模かつ不安定な場合は、金融のシステミックリスクの蓄積につながる可能性があることを認識した。さらに、柔軟な為替政策を含むマクロ経済政策は、資本フローに伴うリスクを管理する上で重要な役割を果たすべきであること、そしてマクロプルーデンス政策と資本フロー管理措置が当然行われるべきマクロ経済調整の代替策となってはならないことを、改めて確認した。

銀行破綻におけるトレードオフ

2018年2月にIMFが公表したペーパー「銀行破綻におけるトレードオフ(Trade-Offs in Bank Resolution)」は、金融危機の最中に当局がある種のジレンマに直面したと指摘する。銀行救済措置は、将来的に、経営難にある金融機関に対する公的支援への期待を高めてしまう可能性があり、過度のリスクを取る行動を誘発して次なる金融危機の下地を作ることにつながる恐れがあるが、一方ではシステム全体の危機を

招くような銀行の経営難を防ぐには、公的資金の適用が不可欠だというジレンマだ。大半の場合、経営難に陥った銀行は救済され、そのコストの大部分とリスクは納税者が負担した。

それ以降、金融危機の可能性を低減させ、危機発生時のコストを最小限に抑えるべく改革が進められている。こうした改革には、民間投資家への負担のシフトや、バイルアウトとバイルインのトレードオフの改善が含まれる。このペーパーは、こうした展開と照らし合わせ、このトレードオフの問題について再検討を行った。そして、バイルインを講じる実質的な権限を破綻処理当局に付与する取り組みを支持し、公的資金注入による救済に伴って責任感が失われないような枠組みを設けるべきだと強調している。また、システミックな銀行危機に関しては、今後も公共資金を、制約をかけながらも十分かつ柔軟に適用できるようにする必要性を確認した。同時に、損失吸収能力を向上させ、バイルインによって損失を被る債権者が損失を最も吸収しやすい立場の投資家であるようにし、国境を越えた破綻処理の取り決めを改善するために、努力を継続するように求めている。

対外収支

年次経済政策評価における一貫性の促進

IMFは年次の「対外セクター報告書」に、加盟国の経常収支、実質為替レート、対外バランスシート、資本フロー、外貨準備などの対外収支項目について、スタッフが行った評価を掲載している。先に言及した通り、方法論と評価の改善を図り、報告書の一貫性を促進する努力が行われている。

主要加盟国の経常収支と為替レートに及ぼすインパクトを評価するツールとして、スタッフは対外バランス評価(EBA)の手法を用いてきた。加えて、IMFはここ数年間、その他の国々のためにいわゆる「EBAライト」手法の開発に取り組んでいる。これらの評価では、諸要因の影響を説明するために回帰分析モデルと持続可能性分析を使用する。報告書では、こうしたモデルでは把握しきれない加盟国特有の要因に関するスタッフの意見も記載されている。

データ比較の問題と方法論における不確実性が常に存在するように、EBAとEBAライトも限界を抱えている。これらの点は十分に認識されていることから、今後の評価の改良に向けた議論は、方法論の改善とその応用に焦点を当てていく。

グローバルスタンダード

システミックリスク低減に向けたツールの改善

2000年以降、IMFの金融セクター評価には金融セクターの監督基準が用いられてきたが、そのアプローチには改訂が必要だとみなされた。金融セクター評価は、バーゼル銀行監督委員会、保険監督者国際協会、証券監督者国際機構により設定された銀行、保険、証券の3つの主要監督基準に照らし合わせて実施されてきたが、2つの変化に伴ってアプローチを改訂する必要性が生じた。第一に、これらの監督基準は世界金融危機以降、大幅に更新され改善が図られてきた。対象範囲は拡大され、ギャップを埋めるための改善が施されてい

る。第二に、システミックリスクを重視する姿勢の高まりに伴い、より詳細な評価が求められる分野の重点的な見直しが必要だと判断された。

基準策定機関との協議の結果、既存の柔軟なアプローチを改善するという合意に達した。基準策定機関とIMFスタッフは、金融セクターの監督基準に関して今後も次の2つの方法のいずれかを用いることで合意した。

■ 段階評価

様々な原則が相互に関連していることから、基準は全て評価の対象となる。結果は引き続き「詳細な評価報告」にまとめられる。

■ 焦点を絞ったレビュー

基準は、特定のプルーデンスまたは監督上のギャップを段階評価なしで分析するベンチマークとして使用でき、一部原則に基づくことも可能だ。

段階評価を行うか、あるいは焦点を絞ったレビューを行うかの判断は、今後もスタッフと当局との間で決められる。



財政政策

国際法人税に関する最近の動向

2018年2月、IMFスタッフは理事会に対し、アメリカの税制改革を中心に国際法人税に関する最近の動向について説明した。IMFはまた、国別サーベイランスにおける国際法人税の問題について、これまで地域局各局との幅広い取り組みを継続してきた。2018年5月までの2年間に、4条協議報告書の一部として重要課題に関するペーパー、ワーキングペーパー、付属文書が合計で約20点作成されてきている。

第2世代の財政ルール

2018年3月にIMFスタッフは理事会に対し、世界金融危機以降の財政ルールの進展について説明し、財政ルールが適切に定められ、制度や政治的意志の裏付けがあれば財政の持続性を促進できるとの証拠を提示した。スタッフは、柔軟性と簡潔性の間で慎重にバランスを取る必要性を提議し、制裁よりもむしろ評判低下による負担を課することで遵守を促進することを提案した。

税に関する協働のためのプラットフォーム

税に関する協働のためのプラットフォームは、IMFとOECD、国連、世界銀行との共同イニシアティブだ。

- 「税と持続可能な開発目標」をテーマにした最初の国際会議
2018年2月、税に関する協働のためのプラットフォームは「税と持続可能な開発目標」に関する最初の国際会議を開催した。この会議では、税制、税務行政、法的枠組みが、持続可能な開発目標(SDGs)を達成する加盟国の能力にどのように影響を及ぼすかについて検討した。こうした効果には、SDGsの達成に必要な投資資金を調達する加盟国の能力のみならず、投資を促進して成長を支え、国際法人課税を調整し、女性のエンパワーメントを進め、環境の持続可能性を支援し、天然資源の採掘に関する適切な財政制度を策定し、そして、とりわけ政府機関の構築と全体的なガバナンスを向上させる能力に対する貢献が含まれる。会議の声明では、このプラットフォームのパートナーらが、特に分析、基準設定や技術支援を通じて、個々の機関が行っているプログラムをひとつにまとめ、団結してプロジェクトを進めることで合意した。
- 課税基盤ツールキット
2017年6月にプラットフォームは、途上国に対して課税ベースの保護を強化するための実践的な助言を提供した。比較対象企業データが欠如している場合の対策となる「移転価格分析用ツールキット(Tool kit for Addressing Difficulties in Accessing Comparable Data for Transfer Pricing Analyses)」は、独立した会社間で取引される予想価格の評価を支援することで、データが欠如する場合でも移転価格ルールの導入を可能にする。このツールキットはまた、企業が予測しやすいルールと慣行を加盟国が設定する上で役立つ。

- 「オフショア間接持分譲渡への課税」のツールキット草案
2017年8月にプラットフォームは、「オフショア間接持分譲渡に係る課税のツールキット」草案に対する意見を一般から募集した。この草案は、途上国が国内資産のオフショア間接持分譲渡に係る課税の複雑さに対処するために設計されたもので、価値を有する資産を所持する国以外に所在し、資本関係の上位に位置する企業の株式やその他の持分の売却や譲渡を対象としている。このような課税は、二国間の二重課税防止に関する協定では一般的であり、OECDの多国間協定においてもすでに取り上げられている。しかし、多くの国々ではこれらの原則を国内法として制定するに至っていない。だが、オフショア間接持分譲渡による実現益への課税を望むのであれば、国内での法制化は前提条件となる。ツールキット草案は、オフショア間接持分譲渡に係る課税原則を考察し、国内法との調整を図るために2つの基本的なモデルから成り立っている。産業界、市民社会、そして複数の国々から幅広いコメントが寄せられ、2018年には改訂版の公表が予定されている。

状況条件付き債券

2017年5月にIMFは、支払債務が経済状況等に伴って変わる条件状況付きのソブリン債券が債務国の対外ポジション立て直しに果たす役割を分析したペーパーを公表した。理事たちは、この債券の利点と問題点の両方をまとめたバランスの良い評価を歓迎した。

理事たちは、債務返済を支払能力と結びつけることによって、状況条件付き債券が財政余地を拡大し、状況が悪化した場合には政策の柔軟性を高められるという理論上のシナリオを指摘した。状況条件付き債券はまた、ソブリン債の投資家層を広げ、リスク分散の機会を拡大させる可能性もある。そして、状況条件付き債券の発行が公的債務に占める割合が大きくなった場合、対外債務危機に伴うコストを大幅に低減させ、そうすることで国際金融システムの耐性強化を図ることができる。

一方で理事たちは、スタッフの状況条件付き債券の需要に関する考察は「通常時」に限定されていると強調し、データの信憑性、債券スキームの複雑さ、発行者側では先発者が不利になるなどの課題があると指摘した。スタッフの分析では、債券スキームの慎重な設計、確固とした制度と契約、公的部門のイニシアティブと連携がこれらの問題の一部を克服するのに役立つことが示された。

総じて理事たちは、すでに確立した債券市場を有する成熟した経済国よりも、自然災害や一次産品価格の大幅な変動による影響を受けやすい途上国の方が、こうした仕組みの債券を活用する可能性が高いとした。さらに、IMFがこの視点に沿って、段階的かつ目標を絞った需要主導のアプローチを追求するよう提言した。

新興市場国

新興市場国の経済情勢と見通し

2017年9月と2018年4月に開催された非公式協議で、スタッフは理事会に対して新興市場国の経済情勢と見通しについて説明した。スタッフは、経済情勢と見通しの両面において、新興市場国を取り巻くグローバルな経済環境は有利に働いているとしつつ、多くの新興市場国では金融市場の急激あるいは過度な引き締めで生じるリスクと同様に、バランスシートの脆弱性も高まっていると指摘した。こうした脆弱性は、グローバルな環境が良好な状態であるうちに対処すべきである。2017年9月のブリーフィングでは、中期的成長を促進し、耐性を強化して、脆弱性を低減させるための構造改革を進める必要性が強調された。また、2018年4月のブリーフィングでは、全体的な所得水準の向上を促すために、人口動態の圧力による影響の緩和とインフレ動向が一層重視された。

欧州新興市場国における銀行融資の改善

中欧、東欧、南東欧地域(CESEE)における銀行融資は、世界金融危機に伴うレバレッジ解消過程が終了し、現在は改善が見られる。不良債権による悪影響は一部諸国に根強く残るものの、一時は融資見通しに暗い影を落とした不良債権が漸進的に削減されたことで、良好な状況になっている。これが、2017年のウィーン・イニシアティブの報告書の結論である。このイニシアティブは、CESEEの銀行セクターの信用供与を継続させるため、世界金融危機のさなかにIMFの支援を受けて立ち上げられた。

国際決済銀行(BIS)に対する報告義務があるCESEEの銀行は、2017年前半に対外ポジションの改善が見られた。銀行による外貨調達、一部の国で減少したものの、全体的には増加した。独立国家共同体(CIS)外では融資が加速し、消費者向け融資はほぼ全ての国で順調に回復した。経済見通しの改善は、信用需要を高め、与信基準の緩和につながった。しかし、一部の大手銀行グループの資産の質は、現地の規制や資本基盤の変化とともに銀行子会社の与信態度の厳格化を招き、選択的な融資戦略につながったと報告された。

ウィーン・イニシアティブは、不良債権、規制改革の影響、資本市場の発展など金融部門が抱える問題の一部に取り組んでいる。2018年3月には、CESEEを対象としたイノベーションを促進し生産性を向上させるモデルに照準を合わせた。その目的は、経済成長に新たな刺激を与え、所得水準の高い欧州連合(EU)諸国との収斂を進めていくことにある。

低所得国と発展途上国

債務の持続可能性

2017年9月に理事会は「低所得国のためのIMF・世界銀行共同の債務持続可能性の枠組み(DSF)」の見直しを行った。2005年以降、国際社会はこの枠組みに基づいて低所得国の債務持続可能性に対するリスクを評価してきた。この見直しでは、枠組みを適応させ、更新し、より包括的にものにするための改革が提案された。見直し後の新たな変更に含まれるのは、政府の債務負担能力を評価する手法の変数増による改訂、過剰債務の予測手法の改善、加盟国の状況により合致したストレステストである。

理事たちは包括的な見直しと提案された改革を歓迎した。特に、融資と資金調達の両面で適切な判断を下すため、潜在的な過剰債務に対してより正確に危険を察知することを重視した点を評価した。理事たちは、枠組みによるアウトプットの質はインプットの質に大きく依存すると指摘し、債務持続可能性評価によって公的債務を全て完全に把握できるようにする努力を求めた。



低所得国の社会セーフガード

2017年6月、IMFは理事会での意見交換後、「社会セーフガードと、削減貧困・成長トラスト(PRGT)および政策支援インストルメント(PSI)に基づく支援プログラムの設計」と題するペーパーを発表した。このペーパーは、低所得国がPRGTとPSIの支援プログラムを実施することで、貧しい人々や弱者をいかに保護できるかについて検討している。このペーパーはまた、社会支出など優先すべき支出の目標が、低所得国でPRGTの支援を受けたプログラムとPSIのほぼ全てに含まれ、その目標の3分の2以上が達成されていることを確認した。さらに、医療支出と教育支出は通常確保されていた。ペーパーは、低所得国の社会セーフティネットの強化に向けた努力を推奨している。

理事たちは、支援プログラムの大半で社会保障支出が守られていると確認されたことを歓迎し、PRGTやPSIが支援するプログラムにおいて社会セーフガード諸策の設計を改善すべ

きとするスタッフの提案を支持した。また、理事らは世界銀行や他のパートナー開発機関との協働を、一段と緊密で実効性あるものとし、社会セーフガードの課題について各国当局と市民団体を含む外部利害関係者と継続的に取り組んで行くよう求めた。

ザンビアで主催した資本フロー会議

2017年5月、IMFはザンビアで「資本フローの管理 途上国の課題」と題した会議を主催した。この会議には、ザンビアのフェリックス・ムタティ財務大臣、IMFのデビッド・リプトン筆頭副専務理事、ノーベル経済学賞を受賞したニューヨーク市立大学のポール・クルーグマン特別教授らが参加した。

参加者は、途上国への資本フローは、投資のための重要な資金源であり、外貨準備の維持に寄与するとして、概ね有益であるとの意見で一致した。また、質の高い資本フローを再び活発化させるための健全な政策とマクロ経済の安定の重要性を強調した。重要な意見として、資本フローの構成が金融の安定性と成長にとって重大であるという見解、そして、資本流入局面における管理を効果的に行うことが、資本流出へと逆転した際に生じる課題への最善の予防策だという見解が挙げられた。

その他のトピック

インフラ支援

IMFは、加盟国の投資プログラムと資金調達戦略がマクロ経済面や財政面で及ぼす影響の評価と、公共投資管理の制度面での能力強化を支援するため、2015年にインフラ政策支援イニシアティブ(IPSI)を立ち上げた。このイニシアティブは、IMFによる公共投資の監督と技術支援を統合し、加盟国がインフラ構築で最大限に資源を活用できるよう複数の分析ツールを組み合わせている。インフラ問題が特に深刻であり、IMFと当局による取り組みにおいて重要分野のひとつになっている9か国がIPSIのパイロット実施国に選ばれた。カンボジア、コロンビア、ホンジュラス、キルギス共和国、セルビア、ソロモン諸島、タイ、東ティモール、バヌアツの9か国である。



インフラの質の向上のためにすでに使用されている多くのツールに加え、一部の国々ではインフラ支出の拡大を目的としたツールが、IPSIプログラムに統合されているが、次にその例をあげる。

- 公共投資運営評価(PIMA)
PIMAは公共投資管理手法の効果を評価する。また、十分に計画され、コスト効果の高い公共投資プロジェクトをスケジュール通りかつ予算内で実施するための改革について優先順位付けを支援する。
- 官民パートナーシップ財政リスク評価モデル(P-FRAM)
P-FRAMは官民パートナーシップから派生しうる財政コストや財政リスクを評価する分析ツールである。
- 債務・投資・成長(DIG)モデル
動的なモデルであるDIGを用いることで、政策立案者は各種資金調達戦略から生じるマクロ経済的な影響を評価できる。

脆弱国の財政能力の構築

2017年6月、IMFは理事会での協議を経て、脆弱国における最近のIMFの能力開発(技術支援と研修)を分析したペーパーを公表し、財政の安定性、財政管理、歳入確保を達成することに財政面で行う技術支援の重要性を強調した。このペーパーは、紛争や災害の直後など、国が脆弱な状態に陥ったときにはまず、最も容易に徴収可能な税金、税政・関税行政の基本的な組織体制の確立、そして主要な行政手続きの強化に焦点を当てるべきだと確認した。歳出面では、年度予算の準備、予算執行の管理、現金管理、基本的な財政報告に重点を置くべきである。脆弱国がより安定化すれば、技術支援は中期歳入・歳出戦略を通じて、財政制度の近代化へと徐々に移行することができる。また、提携するドナーとの効果的な協働を促進することも重要だ。

理事たちは、脆弱国に対する技術支援が非脆弱国に対する支援とどのように異なるのかについての包括的かつバランスのとれた分析を歓迎するとともに、脆弱国という重要なグループに一層貢献するため、この分野での今後の業務で役立つと思われる教訓を評価した。また、財政能力構築の戦略が概ね適切であったことで合意した。理事たちは、過去10年間にIMFが脆弱国向けに行った財政面の技術支援が、外部資金の増加に支えられて拡大したことを歓迎した。

欧州連合における世代間格差と貧困

2018年1月に公表されたペーパーは、欧州連合(EU)における不平等と貧困の水準は安定しているものの、世界金融危機以降は世代間格差が台頭してきていることを明らかにした。具体的には、就労年齢層、特に若年層が後れをとっていることが確認された。世界金融危機は、すでに高水準にあった若年層の失業率を一層悪化させ、安定性の低い雇用が創出されるという傾向に拍車を掛けた。社会保障プログラムは、世界金融危機の影響から高齢者の実質所得を守ることができたが、若年層の所得の不安定性に対処するためには不十分だった。

若年層の労働市場への参加を促進することが重要である。そのためには、低賃金労働を対象を絞った「税の楔」の削減や税額控除など、若年層の雇用を促進するインセンティブを事業主に対して増やすとともに、とりわけ教育や職業訓練への支出を確保することで、若年層のスキルの向上と適応を図っていくことが求められている。また、安定性の低い仕事に就く労働者が社会保障制度に加入しやすくすることも重要だ。

新たな問題への取り組み

ジェンダー、格差、エネルギー、気候

2017年11月、スタッフは理事会に対し、ジェンダーや格差、エネルギー、気候問題に関する最近の研究を、IMFのサーベイランスや分析業務、一部の国でのパイロットプログラム、能力開発に取り入れていく努力について説明した。スタッフは、こうした分野でのIMFの取り組みが厳選されており、マクロ経済的に重要な分野に限って行われていくことを強調した。

データ

データ・統計の戦略

2018年3月に理事会は「デジタル時代におけるIMFのデータ・統計の総合戦略」について協議した。これは、IMFと加盟国がデジタル世界で進化するデータニーズに十分応えられるよう、データ・統計のエコシステムへの移行を概説したものだ。この戦略の重要な要素を次に挙げる。

■ 統合

現在別々に管理されている様々な取り組みを連携させ、データ管理機能を統合する。

■ 革新

ビッグデータを活用してより頻繁にモニタリングを行い、新しい技術を導入してデータ間のギャップを埋めるとともにサーベイランスのニーズを満たす。

■ 知能

人工知能を活用してデータと統計を分析する。

このペーパーは、IMFがドナーの協力を得る場合も含め、全加盟国の統計能力の構築に引き続き取り組んでいく点を強調している。IMFは、GDPという尺度では測れない豊かさの新たな基準をはじめ、デジタル経済とデジタルデータがマクロ経済統計に及ぼす意味を理解するため、政策決定者と協力する。

理事たちは、IMFと加盟国がデジタル化がもたらす課題とチャンスにより良い形で対応できるようになるデータ・統計の総合戦略を歓迎した。また、さらに量と多様性を増すデータを分析するため、スタッフの技能範囲を拡大する必要があると指摘した。理事たちは、戦略的な優先事項を評価し、グローバルなデータ共有構想を支持した。この構想では、IMFや市場参加者が経済情勢と政策をモニタリングするにあたって必要となる重要データを公表する国別ウェブサイトクラウドベースで統合するネットワークが企図されている。さらに、理事たちはリスクの早期発見と公式統計の編集を補完するためのビッグデータ活用が検討に値すると見なした。そして、IMFが統計能力の構築に向けて加盟国との協力を継続すべきであることで合意した。

デジタル経済の測定

デジタル化に伴い、人々の働き方、消費のあり方、他者との関わり方は変化してきた。しかし、GDPや生産性の伸びが鈍化していることから、デジタル化とデジタルな製品や活動がもたらした成長を、マクロ経済統計が十分に把握できていないのではないかという疑問が生じた。

IMFの最近のスタッフペーパーは、「デジタル産業」の周囲にはっきりした境界線を設け、「デジタル経済」と区別することを提案している。デジタル産業の境界線内には、オンラインプラットフォーム、プラットフォーム対応サービス、情報通信技

術製品・サービスを提供する企業など、デジタル化の中心に位置する生産者が存在する。境界線の外はデジタル経済であり、農業から倉庫業まであらゆる業界でのデジタル化の影響を反映している。

このペーパーでは、GDPや豊かさ、グローバル化や生産性にデジタル化が与える影響の点で、相互に関係し合う重要な側面が論じられている。また、デジタル産業関連の活動を測定する上での課題を分析している。例えば、ユーザーデータを収集するプラットフォーム上のものなど無料のデジタルサービスをGDPの算出に含めるといった提案には正当性がないとしている。興味深いことに、この点を踏まえると、経済に占めるデジタル産業の割合は大半の国々で今も10%未満であるとペーパーは指摘している。同様に、アメリカの労働生産性伸び率の試算においてデジタル産業の測定が不十分であった影響度は、2005年以降の景気後退の幅よりも小さい0.3%ポイント以下であるとしている。また、政府が定期的な活動の一環として収集したデータや民間部門によって生成された「ビッグデータ」への国家統計機関のアクセスを改善することは、測定上の課題の克服に役立つことが同ペーパーで確認されている。



ビッグデータ 課題と意味合い

2017年8月、スタッフは理事会に対し、マクロ経済や財政の統計と分析に役立っているための枠組みとして、ビッグデータ活用の将来性の分析について説明した。主な意見として、(1)ビッグデータは静的な概念ではなく、広範囲にわたる上、急速に進化を遂げており、長期的な展望を必要とすること、(2)測定可能かつ大きな成果をもたらすために戦略的な計画を組織的に進める必要があること、そして、(3)IMFのサーベイランスを効果的に支援するためのビッグデータ活用法は、その評価のために研究がさらに必要であることが挙げられた。

マクロプルーデンス政策調査

新たなIMFマクロプルーデンス政策調査データベースには、「システミックリスクを抑制するために、主にはプルーデンス規制手段を用いる政策」というマクロプルーデンス政策の定義に沿って、加盟国がシステミックリスク阻止を目的として講じる措置に関する情報が盛り込まれている。さらにデータベースには、加盟国におけるマクロプルーデンス政策の枠組みの制度面に関する情報も含まれている。

初回のデータベースには、今後は年次で予定されている調査の第一回目に対する加盟国の回答が含まれるほか、2018

年前半時点で実施されているマクロプルーデンス措置と、多くの場合には2011年以降にこうした措置に講じられた変更点が盛り込まれている。くわえて、調査設計の詳細と初回調査の結果に関する報告書が発表された。

このデータベースは、加盟国のマクロプルーデンス措置が国内外にもたらす影響を政策立案者や研究者が分析するために利用でき、マクロプルーデンス措置がシステミックリスクを低減する上でのコストと効果について理解を深めるために役立つ。また、国別サーベイランスや多国間経済分析の新しい情報源としても貴重である。

このデータベースは、IMF加盟国から提供された情報のみで作成されている。そのため、特定の政策ツールを含んでいるかどうかは、加盟国が講じる特定の措置がマクロプルーデンス的な性質を持った措置であるというIMFの職員や理事会による判断や決定を表すものではない。データベースは同様に、加盟国が報告した制度上の措置について一切の評価を行っていない。こうした分類と評価は、IMFのスタッフレポートと金融セクター評価プログラムの報告書にまとめられている。

決定のためのデータ基金

決定のためのデータ基金(D4D)は、政策担当者に質の高いデータをより多く提供し、実際の数値に基づいたマクロ経済政策を支えるとともに、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた進捗状況を適切に監視するためにIMFが始めた新しい基金だ。D4Dは、国家の統計システムを強化することで、厳しさを増す国内外の政策環境に向き合い、透明性と説明責任を向上させ、能力開発に効率的な解決策を提供することを目指している。この基金は、5年間で約3,300万ドルを拠出する予定だ。主な対象国は世界中の低所得国と低中所得国で、脆弱国を含む。

D4D基金は4つのモジュールで構成されている。



- (1) データニーズとデータ品質への取り組み
加盟国によるデータ作成と公表を支援することを目的とする
- (2) 金融アクセス調査
政策立案者に金融包摂推進の指針となる統計を提供する
- (3) オンライン研修コース
政府職員による知識修得を促進するとともに、データに対する理解を深めて市民社会のエンパワーメントを進めることを目指す
- (4) 統計的情報管理
データの管理業務とインフラの合理化、標準化、自動化に役立てる

SDDSプラス

IMFが行っているデータ公表イニシアティブの中で最高クラスである「特別データ公表基準(SDDS)プラス」は、国際資本市場で大きな役割を担い、国内金融機関が世界的な結び付きを持つ国や地域を主な対象としている。2018年度にはセネガルがSDDSに加わった。

強化された一般データ公表システム

IMF理事会が2015年5月に承認した「強化された一般データ公表システム(e-GDDS)」のもと、各国当局はIMFスタッフと行う政策対話の基礎となるデータの公表を約束している。データ公表は、事前にデータギャップ・イニシアティブで同意された公表スケジュールに合わせて行う必要があり、データは人の手を介さずに機械での送受信が可能であるなど、容易にアクセスできるものでなければならない。

この取り組みは国際的な協力を促しており、たとえばアフリカ開発銀行と米州開発銀行が、情報テクノロジーのインフラ(オープンデータプラットフォーム)の整備で物理面から支援を行っている。この支援により、アフリカと西半球の一部諸国で国別データ概要ページが維持されている。

今年は多くの加盟国でe-GDDSの導入が進んだが、その例としてはアルバ、ベナン、ブータン、カンボジア、カメルーン、ホンジュラス、ジャマイカ、コソボ、マラウイ、ミクロネシア連邦、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、ネパール、パラグアイ、ルワンダ、サモア、セネガル、シエラレオネ、スリナム、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビアが挙げられる。

G20データギャップ・イニシアティブ

2017年9月、金融安定理事会(FSB)とIMFは、G20データギャップ・イニシアティブの第2フェーズ(DGI-2)の実施に関する第2次進捗報告書を公表した。第2次進捗報告書は、2016年9月以降の実績を掲載しており、新たな監視の枠組みと「交通信号」式のダッシュボードによって達成状況を明確に表している。2018年のDGIの業務計画には、不動産価格、経済部門別の勘定、証券統計を扱う3つのテーマ別ワークショップと年次国際会議の開催が含まれている。全体的なイニシアティブの進展については、2018年9月にIMFとFSBがまとめるDGI-2の第3次進捗報告書で、G20財務大臣と中央銀行総裁に報告される予定だ。

金融包摂におけるギャップ

金融サービスを利用できるかどうかは金融包摂の重要な柱となっているが、IMFは金融サービスへのアクセスを指標化する調査を毎年行っている。この調査では、銀行支店とATMの設置数の増加がアジアに集中していることや、サブサハラアフリカにおいて成人がアクセス可能な銀行支店とATMの数は、平均すると世界の他地域と比べて5分の1であることが示された。

最新の金融アクセス調査のデータによると、モバイル端末による金融サービスなどイノベーションはますます市場を拡大しており、テクノロジーの恩恵が広がっている。たとえば、アフガニスタンでは、モバイル端末を利用する金融代理店の数はATM台数の6倍を超えている。このイノベーションがもたらした進歩の一例としては、公務員が携帯電話を利用して給与を受け取ることが可能になった点が挙げられる。



金融包摂は非常に動的なものであり、この調査は金融アクセスのより詳細なデータを収集する重要性を示している。例えば、新しいデータでは金融アクセスの男女格差縮小に進展があったことが示された。例としてマレーシアを取り上げると、融資を受ける人に占める女性の割合が2004年の37%から2016年の44%に拡大した。

この調査の情報は、商業銀行など預金受入機関と、デジタル金融サービス業者から収集した行政データに基づいている。金融アクセス調査は、オランダ外務省とビル&メリンダ・ゲイツ財団からの惜しみない資金援助を受けて行われている。

財政透明性と財政リスク管理

財政の透明性とは、公共財政の過去、現在、未来の状況について、政府機関が包括的かつ明確で信頼性と関連性が高い情報を伝えることを意味する。財政の透明性は、効果的な財政運営を行い、説明責任をしっかりと果たす上で不可欠であるが、財政の透明性が高いと、政府が経済政策に関する決定を下す際に財政状況を正確に把握できるようになる。例えば、政策変更に伴うコストと利益や、財政見直しに対する潜

在的なリスクを理解できるようになるのだ。また、財政の透明性が高いと、議会や市場、市民が政府に説明責任を求める上で必要な情報を得られる。さらに、財政動向の国際的な監視を促すとともに、一国の財政問題が他国に波及するリスクの低減にも役立つ。

IMFの「財政透明性規範」と「財政透明性評価」は、加盟国の財政に対するモニタリング、政策立案、説明責任を強化するためにIMFが進めている取り組みの中で重要な位置を占める。この規範は、公共財政に関する情報公開の国際基準となっている。これは(1)財政報告、(2)財政見直しと予算編成、(3)財政リスクの分析と管理、(4)天然資源関連の歳入の管理という4本柱を中心とした一連の原則から成り立つ。透明性の各原則について、同規範は各国政府による取り組みを「基礎レベル」「良い」「優れている」に分類し、加盟国に規範の完全遵守までの明確なステップを示すとともに、多くのIMF加盟国に適用できるようにしている。

2018年度、IMFは、ブラジル、ジョージア(グルジア)、トルコ、ウガンダを対象に行った財政透明性評価を公表した。2018年4月現在までに、様々な地域と所得グループの加盟国を対象に実施された19件の財政透明性評価が公表された。



近年ジョージアは、財政リスクの開示と管理強化で大きく進展している。IMFはジョージア当局に対し、国有企業に関連するリスクの監視枠組みを構築する支援を行った。また、官民パートナーシップの管理と水力発電セクターにおける長期的な電力販売契約に関連する財政リスクをより正確に評価するため、健全な法的枠組みを確立する支援を行った。当局はこうした情報を利用して、需要により合致するように水力発電規模の増加ペースを調整し、電力販売契約の見直しを実施して財政リスクを低減することができた。

また、ジョージアはマクロ経済や債務に関連した財政リスクを以前から公表していたが、その分析内容を充実させたことで、財政リスク開示にも改善が見られた。こうした成果に加え、年次財務諸表の作成やプログラムベースの予算導入など一連の改革が功を奏し、予算透明性に関する調査「オープン・バジェット・サーベイ (Open Budget Survey)」のランキングで、ジョージアの順位は2010年の34位から2017年には5位へと上昇した。2016年のIMF財政透明性評価では、ジョージアが多くの分野で「良い」か「優れている」の水準を満たすと同時に、継続的な改善が必要な分野も浮き彫りになった。

モルドバは2017年12月、財政リスク報告書(FRS)を初めて公表した。財政リスク報告書は、モルドバが直面する主要な財政リスクについて包括的な概要を示しており、財政政策の一貫性と信頼性を評価するのに役立つ有益なツールとなっている。統合された報告は、それぞれのリスクカテゴリーについて相対的な重要性の評価を可能にし、リスク低減措置の優先順位を決める上での基礎を提供する。「マクロ経済ショック」のリスクカテゴリーは、潜在的影響力が最も大きく、高い確率を有するものとして識別され、こうしたリスクを低減する手段としてマクロ経済予測を頻繁に更新することが推奨されている。また、潜在的に、破綻した国有企業や破綻状態にあるシステムに重要な金融機関を救済することも高いリスクにつながる。これらの影響度は、今後の財政リスク報告書で予測結果が公表される予定だ。財政リスク報告書の草案は公的協議の対象となり、国会議員と協議が行われた。

財政透明性のハンドブック

2018年4月に「財政透明性ハンドブック」が公表された。このハンドブックは、2014年に発表された「財政透明性規範」に定められた原則と取り組みの実施について、詳細なガイダンスを提供する。そして、財政報告、財政見通しと予算編成、財政リスクの分析と管理という、規範の4本柱のうち最初の3つを取り上げており、それぞれの主要な側面と原則について論じている。さらに、各原則について、各国による取り組みが「基礎レベル」「良い」「優れている」に分類される水準をそれぞれ満たすための要件を、世界中の国々から集めた事例を多く示しながら説明している。

このハンドブックは様々な利害関係者を念頭に置いて作成されている。例えば、財政透明性の促進に関心のある政府のほか、立法機関、最高監査機関、議会予算局、国家統計機関、独立財政機関など国家の監督機能や説明責任を担う組織である。さらには、国際機関、投資家、国際的な格付機関、公共財政や財政透明性を研究する学界や研究者に加えて、財政透明性の促進に関心を寄せる公的部門や民間セクターのステークホルダーもハンドブックの対象者として考慮されている。

このハンドブックは、「財政透明性規範」と「財政透明性評価」を補足するものとして、加盟国が公共財政管理の面で国内経済機関を強化し、財政ガバナンスを改善する上で役立つだろう。ハンドブックの次版は2019年に公表される予定だが、財政透明性規範で掲げられた4本目の柱についても触れることになっている。



融資

IMFは開発銀行と異なり、特定のプロジェクトに対する融資を行わない。IMFは、国際収支上の困難を抱える加盟国に融資を提供し、自国や他加盟国の経済に打撃となるような措置に頼ることなく、経済政策を修正して成長を回復するための時間的猶予を与える。IMFの融資は、国際収支上の問題への対処や、経済の安定化と持続可能な経済成長の回復に取り組む加盟国を支援するものである。危機の克服がIMFの融資の中心的な役割である。

おおまかには、IMF融資にはふたつのタイプがある。非譲許的な金利の融資と、より貧しい国に譲許的な条件で供与する融資である。なお、後者の金利は低く抑えられているか、場合によってはゼロとなる。現在は、譲許的な融資に適用される金利を全てゼロにすることを理事会が承認している。

世界金融危機は、大きなショックの可能性に対処する必要のある国を支援するために効果的なグローバル金融セーフティネットを持つ必要性を浮き彫りにした。このことから、最近の融資制度改革の主な目的は、危機を解決する機関としてIMFが果たしている伝統的な役割を、新たな危機予防ツールで強化することにあった。



非譲許的融資活動

一般資金勘定

一般資金勘定 (GRA) は IMF の主たる勘定で、加盟国が出資割当額 (クォータ) として払い込む通貨と準備資産のプールである。IMF の非譲許的融資は、GRA が原資となっている。2018 年度、理事会は非譲許的融資制度の下で新たに 3 件の取極と 1 件の既存取極の拡充を承認した。その総額は 633 億 SDR (米ドル換算で 910 億ドル。2018 年 4 月 30 日現在の 1 米ドル = 0.69538 SDR で換算) となっている。

こうして設定された各融資枠の合計額のうち 99% をフレキシブル・クレジットライン (FCL) に基づいたメキシコ向けの予防的取極 (624 億 SDR) が占めた。メキシコに対する FCL 取極は、キャンセルされた同規模の取極を引き継いだものである。残りの 1% は、モンゴルとガボン向けの拡大信用供与措置 (EFF) (それぞれ 3 億 1,450 万 SDR、4 億 6,440 万 SDR) と、

コートジボワール向けの EFF の拡充 (1 億 840 万 SDR) であった。表 2.1 は今年度に承認された取極の詳細を、図 2.1 は過去 10 年度間に承認された取極の概要を示している。

2018 年度の GRA からの融資取極下での「買入れ」と呼ばれる融資実行額は合計で 42 億 SDR (60 億ドル) だった。買入れの 86% はエジプトとイラク、スリランカ、チュニジアによるものだった。

本年度の「買戻し」と呼ばれている返済額は合計で 146 億 SDR (210 億ドル) に達した。これには、ポルトガルによる 76 億 SDR (109 億ドル)、アイルランドによる 38 億 SDR (54 億ドル) の期限前返済が含まれる。買戻しの規模が買入れに比べて若干大きかったことから、GRA に基づく融資残高は前年度の 483 億 SDR (662 億ドル) から 379 億 SDR (545 億ドル) に減少した。図 2.2 は、過去 10 年度間の非譲許的融資残高について概要を示している。

表 2.1
一般資金勘定下で 2018 年度に承認された取極
(単位は 100 万 SDR)

加盟国	取極	発効日	承認額
新規取極			
モンゴル	36か月拡大信用供与措置(拡大取極)	2017年5月24日	314.5
ガボン	36か月拡大信用供与措置(拡大取極)	2017年6月19日	464.4
メキシコ	24か月フレキシブル・クレジットライン取極	2017年11月29日	62,388.9
小計			63,167.8
拡充された取極			
コートジボワール	36か月拡大信用供与措置(拡大取極)	2017年6月19日	108.4
小計			108.4
合計			63,276.2

出所: IMF 財務局

GRA借り入れ

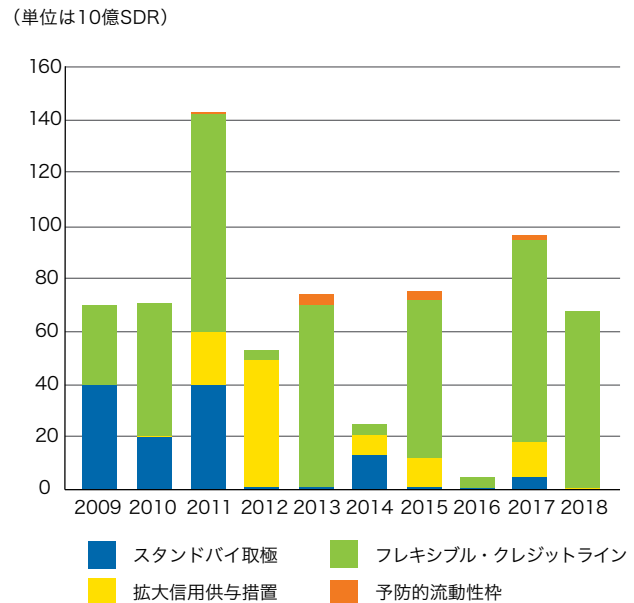
IMFは加盟国のクォータをもとに運営されている機関であり、第14次クォータ一般見直しの効力が生じたことにより、クォータ資源は倍増した。しかし、借入による調達資金も引き続きクォータ資源を補完する上で重要な役割を果たしている。新規借入取極(NAB)は、参加40か国と結ばれた一連の与信取極で合計額は約1,820億SDRに上る。NABは、クォータに次ぐ第二の資金調達源としての機能を果たしている。IMF理事会は、2016年1月26日付けで第14次クォータ一般見直しが発効したことを受け、2015年10月1日～2016年3月31日と定められていたNABの対象期間を前倒しで2016年2月25日に終了させた。

現行のNABの各取極は2016年11月に更新され、2017年11月17日から2022年11月16日までの5年間有効となった。

IMFはまた、個別の加盟国と二者間の借入取極を結んでいるが、これはクォータとNABに次ぐ第三の資金調達源の役割を担う。2016年の借入枠組みのもと、二者間の借入取極によって、IMFは加盟国からの二者間借入を一時的な措置として引き続き利用できることとなり、融資能力の急激な低下を回避することが可能となっている。2016年の枠組みのもとでの借入は、全案件の期限が最長で2020年12月31日に設定された。このうち、第一段階の期限を2019年12月31日までとするが、債権者の合意を得ることにより1年間延長できると定められている。2018年4月30日現在、加盟国40か国が二者間借入取極を通じて合計3,160億SDR(4,550億米ドル)の融資を行うことを約束している。

一般借入取極(GAB)とは、NAB参加国がNABに基づいたIMFの借入を実際に承認しない場合に備えたIMFのクォータ財源の補完制度であり、使用がより限定されている。GABに基づいて約束された貸出額は、NABに基づく調達可能額から控除されるため、GABによってIMFの調達可能額が増加することにはならない。

図2.1
2009～2018年度に承認された
一般資金勘定下の取極（年度末は4月30日）



GABについては、現行の有効期限が終了する2018年12月25日に更新される予定はない。これは、現行の有効期限の終了をもってGABを廃止すべきとする、GAB全参加国による合意に基づいている。

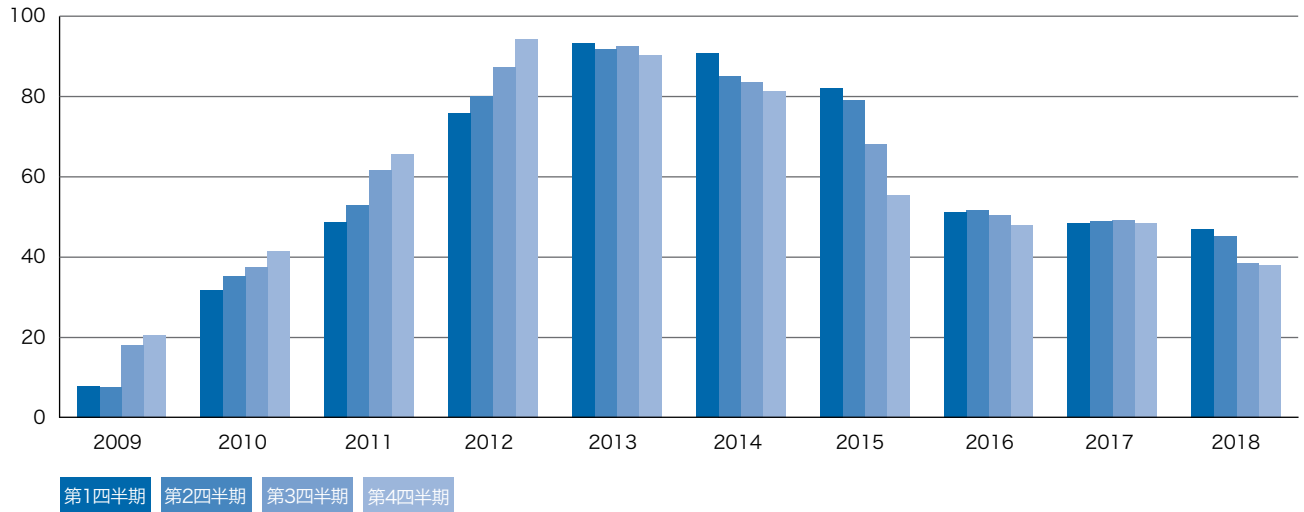
譲許的融資活動

2018年度、IMFは低所得途上国に対し、貧困削減成長トラスト(PRGT)が支援するプログラムに基づき合計17億300万SDR(23億8,000万ドル)の融資を約束した。譲許的融資の融資残高は2018年4月末時点で53加盟国に対し合計63億6,000万SDRとなっている。表2.4は、IMFの譲許的融資制度のもとでの新規取極と、既存取極の融資枠の引き上げについて、詳細を示している。図2.3は、過去10年間の譲許的融資の融資残高の推移を示している。

図2.2

2009～2018年度における非譲許的融資残高の推移

(単位は10億SDR)

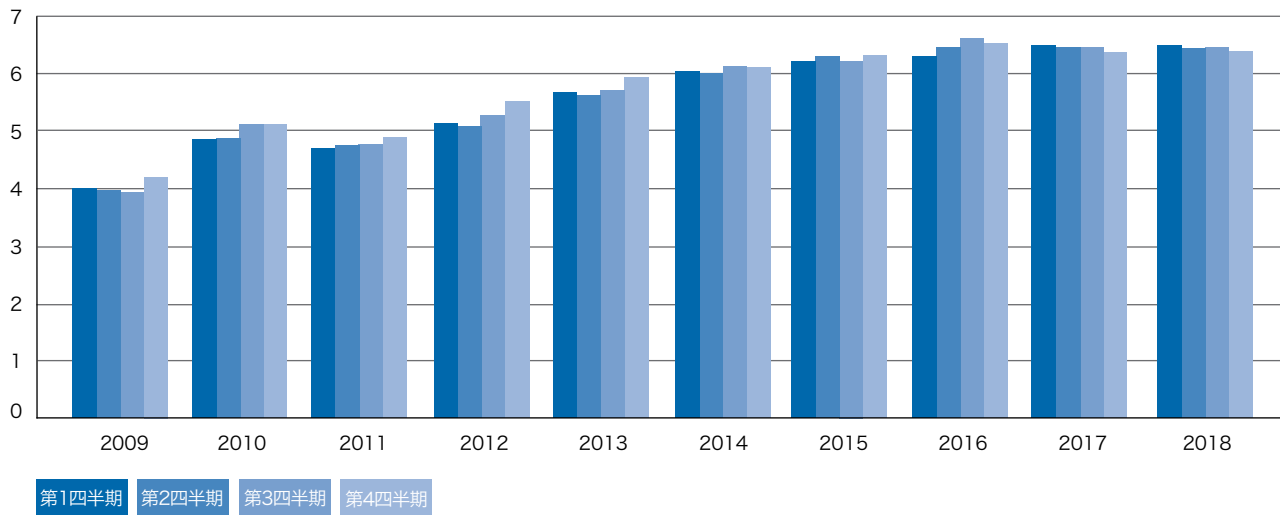


出所:IMF財務局

図2.3

2009～2018年度における譲許的融資残高の推移

(単位は10億SDR)



出所:IMF財務局

表2.2

IMF一般資金勘定からの融資の条件

この表は主な非譲許的融資制度を示している。スタนด์バイ取極は、長期にわたりIMFの中核的な融資制度として機能している。2007年～2009年の世界金融危機を受けIMFは融資制度を強化した。その主な目的は危機防止制度の強化で、フレキシブル・クレジットライン(FCL)と予防的流動性枠(PLL)を設置した。くわえて、それまでのIMFの緊急支援政策に取って代わる、多様な環境で利用することができる、ラピッド・ファイナンス・インストルメント(RFI)も設置された。

融資制度(導入年) ¹	目的	条件	分割供与とモニタリング
スタนด์バイ取極(SBA) (1952年)	短期的性格の国際収支上の問題を抱える国への短期・中期の支援	加盟国の国際収支上の問題がしかるべき期間内に解決されると信頼できる政策の採用	通常は、パフォーマンス基準など諸条件の遵守を前提に、四半期または半年ごとの買入れ(引出し)
拡大信用供与措置(EFF) (1974年) (拡大取極)	長期的性格の国際収支上の問題に対処する加盟国の構造改革を支援する、より長期的な支援	構造面での課題を含んだ最長4年間のプログラムを採択し、今後1年間の政策の詳細を提示	パフォーマンス基準など諸条件の遵守を前提に、四半期または半年ごとの買入れ(引出し)
フレキシブル・クレジットライン(FCL) (2009年)	潜在的か顕在化しているかを問わず、すべての国際収支上の必要に対応する柔軟性の高いクレジット・トランシュの制度	事前のマクロ経済ファンダメンタルズや経済政策枠組みが極めて強固で、優れた政策実績を有する	取極期間を通し迅速なアクセス承認。2年間のFCLは、1年後に中間レビューを受ける
予防的流動性枠(PLL) (2011年)	経済ファンダメンタルズと政策が健全な国のための制度	強固な政策枠組み、対外ポジション、市場アクセスを持ち、金融部門も健全であること	早い段階での大規模アクセス。1～2年のPLLについては、半年ごとにレビューを行う
ラピッド・ファイナンス・インストルメント(RFI) (2011年)	緊急を要する国際収支上のニーズに直面した加盟国に迅速な金融支援を行う。全加盟国が対象。	国際収支上の問題の解決努力(事前の措置を含む場合あり)	完全なプログラムやレビューを必要としない即時買入れ

出所: IMF財務局

¹ 一般資金勘定(GRA)からのIMFの融資は、主に加盟国が払い込む資本で賄われる。各加盟国には拠出すべき額である「クォータ」が割り当てられる。各加盟国はクォータの一部を特別引出権(SDR)あるいはIMFが認める外国通貨で、残りを自国通貨で払い込む。IMF融資は、借入国が自国通貨で外国通貨をIMFから買うことによって供与、つまり引き出される。融資の返済は、外国通貨で自国通貨をIMFから買い戻す形となる。

利用限度 ¹	手数料 ²	返済スケジュール(年数)	分割払い間隔
年間:クォータの145% 累積:クォータの435%	基本金利+上乗せ金利(クォータ比187.5%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクォータ比187.5%を超える状態が36か月以上続いている場合はさらに100ベースポイントを上乗せ) ³	3¼-5	四半期
年間:クォータの145% 累積:クォータの435%	基本金利+上乗せ金利(クォータ比187.5%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクォータ比187.5%を超える状態が51か月以上続いている場合はさらに100ベースポイントを上乗せ) ³	4½-10	半年
事前制限なし	基本金利+上乗せ金利(クォータ比187.5%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクォータ比187.5%を超える状態が36か月以上続いている場合はさらに100ベースポイントを上乗せ) ³	3¼-5	四半期
6か月間はクォータの125%。1~2年間の取極は、承認と同時にクォータの250%が利用可能。十分な改善が12か月続いた後は、クォータの計500%	基本金利+上乗せ金利(クォータ比187.5%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクォータ比187.5%を超える状態が36か月以上続いている場合はさらに100ベースポイントを上乗せ) ³	3¼-5	四半期
年間:クォータの37.5%(大規模な自然災害の場合は60%) 累積:クォータの75%	基本金利+上乗せ金利(クォータ比187.5%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクォータ比187.5%を超える状態が36か月以上続いている場合はさらに100ベースポイントを上乗せ) ³	3¼-5	四半期

² GRAから供与された資金にかかる基本金利は、毎週改定されるSDR金利にマージンを上乗せしたものである(現在100ベースポイント)。IMFの毎会計四半期の間に引き出された一般資金勘定の残高に日次ベースで付利される。さらに、リザーブ・トランシュ以外の一般資金勘定の引出しに対しては、1回限りの手数料0.5%が課される。また、前払いのコミットメント・フィー(合意された融資枠に対し、クォータの115%未満については15ベースポイント、クォータの115%超575%未満の部分に対しては30ベースポイント、クォータの575%超の部分に対しては60ベースポイント)が、スタンドバイ取極、拡大信用供与措置、予防的流動性枠とフレキシブル・クレジットラインのもとでの、各期間(毎年)の引出し可能額に適用される。この手数料は、取極のもとで実際に引出し額が行われた場合は、引き出し額に応じて払い戻される。

³ 上乗せ金利(サーチャージ)は、2000年11月に導入された。新たな上乗せ金利の制度が2009年8月1日に施行となり、2016年2月17日に更新されたが、既存の取極はある程度限定的にこの規則の対象外として扱われる。

表2.3
譲許的融資制度

下図に記載された3つの譲許的融資制度が低所得途上国向けに設けられている。

	拡大クレジット・ファシリティ(ECF)	スタンドバイ・クレジット・ファシリティ(SCF)	ラビッド・クレジット・ファシリティ(RCF)
方針	力強く持続的な貧困削減や成長と整合した持続的・安定的なマクロ経済の実現・維持に取り組む低所得国を支援する		
目的	長期化している国際収支上の問題に対処する	短期的な国際収支上のニーズを解決する	国際収支上の喫緊のニーズに応えるための融資で、融資枠は小さめに設定されている
適格性	貧困削減・成長トラスト(PRGT)下で適格性を有する国		
条件	国際収支上の問題が長期化した場合。取極期間を通し実際の融資ニーズがあること(融資承認もしくは実行時においてはその限りではない)	承認時に、国際収支上の短期的なニーズが潜在的にあるか(予防的利用)、顕在化していること。引出しの際はニーズが顕在化している必要がある	高次クレジット・トランシュ(UCT)タイプのプログラムが不要か不可能な場合の国際収支上の緊急のニーズ ¹
貧困削減成長戦略	IMFが支援するプログラムは、加盟国が主体的に取り組む貧困削減・成長目標と整合的で、社会支出など優先的支出を保護する政策の支援を目指すべきである		
	貧困削減戦略(PRS)文書の提出	PRS文書の提出は不要。融資ニーズが続く場合は、SCF利用国は、付随するPRS文書の提出を伴うECFを要請	PRS文書の提出は不要
コンディショナリティ	UCTと同等。調整過程とタイミングで柔軟に対応	UCTと同等。短期間で国際収支上のニーズの解決を図る	事後のコンディショナリティなし、繰り返し利用する場合には実績を重視(ショック枠と自然災害枠は除く)
融資枠の利用に関する方針	年間でクォータの75%まで。累積でクォータの225%まで(予定されている返済分は除く)。利用限度は、すべてのPRGT残高を基本とする。例外的アクセスは年間でクォータの100%、累積でクォータの300%(予定されている返済分は除く)。		
	基準と二次的制限 ²		
	融資枠の利用基準:すべての制度下でのIMFの譲許的融資の残高の合計がクォータの75%未満の場合は、3年間のECFにつきクォータの90%。譲許的融資の残高がクォータの75%~150%の国は、3年間取極でクォータの56.25%。	融資枠の利用基準:全制度の下でのIMFの譲許的融資の残高がクォータの75%未満の場合は、18か月のSCF取極でクォータの90%。譲許的融資の残高がクォータの75%~150%の場合は、18か月の取極でクォータの56.25%。	RCFアクセスには基準なし 二次的制限(UCTコンディショナリティがないことから):RCFの借入残高がいずれの時点においてもクォータの75%を超えることはできない(予定されている返済分を除く)。RCF下での利用限度は、12か月間クォータの18.75%、ショック枠ではクォータの37.5%、「大規模な自然災害枠」ではクォータの60%とする。2015年7月1日以降にRFI下で行われた買入れは、適用される年間・累積の限度に加算される。

	拡大クレジット・ファシリティ (ECF)	スタンドバイ・クレジット・ファシリティ (SCF)	ラピッド・クレジット・ファシリティ (RCF)
融資条件 ³	金利: 現行ゼロ 返済期間: 5.5-10年	金利: 現行ゼロ 返済期間: 4-8年 融資枠利用保証費: 予防的利用で、利用可能だが引き出していない額につき0.15%	金利: ゼロ 返済期間: 5.5-10年
GRA融資との混合条件	一人当たりの所得と市場アクセスに基づく。債務の脆弱性とリンク。混合を前提とする加盟国には、PRGT資金とGRA資金との割合を1:2とする。		
予防的利用	不可	可: 承認時は年間の利用限度は、クォータの56.25%まで。承認時、年間の平均アクセスはクォータの37.5%を超えることはできない	不可
期間・連続利用	3-4年(5年まで延長可)。連続利用可	12-24か月。利用は5年間で2.5年まで ⁴	早い段階での支払い。連続利用は可能だが、利用限度など他の要件が付随することもある
並行利用	一般資金勘定(拡大信用供与措置、スタンドバイ取極)	一般資金勘定(拡大信用供与措置、スタンドバイ取極)と政策支援インストルメント	一般資金勘定(ラピッド・ファイナンス・インストルメント、政策支援インストルメント)、RFI下での借入はRCFの限度額に加算される

出所: IMF財務局

注: GRAは一般資金勘定を意味する。

¹ UCT級のコンディショナリティはプログラムに関連した一連の条件で、IMF資金を適切に保護しつつ、資金が確実にプログラムの目標を支えるようにするためのもの。

² アクセス基準は、譲許的融資の借入残高がクォータの150%を超える場合は適用されない。この場合アクセスは、クォータの225%の利用限度(例外的アクセスの場合は同300%)、IMF支援が今後必要になるか、そして返済スケジュールを考慮し決定。

³ IMFはすべての譲許的融資の金利を2年ごとに見直す。直近の見直しは2016年10月に行われ、理事会はECFとSCFのゼロ金利を2018年12月末まで延長し、世界的に低金利環境が継続する間は(いつでも)引き続きゼロとするよう修正された金利設定メカニズムを承認した。2015年7月に、理事会はRCFの金利を恒常的にゼロと定めた。

⁴ 予防的なSCFは、期限には加算されない。

表2.4
貧困削減・成長トラストの下、2018年度に承認または
拡充された取極
 (単位は100万SDR)

加盟国	発効日	承認額
新規3か年拡大クレジット・ファシリティ		
ブルキナファソ	2018年3月14日	108.4
カメルーン	2017年6月26日	483.0
チャド	2017年6月30日	224.3
ギニア	2017年12月11日	120.5
マラウイ	2018年4月30日	78.1
モーリタニア	2017年12月6日	115.9
シエラレオネ	2017年6月5日	161.8
トーゴ	2017年5月5日	176.2
小計		1,468.1
拡大クレジット・ファシリティの取極の拡充¹		
中央アフリカ共和国	2017年12月15日	39.0
中央アフリカ共和国	2017年7月17日	11.1
コートジボワール ²	2017年6月19日	54.2
マダガスカル	2017年6月28日	30.6
マリ	2017年7月7日	88.6
小計		223.5
ラピッド・クレジット・ファシリティでの供与		
ガンビア	2017年6月26日	11.7
小計		11.7
合計		1,703.2

出所:IMF財務局

¹ 拡充の場合は増額分のみを表示。

² ブレンド(混合)型取極のもと、一般資金勘定から1億800万SDRを追加供与。

IMFの譲許的融資の枠組みは、ニーズの変化を考慮し定期的に見直される。2015年、低所得国のための金融セーフティネットが強化された。これは、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け努力する加盟国を支援するための、国際社会による一連の取り組みの一環として行われた。主な変更点は次の通りである。

- (1) PRGTのアクセス基準と利用限度額を50%引き上げる。
- (2) IMFよりPRGTとGRA資金のブレンド(混合型)のかたちで支援を受けている国に対する資金の譲許的融資・非譲許的融資の割合を1:1から1:2にバランスを変更する。
- (3) ラピッド・クレジット・ファシリティ(RCF)下での、紛争や自然災害で脆弱な状態にある加盟国を支援するための迅速な資金供与については、その金利を恒常的にゼロとする。

2016年11月に行われた理事会の協議で、PRGT適格国のGRAへのアクセス、混合型融資の方針、アクセスを決定す

る際の基準の役割など、この金融セーフティネットの活用に関する様々な側面が明確になった。以上に加えて、

- 2016年10月、すべての譲許的融資の金利を2018年12月31日までゼロにするとの決定が下された。金利設定メカニズムも、世界的に低金利環境が継続する間は引き続きゼロとするよう修正された。
- 2017年5月にIMF理事会は、PRGT適格国も含め、大規模な自然災害により国際収支の圧力に突然さらされた国への支援を強化するための選択肢を検討した。理事たちは、RCFとラピッド・ファイナンス・インストルメント(RFI)のもと、大規模な自然災害を被った加盟国の年間利用限度をクォータの37.5%から60%に引き上げる提案を支持した。

最貧国・最脆弱国を対象としたIMFの譲許的融資の継続を支えるため、資金調達の拡大策が2015年から始まった。新たなPRGT融資財源として、当初目標の110億SDRを超える114億SDRを調達した。新興市場国と先進国を含む新規14か国を含め、潜在的な抛出国28か国に打診したところ、2018年4月30日時点で15か国が新規貸出枠の供与を約束した。これには、新たな貸し手であるブラジルとスウェーデンが含まれている。2018年1月には、新たなPRGT融資財源となる調達額が目標を超えたことから、PRGTの累積借入限度を10億SDR引き上げて385億SDRとした。



債務救済に目を向けると、「重債務貧困国(HIPC)イニシアティブ」は概ね完了した。HIPCの救済では、39か国の適格国・潜在的適格国のうち36か国を支援した。最近の例である2015年4月に1,700万SDRの債務救済の対象となったチャドも含まれる。IMFはまた、2015年2月に設立した「大災害抑制・救済基金(CCRT)」を通し、適格国に債務救済を提供することが可能だ。CCRTは、巨大地震などの大規模な自然災害や、人命を脅かし急速に拡大して他国に影響を及ぼす可能性がある伝染病、そしてそのほか壊滅的な被害をもたらす災害に見舞われ、国際収支に問題が生じた国に対して例外的な支援を行う。現在までに、ギニア、リベリア、シエラレオネの3か国がCCRTの下で債務救済措置を受けた。くわえて、2010年には、ハイチがCCRTの前身である大災害後債務救済基金から、1億7,800万SDRに上る債務の全額返済救済措置を受けている。

プログラム設計

地域金融取極とIMFとの連携

世界金融危機以降、国際金融のセーフティネットは強化され、多層的になっている。こうした動向を背景に、あらゆる危機緩和の取り組みが必ずタイムリーで効果的なものとなるように、様々な階層間の連携強化が必要とされている。

2017年7月に理事会は、地域金融取極(RFA)とIMFとの協調関係の促進につき、IMFが現在進めているタスクについて協議した。このタスクは、国際金融セーフティネットの強化に向けた提案における、理事たちとの幅広い協議の一環である。

理事たちは提案された枠組みを歓迎し、IMFと地域金融取極のより強力な連携が双方にとってプラスの影響を与えるとの見解で一致した。こうした提案には、早期関与の促進、相互補完性の追求、利用可能な資金の拡大、悪影響の波及の緩和などが含まれる。理事たちはまた、より組織化されたアプローチを取ることで、IMFを中心にますます多層化されていく国際金融セーフティネットの透明性、予測可能性、連携効果の向上に寄与するとの見解で一致した。

理事たちは、能力開発、サーベイランス、非金融支援、融資の各分野の活動内容に基づいて提案された、連携の実践方法を概ね支持した。そして、これらの提案が、IMFと地域金融取極がより組織的に協力し、連携を強化するための重要な第一歩であると位置付けた。

通貨同盟

IMFは長年にわたるプログラムへの関与にもかかわらず、通貨同盟の加盟国におけるプログラム設計について一般的なガイダンスを提示してこなかった。IMFは自らが支援するプログラムにおいて、中部アフリカ経済通貨共同体、東カリブ通貨同盟、欧州経済通貨同盟と西アフリカ経済通貨同盟の4つの通貨同盟の加盟国と協働している。

2018年2月に理事会は、「通貨同盟におけるプログラム設計」と題したIMFのペーパーについて意見を交わした。



新しいガイダンスは、IMFが支援する各プログラム間での一貫性、透明性、公平性を確実なものにするともに、プログラムに対するアプローチとIMFのマクロ経済サーベイランスへのアプローチに一貫性を持たせる上でも役立つ。

理事会は、通貨同盟制度の政策がIMFが支援するプログラムの成功を大きく左右する場合における、IMFの通貨同盟制度への関与のあり方を示す一般的なガイダンスの設定を承認した。

政策調整インストルメント

2017年7月に理事会は、国際金融のセーフティネットをさらに強化し、IMFのツールキットの効果を向上させるため、新たに非金融の政策調整インストルメント(PCI)を設けることを承認した。これは、セーフティネットが十分かどうかに関して理事会が一連の議論を行った末に承認された。

新たなインストルメントは、加盟国が公的機関・国や民間のドナー、債権者から資金を調達でき、改革アジェンダにしっかりと取り組む姿勢を示せるように支援するために設計されている。また、IMFと加盟国の政策対話や経済発展や経済政策のモニタリング、そして理事会によるこれら政策の採択に資する。政策調整インストルメントの設計上の重要な特色は、IMF金融取極と政策支援インストルメントを参考に行っているが、多少の違いもある。相違点としては、適格条件がないこと(すべてのIMF加盟国が適用対象)、より柔軟性の高い審査スケジュールであること、コンディショナリティのモニタリングは事後レビュー方式を採用していることなどが挙げられる。

初めてPCIの適用を要請したのはセーシェルであった。2008年の金融危機以来、セーシェルはIMFのプログラムを3回連続で利用し、マクロ経済の安定に向けて大きな進展を見せ、成長見通しは観光部門に支えられ依然好調だ。しかし、予断を許さない世界経済情勢のもと観光に依存する小さな島国として、セーシェル経済は引き続き脆弱性と圧力にさらされている。

2017年12月に理事会は、IMFが支援してきたそれまでのプログラムからの教訓を活かし、3年間のPCIをセーシェルに適用することを承認した。PCIは、マクロ経済の安定を強固なものとし、持続的かつ包摂的な成長を促進する加盟国当局の取



組みを支援することを目指している。プログラムの見直しは、半年ごとの予め決まった日程で実施される。PCIはIMFの財源を利用するものではないが、プログラムのレビューが無事に終了すれば、強力な経済政策と構造改革の継続にかけるセーシエルの強い意志を示すことに資するだろう。

政策支援インストルメント

政策支援インストルメント(PSI)は、IMFの金融支援を希望しないか、金融支援が必要ではない低所得途上国向けに設計された柔軟性を有するツールで、借入取極を締結することなくIMFの政策助言・支援を受けることができる。PSIは、PRGT下でのIMFの融資制度を補完するという、価値ある役割を果たす。また、加盟国の効果的な経済プログラムの策定を支援する。こうしたプログラムは、ドナーや国際開発銀行、市場に対し、加盟国の政策が強固であるというIMFのお墨付きを明確に発信することになる。

PSIは、IMFと加盟国の間の密接な政策対話を促すためのもので、この対話は通常半年に1回の加盟国の経済政策・金融部門政策の評価を通して行われる。PSIを利用することができるのは、マクロ経済的な安定性や債務持続可能の強化に焦点をあてた政策枠組みを掲げる貧困削減戦略を実施し



つつ、成長や貧困削減を制約している重要分野での構造改革を進めるPRGT適格国である。こうした加盟国の改革は、優れたパフォーマンスの維持を支える諸制度を備えた国々が持続的かつ強力に貧困削減を進め成長を促進する上で有益だろう。概して、PSI下の政策は、マクロ経済の安定性を強化し成長加速と雇用拡大を実現するための構造改革の推進を目的としている。たとえば、公共部門の管理の改善、金融部門の強化、あるいは、社会セーフティネットの構築といった措置である。IMF理事会によるプログラムレビューは、プログラム下でのパフォーマンスを評価し、プログラムを経済情勢に合わせて修正する上で重要な役割を果たしている。

2018年度に理事会は、ルワンダ、セネガル、タンザニアに対しPSIの延長を承認した。

プログラム終了後のモニタリング

加盟国がIMFから融資を受けると、その国の政策はより厳格に精査される。そして当該国は、融資プログラムが終了次第、IMFのセーフガードの仕組みにおいて重要な位置を占めるプログラム終了後モニタリング(PPM)の対象に指定される可能性がある。概して、プログラム終了後もIMFからの借入が多く残っている全加盟国がPPMの対象となる。その目的は、加盟国の中期的な成長に対するリスクを特定することと、IMFのバランスシートが傷つくリスクに対し早期に警鐘を鳴らすこと

にある。必要が生じた場合、IMFスタッフはマクロ経済の不均衡是正のための政策措置について助言を行う。

パキスタン

2018年3月に理事会は、パキスタンとPPMに関する最初の協議を終了した。

パキスタンの短期的な経済成長見通しは概ね良好だ。電力供給の改善、中国パキスタン経済回廊(CPEC)関連の投資、力強い消費の伸び、継続的な農業の回復によって、パキスタンの実質GDPは2017年度～2018年度に5.6%の成長が見込まれている。また、インフレは引き続き抑制されたままだ。

だが、マクロ経済の回復力の低下が続いた場合、この見通しが危くなる可能性がある。昨年度の財政収支が想定外の悪い結果になったことに続き、今年度の財政赤字も対GDP比5.5%にのぼると予想される上、総選挙に先立ち赤字幅が拡大するリスクもある。輸入の急増が経常赤字の拡大をもたらしたほか、海外からの資金調達の増加にもかかわらず、外貨準備高は大幅な減少となった。2017～2018財政年度の経常赤字幅は対GDP比で4.8%に達する可能性があり、柔軟性に欠ける為替制度を採用していることも影響し、外貨準備高はさらに減少する可能性がある。外貨や財政のために資金調達の必要性が増している一方、外貨準備高は減少しており、2016年9月の拡大信用供与措置(EFF)実施以降、パキスタンのIMFに対する中期的な返済能力にかかるリスクは増大している。

理事たちは、パキスタンの経済成長の勢いを認識しつつも、対外不均衡や財政不均衡の拡大、外貨準備高の減少、経済・財政見通しと中期的な債務の持続可能性に対するリスクの増大など、マクロ経済状況の悪化についての懸念を指摘した。こうした状況を踏まえ、短期的な政策の焦点をマクロ経済の安定維持に再び向けるよう、理事たちはパキスタン当局に対して断固とした取り組みを求めた。

能力開発

中央銀行や財務省など諸機関の能力強化は、政策がもたらす効果の向上と、経済の安定性や包摂性の強化につながる。このことからIMFは、加盟各国と協力して経済の安定性に不可欠な課題に焦点を絞った技術支援と研修を行い、こうした機関の強化に取り組んでいる。



能力開発は、融資とサーベイランスと並んで、IMFが果たす3つの中核的機能のひとつであり、IMF予算の28%を占める。能力開発では、加盟国に実践的な技術支援と政策志向性の高い研修を行うことで、経済の強化や包摂的な成長の促進、雇用創出に効果的な政策の立案と関係機関の構築を支援する。また、能力開発活動を通じて経済政策を強化することで、加盟国においてIMFによる政策助言の理解が深まり、関係機関で世界的なイノベーションやリスクに関する最新の知識が生かされるようになるとともに、危機に関連した課題や危機の波及効果への対処が促進される。同様に、IMFのサーベイランスや融資活動を通じて、加盟国において能力開発活動が最大限の効果を発揮するための手法が明確になる可能性もある。

IMFの能力開発は、ワシントンDCのIMF本部からの代表団の短期派遣、長期駐在アドバイザーの赴任、そして地域能力開発センターのネットワークとオンライン学習を活用して行われる。適切に構成された総合的なビジョンにより、取り組みの全てにおいて、関連機関の構築に焦点が当てられ、その内容は能力開発実施国の開発優先課題に沿ったものとなっている。

16か所に設置された地域センターを通し、IMFは加盟国の新たなニーズに迅速に対応するとともに、他の開発パートナーとの連携を強化している。こうした取り組みは、二者間・多国間パートナーの資金支援を受けており、その割合は現在、地域センターへの支援を含めIMFによる能力開発の取り組みの約半分となっている。2018年、IMFと中国人民銀行は新しいセンターを開設した。これは、経済機関の強化とIMFが持つ専門知識の中核分野における人的能力構築の促進を目指したもので、中国をはじめとする加盟国の政府機関職員を支援する。このセンターはIMFのクリスティーヌ・ラガルド専務理事と中国の劉鶴副首相、中国人民銀行の易綱総裁が出席する中、2018年4月12日に開設式が行われた。

IMFは過去50年間、加盟する189か国全てに対してそれぞれの優先課題にあった能力開発支援を行ってきた。2018年度においては、IMFが提供した技術面の助言の約半分が低所得途上国を、政策志向型の研修の半分強が新興市場国と中所得国を対象としたものだった。

加盟国が持続可能な開発目標の達成に向けて努力する中、IMFは次のような重要分野に焦点を絞って能力開発を推進している。

■ 財政政策

歳入確保の強化と支出の効果的な管理の促進で加盟国政府を支援する。対象分野は租税政策・関税政策、予算編成、公共財政管理、国内・対外債務、社会セーフティネットなどで、これにより、加盟国政府は、財政の持続可能性を維持し、学校や道路、病院などのインフラを強化し、社会セーフティネットを改善できるほか、さらに多くの投資を誘致することができる。

■ 金融政策と金融セクター政策

加盟国の中央銀行と協働し、金融政策や為替相場政策、通貨や為替相場の枠組み、また、これらの実行について、近代化を支援する。金融セクターを規制・監督する当局と連携し、金融インフラや金融機関の強化に取り組む。また、マクロプルーデンス監督能力や危機管理能力を構築し強化するために他の関連機関と協力する。こうした取り組みは、加盟国におけるマクロ経済と金融の安定性の向上を支え、各国の成長と国際貿易を促進する。

■ 法的枠組み

加盟国の法的枠組みやガバナンス枠組みが国際基準を満たすように支援し、各国政府が健全な財政改革・金融改革を立案し、汚職など腐敗と戦い、資金洗浄対策やテロ資金供与対策を進められるようにする。

■ 統計

経済状態のより正確な把握を可能にし、確かな情報に基づく政策立案を支えるため、マクロ経済データや金融データの集計・管理・報告に関連して、加盟国に支援を行う。

IMFは政策助言や調査と同様に、能力開発活動においても、加盟国が取り組む開発優先課題への支援にますます重点を置くようになっている。

■ 格差の縮小

IMFは政策担当者を対象に、支出や補助金の改革、累進課税、新たな金融テクノロジーの活用を含めた金融包摂の改善など、包摂性を高める政策の導入に関して研修を



したショックに備えるための強固な枠組みや公共財政管理計画の作成を支援している。

以下では、IMFによる能力開発の中心分野それぞれについて、優先分野と加盟国の事例を紹介する。

ハイライト：財政

中期歳入戦略

歳入確保は、持続可能な開発に必要な資金を得るため、低所得国が国外からの援助に対する依存を減らすために、極めて重要である。IMFは「中期歳入戦略(MTRS)」に係る新しいイニシアティブを推進しており、中期的な歳入目標の達成に向けて租税政策、税務行政、税法という広い分野を改革する包括的な戦略の立案と実施において、加盟国を支援する。

MTRSは「税に関する協働のためのプラットフォーム」によって開発されたもので、各国の歳入確保のための取り組みの強化を目指したものだ。同プラットフォームは、G20財務相会議への2016年7月の報告書である「途上国における課税能力構築に対する外部支援の実効性強化(Enhancing the Effectiveness of External Support in Building Tax Capacity in Developing Countries)」でMTRSの導入を進言している。

MTRSのコンセプトは、2017年7月のG20への報告書である「税に関する協働のためのプラットフォームの活動に関する最新報告書(Update on Activities of the Platform for Collaboration on Tax)」でさらに発展した。また、2017年にはIMF・世界銀行の年次総会でこれに関する旗艦イベントが開催された。これには200人以上が参加し、税制改革へのMTRSアプローチ、なかでも次の相互依存的な4要素について意見交換がなされた。

- (1) 歳入目標に関する広範な合意の構築
- (2) 租税制度(政策、行政、法的枠組み)の包括的な改革の立案



行う。また、不平等の解消に必要な分析、実践、モニタリングのツールを提供する。

- ジェンダー平等
IMFによるジェンダー平等に関する能力開発と研修は、ジェンダー平等を志向する予算について政府関係者向けの研修や、ピアラーニング形式のワークショップ、技術支援ミッションが行われるようになり、取り組みが拡大している。
- 気候変動への対応
IMFは、気候変動の影響を最小限に抑えるため、環境税制改革やエネルギー価格の効果的な設定に関して、加盟国との協力を行っている。また、自然災害や気候変動に関連

(3) MTRS導入に対する政府主導かつ政府一体の政治的支援の維持

(4) 効果的な実施に必要な資金を国内やドナーから確保

ウガンダでは、2016年～2017年の税収の対GDP比率は13.5%となっており、国内歳入の拡大が開発戦略の実行には不可欠となっている。進行中であった取り組みを元にして、IMFは2018年度から向こう5年間のMTRS枠組みの策定について当局を支援した。これは2022年度までに税収の対GDP比率を16%まで引き上げることが目標としている。また、税制改革のオプション、増税や関税コンプライアンス向上に向けた主要措置、コンプライアンス・プログラムを支える租税法の一部要素なども含まれている。

一方、パプアニューギニアでは同国初となる包括的なMTRSの立案でIMFは当局を支援した。パプアニューギニアは、歳入の深刻な落ち込みに直面しており、租税制度を再活性化しつつ国内の歳入を確保する必要性に迫られていた。同国政府は、租税制度を近代化すべくMTRSを作成し、税収の対GDP比率を向上させ、改革計画を主要な歳入機関全体で一体的に導入することを目指した。このMTRSは、歳入改革プログラムに力を注ぐ政府の姿勢を示しており、今後5年間に行う予定の税制、税務行政、法的枠組みの改革について複数機関を対象に大まかな行程表を示している。

ハッカソン

税務行政を支援するために現在進めている技術支援プログラムの一環として、IMFは「ハッカソン」をセネガル(2016年)、ウガンダ(2017年)、コートジボワール(2018年)でそれぞれ開催した。これは技術革新をサポートする画期的なイニシアティブであり、ビル&メリンダ・ゲイツ財団の資金提供を受けて行われたものだ。この2日間にわたるイベントには技術革新セクターや、税務行政担当者、税関職員、その他政府関係者、民間セクターや市民社会の代表など幅広い分野から専門家が参加するのが通例で、コンプライアンス・リスクを管理するため、高まるサービスへの期待に応えるために、税務行政の能力向上に向けて革新的な解決策を考えだしていく。この3か国におけるイベントでは、それぞれ様々な国からおよそ80人が参加した。ハッカソンは活気にあふれ、内容も濃く、クリエイティブな雰囲気の中で人々が積極的に参加し、また、当局からの期待も高かったことなどから、極めて大きな成功を取めている。

セネガルでは4つのモデル案が考案されたが、そのうちのひとつである「モン・エスパス・ペルソ(Mon Espace Perso)」が実現されている。これは納税者それぞれに専用のマイページを設け、個人や企業が自らの税に関するデータを閲覧し、個々の閲覧者に応じた情報やサービスに容易にアクセスできるようにするもので、このページを通じて税の申告や支払いを行うこともできる。ウガンダでは8つのモデル案が考案され、現在当局が一連のMTRSの一環としてモデル案を実現に移すべく検討作業を進めている。コートジボワールでのハッカソンはより進んだ野心的なものとなった。モデル案のひとつが「コートジボワールの統合システム(SICI: Système Intégré de la Côte d'Ivoire)」で、租税に関するデータが一元的に集約されており、税務官がコンプライアンス目的で閲覧できる仕様となっている。このプラットフォームを支えているのはブロックチェーン・テクノロジーによって内部と外部のデータソースを統合したシステムだ。

公共財政管理のオンラインコース

IMFは公共財政管理(PFM)の諸側面を改善できるように加盟国政府と協力するため、毎年100件以上の代表団を派遣している。2017年10月から11月にかけての6週間には、PFMに関するオンラインコースを通じて141か国・約700人の政府関係者に研修を行った。このコースでは、公共政策の実施でなぜPFMが効果的なツールとなりえるのか、そしてPFMという制度が、マクロ経済の安定性、経済成長、持続可能な開発目標、そして良好なガバナンスをどのように支えるかについて集中的に講義が行われた。米国国際開発庁(USAID)がこのコースの開発資金を拠出した。

IMFスタッフは9か月にわたり、広範なトピックを網羅したコースモジュールの開発・撮影に取り組んだ。教育モジュールに加え、このPFMコースには、PFMのあらゆる側面に関する財務相、政府高官、市民社会の代表とのインタビューも含まれている。また、討論フォーラムは、参加者が質問を行い互いの意見や経験を共有する対話の場となった。ジェンダー平等を志向する予算についても多くの意見が交わされた。

当初、このコースは政府関係者と開発機関のスタッフに限定されていた。アフガニスタンやハイチ、イラク、ソマリアといった脆弱国25か国・162人を含む141か国の政府関係者らがコースに登録した。約700人がコースを修了したが、これは、対面形式のPFM研修を通じて1年に研修を提供できるだろう対象者数を大幅に上回っていた。



PFMオンラインコースは、USAID、英国国際開発省(DfID)、欧州委員会、世界銀行といった二国間ドナーや開発機関の大きな関心を集めた。このコースは、ドナーや支援受入国がPFMに関する見解や能力開発の課題を共有する場となった。同コースは、大規模オンライン公開コース(MOOC)として一般にも定期的に提供される予定である。

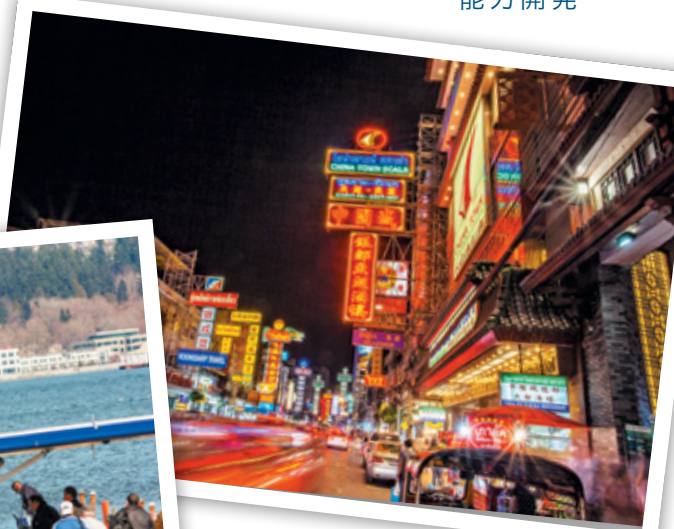
ピアツーピア形式で学ぶジェンダー予算

IMFは2017年12月にジェンダー平等を志向する予算に関するセミナーをコスタリカで開催し、このセミナーには7か国(コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ)から参加者が集まった。これは、IMFが2017年に開発したジェンダー予算のための公共財政管理の枠組みを用いた初の地域セミナーである。その後、2018年にはアフリカ研修所(ATI)や共同ウィーン研修所(JVI)、南アジア地域研修技術支援センター(SARTTAC)、カリブ地域技術支援センター(CARTAC)で同様のワークショップが開催された。

インフラガバナンス

IMFは、インフラガバナンスの能力強化によって経済成長と開発への投資効果を最大限に高められるよう、加盟国に対する支援に尽力している。ベナンでは、公共投資運営評価プログラム(PIMA)が、投資とインフラに重点を置いた意欲的な国家開発戦略「政府行動プログラム(Programme d'Action du Gouvernement)」の一環で実施された。IMF代表団の提言を基に、ベナン当局は債務負担行為に関する承認手続きの導入など改革に着手し、世界銀行は公共投資に関係する1,500万ドルの技術支援プロジェクトを刷新した。

また、IMFはPIMA代表団をアイルランドにも派遣した。同国財務相は、2017年11月に公表された報告書を強く支持し、同報告書がとりわけアイルランドのニーズを反映しており、公共投資機関の強化と公共投資の効率性向上の点で重要な役割を果たすだろうと述べた。その後、同国政府はアイルランドの社会資本の強化には公共投資の拡大が不可欠だとし、43億ユーロ(2018年～2021年)に及ぶ追加的な資本配



分を予算にて明らかにした。2018年2月に発表された2018年～2027年の国家開発計画で、同国政府はIMFの報告書に記載された主要な提言を再び肯定的に評価した。例えば、次のような点である。

- (1) インフラに関するセクター横断的な対話を主導するハイレベルのインフラプロジェクト運営グループを設置する。
- (2) キャピタル・トラッカー (Capital Tracker) の開発。このツールは主なインフラセクターで予定されているプロジェクトを可視化し、優先順位をつける上で主要な管理ツールとなる。これによりスケジュールとパフォーマンス目標を監視する。
- (3) 大規模プロジェクトの評価額の分析を独自に行うため、公共支出・改革省の公共支出規範を見直す。

財政の透明性と財政リスクの管理

ジョージア(グルジア)では近年、財政リスクに関する情報公開の推進と財政リスク管理の改善において大きな進歩が見られている。IMFは国営企業に関連したリスクをモニタリングするための枠組みの構築について同国の関連当局を支援し、官民パートナーシップ(PPP)を運営し、水力発電セクターの長期電力取引契約(PPA)に関連した財政リスク評価を改善するために健全な法的枠組みを構築した。当局は、この情報を活用して、水力発電の拡大ペースが需要とより整合的となるよう調整するとともに、財政リスクの軽減のためPPA契約を見直した。同国によるマクロ経済や債務に関連する財政リスクの分析は既に公表されていたが、ジョージアはこれを一段と強化するなど、財政リスクの公表においても前進した。年次財務諸表の作成やプログラムベースの予算の導入といった一連の

改革も相まって、予算の公開度を調査する「オープン・バジェット・サーベイ (Open Budget Survey)」のランキングが2010年～2017年に34位から5位へと上昇した。IMFが2016年に行った財政の透明性の評価でも、ジョージアは多くの分野で「良い」または「優れている」と評価されたほか、引き続き改善が必要な分野も明確となった。

モルドバは、2017年12月に同国初となる財政リスク報告書 (Fiscal Risk Statement: FRS) を発表した。FRSは国が直面している主な財政リスクの概要を包括的にまとめたもので、財政政策の一貫性や信頼性を評価するために有用なツールである。FRSは、重大な財政リスクがもたらしうる影響を示し、財政に直接起因するリスクが実際に発生する可能性を評価し、リスク軽減措置の優先順位付けの基礎となるものだ。マクロ経済ショックは、大きな影響を及ぼす可能性が高い上に発生の見込みも高いとされ、マクロ経済予測のより頻繁な更新がリスク軽減措置として推奨されている。存続不可能な国営企業に対して行われうる救済措置やシステム上重要な銀行の破綻に起因するリスクもまた高いと評価された。FRSの草案は公聴会で議論され、議員が意見を述べた。

湾岸協力理事会加盟国で持続可能な歳入ベースを構築する

現在150か国以上が何らかの形で付加価値税 (VAT) を導入しているが、最近まで湾岸協力理事会 (GCC) 加盟国 (バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦) は例外だった。VATの導入はGCC諸国における独特の政治制度に加え、財政が石油とガスの収入に大きく依存していたことから困難を伴った。IMFは過去10年にわたり、課税対象を広く設定した間接税の設計と運営に関して多大な技術支援を行ってきた。こうした支援においてIMF

は、統一関税の利点を活かせるように、広範なVATと一部の物品税をGCCで調整を行った上で導入することに焦点を当ててきた。

2018年1月1日、サウジアラビアとアラブ首長国連邦はほぼ全ての商品・サービスに対して5%のVATを導入した。両国は2017年に、たばこ加糖飲料に対する物品税(税率は高所得国並み)の課税を始めている。VATと物品税は、経済統合深化のためのVAT枠組みの一環として、2016年のGCC加盟国間の合意を受けて導入された。他のGCC加盟国も両国に続き今後数年間にVATを導入するとみられる。IMFは、物品税の新規導入に向けた行政面での準備について助言を提供するなど、物品税とVATの導入支援でも重要な役割を果たした。こうした支援によって、新しい税を導入する能力と自信が生まれ、また他のGCC加盟国にとってのモデルケースが誕生した。

ハイライト：金融政策と金融セクター政策

IMFは健全かつ効率的な金融システムと金融政策・為替政策の効果的な枠組みを推進することで、加盟国の金融と通貨の安定性に関する重要なニーズに積極的に対応している。昨年IMFは、監督と規制、金融政策と外国為替業務、危機の予防と管理、公的部門の資産や負債の管理といった中核分野における課題で支援を提供するために、1,000件を超える技術支援代表団を各国に派遣した。他に支援が拡大している分野は、金融政策の策定と一貫した効果的なマクロプルーデンス政策の枠組みとシステムの構築、より広範な金融の安定性とシステムリスクをモニタリングするメカニズムの設定、金融安定性の分析と報告書作成、ストレステストなどである。

IMFは中国や欧州投資銀行、イタリア、ルクセンブルク、サウジアラビア、スイス、イギリスから金融部門安定性基金に対する資金の拠出を受けたが、他の国々もまもなくこれに続く予定である。この資金は金融部門の安定性や包摂性、深化を支援、主に低所得国や低中所得国への支援に活用されるほか、金融セクター安定性評価を行う代表団の派遣費用をまかない、金融部門の安定性リスクや脆弱性、相互関連性を評価するための金融セクター統計の改善を目的としたフォローアップの費用もこの資金から拠出される。金融セクター安定性評価は2018年度にはコスタリカ、フィジー、パラグアイ、ウガンダに対する評価が完了しており、2019年度にはニカラグアとスリランカ、西岸地区・ガザを対象したものが予定されている。

IMFと国際決済銀行(BIS)は2018年2月に能力構築に関する共同シンポジウムを主催し、このシンポジウムには技術支援の提供者や、国際基準設定機関、ドナー、技術支援受入国が集まり、それぞれの経験を共有するとともに、金融部門に対する規制・監督能力の開発を強化するための手法を話し合った。この場では、IMFのクリスティーヌ・ラガルド専務理事とBISのアグスティン・カルステンズ総支配人が両機関がそれぞれ能力構築に果たす役割について基調講演を行った。このシンポジウムを通じて、IMFとBISの金融安定研究所(FSI)が連携を強化する基礎が築かれた。現在、両機関は共同で銀行監督当局のためのオンライン研修プログラムの開発を進めている。

上記以外に、IMFが金融政策と金融セクター政策の分野で行っている能力開発活動の主な事例は次の通りである。

■ アルバニアにおけるインフレターゲットの支援

IMFは、伝統的な金融政策を行う政策余地を分析し、政策金利について利下げ可能な下限を推定し、意図しない結果が生じる可能性をモニタリングする枠組みの開発に貢献した。このプロジェクトは、当局のコミュニケーション、モデリング、予測の能力を向上させることで、金融政策の立案・実施の強化を支援している。

■ アルジェリアの流動性管理枠組みの改革

流動性の管理と予測に関するこの行動計画は、流動性過剰と流動性不足のいずれの場合にも機能する枠組みを構築する内容になっている。同枠組みを通じて(1)流動性を日々監視する制度の開発を支えること、(2)中央銀行のバランスシートに影響する要因を日々予測するための環境整備に貢献すること、(3)公開市場操作の実施と常設制度の導入を支援することが期待されている。

■ カリブ海諸国の債務管理能力強化

カナダ政府の資金提供を受け、東カリブ通貨同盟(ECCU)諸国とバルバドス、ベリーズ、ジャマイカを対象に行われた債務管理能力に関する直近のプロジェクトでは、IMF・世界銀行の枠組みを活用して各国の中期債務管理戦略(MTDS)の策定に対する支援が行われた。支援受入国全てが現在MTDSを策定しており、各債務ポートフォリオに潜むコストとリスクの理解を深める点、各国の環境に合った借入戦略の選択を行う点で大きく前進した。



■ ガーナにおける金融政策支援

ガーナでの金融政策支援は、金融部門の監督と規制、外国為替の管理、流動性管理、インフレターゲットを採用した金融政策枠組みの導入といった複数の分野を対象としている。IMFとスイス経済省経済事務局(SECO)の支援を受けたガーナは、バーゼルIIおよびIIIの実施に向けて着実に前進してきた。バーゼルII・IIIの実施は、金融部門の強靱性と安定性の向上に寄与すると期待される。新たに資本要件指令を策定したことは極めて画期的であり、現在、最終版の発表を間近に控え、銀行業界との協議が進められている。

■ ミャンマーで中央銀行の近代化と銀行監督の強化を支援

ミャンマーはIMFの技術支援を最も多く受け入れている国のひとつで、その資金は日本政府が提供している。技術支援は当初、金融調節や外国為替業務の能力の構築、インターバンク市場や金融政策手段の開発、中央銀行の監査、システムの配置、金融業務一般を含む会計業務の強化など、マクロ経済と金融の安定性に資する中核的機能の強化を重点課題としていた。技術支援の第2段階では、銀行監督機能の専門性を高め最新の知見を共有してミャンマー中央銀行を支援する。技術支援では、リスクベースの監督の強化、最新のツールやプロセスの導入、管理者の研修、規制の改正が中心的に取り上げられた。

ハイライト：統計

IMFの統計分野での能力開発は、技術支援や研修を行うことで、一貫性が高く比較可能なマクロ経済統計と金融統計を作成・公表する能力の向上に貢献している。ここ8年間に統計分野の能力開発は84%増加した。実体経済統計と政府財政統計が最大のシェアを占め、対外部門統計、金融・資本市場統計、そしてデータ公表がこれに続いている。低所得国や脆弱国が最大のニーズを抱えており、こうした国々への支援が重点的に行われている。脆弱国向けの能力開発は過去8年間で68%増加した。

統計分野でのIMFの活動は、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた加盟国の取り組みを直接支えている。SDGs指標の約40%に経済データが含まれているなどSDGsのモニタリングにおいて経済変数は重要である。例えば統計の中でも、国民経済計算や物価の分野で行われる能力開発はSDGsの目標1「貧困をなくそう」とSDGsの目標2「飢餓をゼロに」に影響を及ぼす。IMFは、統計分野での支援におい



て、統計作成能力が最も低い国、SDGsの達成が最も必要な国を対象を絞り込んでいる。

2018年3月にG20が出した声明では、低所得国の間で債務水準が上昇していることに伴って、こうした国々が抱える債務の脆弱性に関する懸念が高まることから、低所得国による債務の記録・報告のためにIMFが技術支援を提供することに対する政治的な支持が明確に示されている。IMFの能力開発は、債務の持続可能性に最大のリスクをもたらす債務データの不足に対処している。例えば一部の国では、国営企業の債務データが欠如している。また、延滞債務が正確に記録されていない国もある。

また、「デジタル時代におけるIMFのデータと統計に関する新総合戦略(The new Overarching Strategy on Data and Statistics at the Fund in the Digital Age)」に基づいて、能力開発の今後のあり方が構想され始めているが、これを支えるのが統計分野のイノベーションを通じたビッグデータ活用である。経済のデジタル化は個人や企業の行動を浮き彫りにする膨大なデータを生み出すが、ビッグデータはこうした経済のデジタル化と大きく関連した機会を創る。これは、統計機関の新たなデータソースとなるかもしれない。例えば、統計作成でのビッグデータ活用の一例として、国際送金のフロー、各種サービスの支払いと移転、可処分所得のより正確な推定値を出すために、モバイルバンキングのデータを活用することができる。こうして導き出された推定値は公的な統計に活かすことができ、また金融包摂の分析に役立つ。こうしたことから、この総合戦略は、IMFに対し、統計作成でビッグデータを使用する加盟国を支援できるように技術支援を調整することを提言するとともに、こうしたイノベーションを支えるために他機関と新たなパートナーシップを構築することを勧めている。

ハイライト：法律

2018年度も継続して、IMFプログラムの実施国・非実施国の双方から法律関連の技術支援を求める声があった。主な項目は、金融の健全性、金融・財政法、破綻、債権回収などである。IMFは成果を重視した管理枠組みを用い、グローバル政策アジェンダで示された優先事項に沿って、こうしたニーズに対応した。

金融の健全性に関連する諸分野での能力開発が継続して行われた。すなわち、資金洗浄・テロ資金対策（AML/CFT）、汚職など腐敗への対策、コルレス銀行取引関係についての能力開発である。IMFは成果を最大化し、取り組みの重複を避けるため、組織内や他のドナーとの間で技術支援活動を定期的に調整している。AML/CFT信託基金からは、21か国での技術支援プロジェクト、2件のリサーチプロジェクト（テロ資金供与、事業体の透明性）、ブエノスアイレスとドーハ、ナイロビ、そしてシンガポールに置かれた4人の地域アドバイザーにかかる費用が拠出されている。これに加えて、7か国でのプロジェクトが二国間ドナーからの資金で運営され、その他5件のプロジェクトが自己資金を用いたほか、2件のプロジェクトが他の多国間信託基金から資金提供を受けた。さらには、資金洗浄に関する金融活動作業部会（FATF）の改訂された国際基準の下で現在、コロンビアと中国の評価作業が進められている。

金融・財政法の分野での技術支援は、中央銀行業務、銀行の規制と監督の枠組み、銀行の破綻処理、危機管理に関するものを含めて、これまでと同じ水準で行われた。市場インフラ（決済制度）での技術支援の伸びはこれまでと比較し緩やかだったが、引き続き公共財政管理の法的枠組みに関する活動を基盤に進められた。

税法に関する技術支援は、所得税、付加価値税、税務上の手続きといった主要分野で高い需要が続いていたが、これは、国際課税問題への世界的な注目の高まりを反映している。また、ワシントンDCのIMF本部でのセミナーやクウェートでの地域セミナーが国際租税法の策定に関連した課題を中心に進められた。こうした項目は、G20が求めるツールキットなど低所得国の能力開発を支えるために設計された成果物に対する法制面からの貢献でも考慮されている。

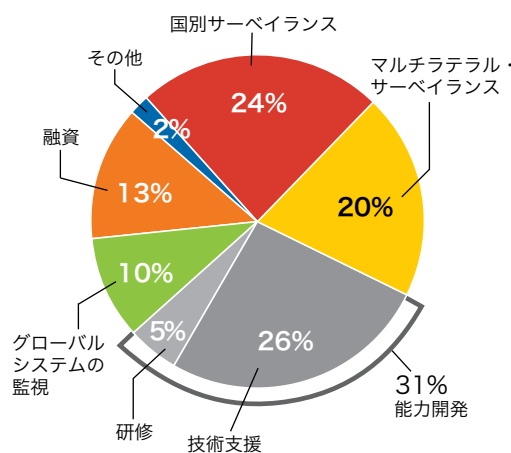
IMFはまた、破綻、債権者の権利といった分野での技術支援を継続し、存続可能な企業の早期かつ迅速な再生とそうでない企業の清算、過剰債務を抱える家計の再出発、債権者の権利保護の改善で加盟国を支援した。さらに、IMFは企業および家計の破綻に関する高官向けのワークショップ1件を共同ウィーン研修所で開催した。

数字で見るIMFの能力開発

加盟国の要請を受けて始まるIMFの能力開発支援は、技術支援（制度・政策の策定）と研修（政府機関職員的能力開発）の2本柱で進められているが、これまでに全加盟国189か国に対して実施されてきた。能力開発は2018年度IMF運営経費の4分の1強を占めた。この大半が技術支援で（運営経費の26%）、研修の割合は5%となっている（図2.4）。

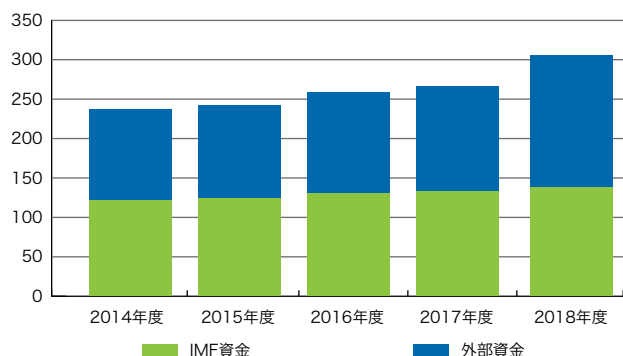
サブサハラアフリカ、アジア太平洋、中東や中央アジアでの支援が増えたことを受けて、IMFの能力開発活動は2018年度も拡大を続けた。2018年度において、能力開発活動の直接経

図2.4 IMFの運営経費 主要な活動別の内訳（2018年度）



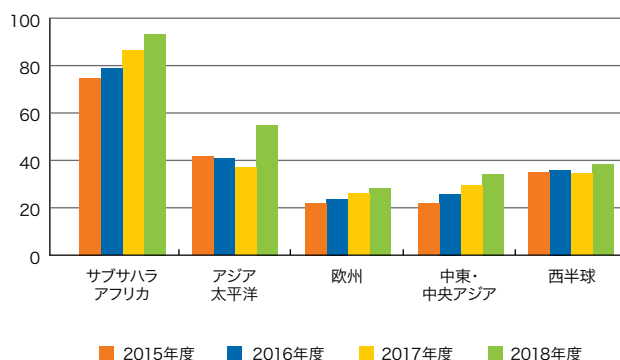
出所：予算企画室(OBP)、Analytic Costing and Estimation System (ACES)、IMF職員による試算

図2.5
能力開発への支出(2014~18年度)
(100万米ドル)



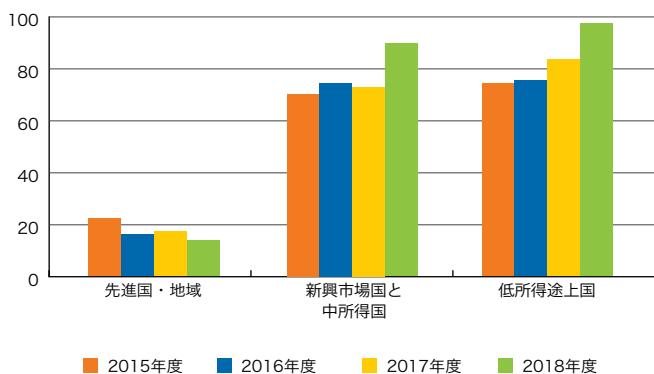
出所：予算企画室(OBP)、Analytic Costing and Estimation System (ACES)、IMFスタッフ試算

図2.6
地域別に見た能力開発支出(2015~18年度)
(100万米ドル)



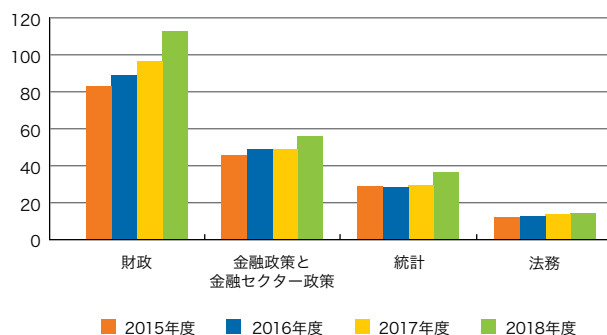
出所：予算企画室(OBP)、Analytic Costing and Estimation System (ACES)、IMFスタッフ試算

図2.7
所得グループ別に見た能力開発支出(2015~18年度)
(100万米ドル)



出所：予算企画室(OBP)、Analytic Costing and Estimation System (ACES)、IMFスタッフ試算

図2.8
分野別に見た能力開発支出(2015~18年度)
(100万米ドル)



出所：予算企画室(OBP)、Analytic Costing and Estimation System (ACES)、IMFスタッフ試算

費(全体的なサポートと、ガバナンスにかかる間接経費を除く)は3億300万ドルであったが、2017年度の2億6,700万ドルから14%の伸びがあった(図2.5)。外部資金を原資とした能力開発は全体の55%を占め、伸び率は23%であった。

能力開発全体で見ると

サブサハラアフリカが能力開発の支出で最大の割合を占めた。これは、同地域内に低所得途上国が多く存在していることを反映している。2018年度、能力開発に対する支出は全体で14%増加し、主要5地域を地域別に見ても全地域で伸びが確認できる。なかでも、アジア太平洋地域が突出しており、支出が48%増加した(図2.6)。引き続き、IMFの能力開発支援の大半が新興市場国や中所得国、低所得途上国を対象としていた(図2.7)。

財政、金融政策や金融セクター政策、統計、法律の全分野において、能力開発支援が加盟国の求める声に応えるかたちで増加した(図2.8)。IMFが提供する能力開発のうち、財政に関するものが全体の37%を占めた。

研修

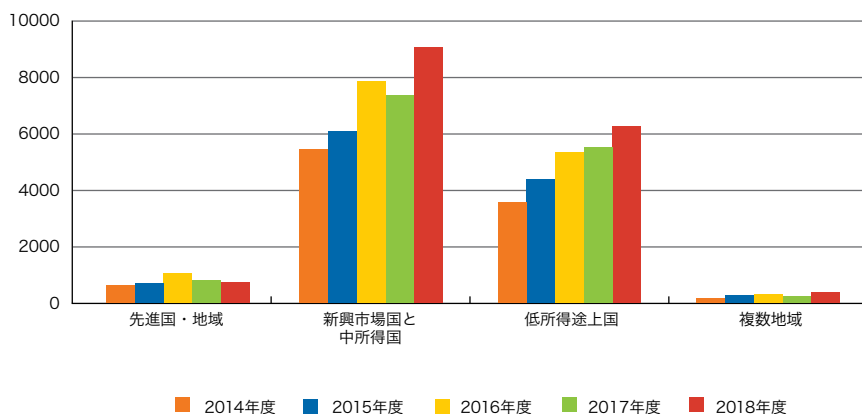
IMFは、政府機関職員を対象に多様な研修を実施しており、経済情勢の分析、予測モデリングツールの開発と応用、診断ツールの採用と活用、健全なマクロ経済政策や金融セクター政策の立案と実施という点で能力の向上を支えている。

IMFの能力開発局は、こうした目標を達成すべく、対面式、オンライン、カスタマイズといった手法を取り入れ

図2.9

所得グループ別の研修参加者数(2014~18年度)

(人)

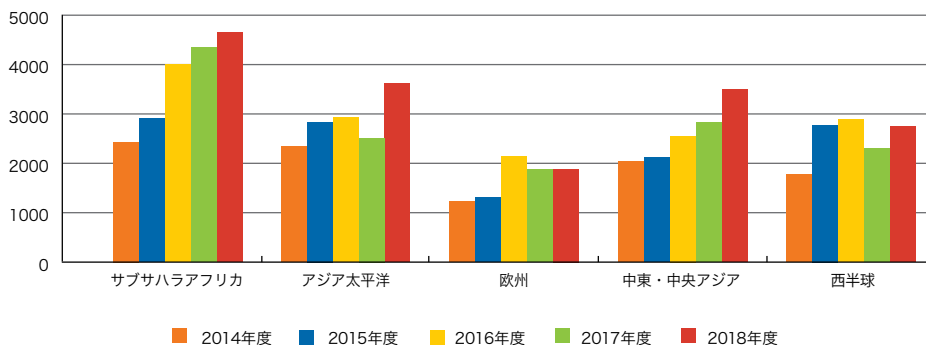


出所：Participant and Applicant Tracking System (PATS)、IMFスタッフ算出
注：2018年度は暫定データ

図2.10

出身地域別の研修参加者数（合計）(2014~18年度)

(人)



出所：Participant and Applicant Tracking System (PATS)、IMFスタッフ算出
注：2018年度は暫定データ

ながら研修を行っている。対面式の研修については、コースに応募した政府関係者に対して厳正な選考が行われる。2018年度、IMFは422件の研修イベントを実施し、186の加盟国から選ばれた1万6,410人の政府機関職員が参加した。

こうしたイベントの大半が、IMFの地域研修センターのネットワークとプログラム、オンラインコースを活用して行われた。IMF本部と国外拠点で実施されたものもある。その内容は、マクロ経済政策、予測とマクロ経済モデリング、フィナンシャル・プログラミングと金融政策、金融セクター関連、財政の専門コース、マクロ経済統計、セーフガード評価、法務関連などと様々なニーズに応えるために多岐にわたっている。本年度、IMFの研修の中で、新興市場国

と中所得国を対象にした研修が最大の割合(55%)を占めた(図2.9)。地域別で見ると、サブサハラアフリカの割合が28%と最も高く、次いでアジア太平洋となっている(図2.10)。研修を受けた加盟国政府機関職員を対象にして、2017年に調査を行ったところ、回答者の84%が政策助言能力の向上にIMFのコースが役立ったと答えた。

また近年、IMFはオンライン学習を拡大しており、新たに公共財政管理、マクロ経済診断、天然資源に恵まれた国のマクロ経済運営に関するコースが加わった。2013年末のプログラムの立ち上げ以降、1万2,000人を超える政府関係者がオンラインコースを修了した。過去1年間では、アフリカでのジェンダー予算に関する特別セミナー、中国にあわせて設計された金融サーバイランスや金融セクター



開発活動のうち約半分に資金を拠出している。2018年にIMFと中国人民銀行は、経済制度を強化することと、IMFが持つ専門知識の中核分野での人的能力開発を促進することを目的として、新しいセンターを開設した。2018年4月12日に中国・北京でIMFのクリスティーヌ・ラガルド専務理事と中国人民銀行の易綱総裁が出席する中で同センターの開設式が行われたが、このセンターは中国など加盟国の政府関係者を支援するものである。

能力開発のためのパートナーシップ

世界的なパートナーシップがIMFの能力開発活動を力強く支えている。IMFのパートナーが自らの経験を共有し加盟国諸国と協働することで、テーマ別や地域別の課題についての議論がより有意義なものになっている。さらに、IMFと加盟国の資金に加えてパートナーが資金拠出を行うことで、加盟国のニーズにマッチした質の高い技術支援と研修がIMFや世界の開発面での優先事項に沿った形で提供できるようになっている。

IMFの能力開発は、持続可能な開発目標を達成するために強固な基盤を構築しようとする加盟国を支えている。地域別やテーマ別の多国間イニシアティブがこうした取り組みを支えており、こうしたイニシアティブの下には複数のパートナーが資源を活かし、マクロ経済の重要分野でさらに大きな成果をあげるために集まっている。活動テーマ別に設立された多国間基金は、世界の主要な開発ニーズとイニシアティブにあわせて設けられており、「開発資金アジェンダ」に直接対応している。こうしたテーマ別の基金の活動を補完するのが世界に広がる地域能力開発センターのネットワークである。地域能力開発センターは、現地で展開されるIMFの能力開発活動の大半を調整し、ピアラーニングを促し、現場での研修

政策に関するワークショップ、動学的確率的一般均衡モデルに関するプロジェクトなど、各国のニーズに対応したコースが開催された。カスタムメイドの研修では、スキル向上や組織の政策立案能力向上のために、特定グループを対象に定期的な研修が行われる場合が多い。

IMFの能力開発支援は、IMF本部から派遣する短期代表団、現地の長期駐在アドバイザー、能力開発を目的とした地域センターのネットワーク、オンライン学習などを活用して行われる。現在16か所に設置された地域センターによって、加盟国の新たなニーズに迅速に対応する能力が強化されており、他の開発パートナーとのより密接な連携が促されている。こうした取り組みは、二者間パートナー・多国間パートナーに支えられている。現時点において、パートナーは地域センターへの支援を含めてIMFの全能力

実施を支え、フォローアップ作業を一貫して行っている。こうした多国間イニシアティブは、各国の状況にあわせて設計された二者間プログラムで補完される。IMFの能力開発イニシアティブは全て、経済制度構築における協力関係を促進し、支援受入国が自主性を強く発揮できるように促す形で設計されている。

2018年度、IMFによる能力開発には合計2億8,100万ドルが新たに拠出され、パートナーの資金拠出を受けた活動は総額1億7,400万ドルに達した。これは、全能力開発活動の約半分に相当する。過去3年間の5大ドナーは欧州連合、日本、スイス、中国、クウェートである。

能力開発におけるパートナーシップは全て高く評価されている。主なポイントは以下の通りである。

- IMFの能力開発を25年以上一貫して支えている日本は、IMFの能力開発活動を最も長きにわたって支援している最大のパートナーであり続けている。同国は2018年度に3,360万ドルを拠出して様々な分野を支援したが、特にアジアに重点を置いており、その例がタイに置かれたIMFの技術支援事務所(TAOLAM)とIMF・シンガポール研

修所(STI)への資金拠出である。また、日本は歳入確保基金に対する拠出額も増やした。

- 欧州連合(EU)は、IMFと締結した戦略的パートナーシップの枠組みに沿ってIMFとの連携を拡大した。2018年3月にIMFがEUの国際協力・開発協力総局(DG-DEVCO)と締結した500万ユーロの公共財政管理パートナーシッププログラムは、脆弱な状況の国々と低所得国や低中所得国を対象を絞っている。このプログラムはIMFがEUの近隣・拡大交渉総局(DG-NEAR)と連携して現在、南東欧で進めている公共財政管理プログラムを補完している。2017年6月にIMFは、EUの開発に関する旗艦イベントである「欧州開発デーズ」に参加したが、このイベントではクリスティヌ・ラガルド専務理事が開会の挨拶でジェンダー平等について語り、IMFとオックスファムのパネルで国内資源の動員について基調演説を行った。EUは、天然資源からの富の管理のための信託基金(MNRW)に引き続き参加し、700万ユーロを拠出した。
- IMFと英国国際開発省(DFID)は、能力開発における新たな戦略的パートナーシップに関して、2017年11月に初会合を開催し、連携の効率化とパートナーシップの強化に向けて力強い一歩を踏み出した。イギリスは、アフリカに置かれた複数の地域能力開発センターに資金を拠出しているが、こうしたセンターはこの地域の20か国を支援している。くわえて、イギリスは金融部門安定性基金に資金拠出を行うとともに、他の多国間イニシアティブ、特に公共財政管理と歳入確保の強化に対する支援の拡大に尽力している。
- 中国人民銀行とIMFは2017年5月に能力開発のためのパートナーシップに署名し、今後5年間で合計5,000万ドルの拠出について合意した。このパートナーシップには、中国・IMF能力開発センター(ボックス2.1)の設立と、他の地域別やテーマ別のイニシアティブへの支援、なかでもアフリカの地域能力開発センターと金融部門安定性基金への支援も含まれている。
- ドイツは少し前にアフリカの地域能力開発センター6か所に対して3,000万ユーロを拠出したが、これに関連してドイツとIMFとの間で初めてとなる年次の協議が2018年頭に行われた。これは、能力開発面での連携に関連した戦略的課題について協議する有意義な会合となった。実際の活動レベルでは、より良い成果をあげるために、現地で技術支援を行っているドイツ国際協力公社(GIZ)とアフリ

ボックス2.1: 中国・IMF能力開発センター



2018年4月、IMFのクリスティヌ・ラガルド専務理事と中国人民銀行の易綱総裁が開設式に出席する中、中国・IMF能力開発センター(CICDC)が正式に発足した。CICDCは、中国など各国の政府機関職員を対象に効果的な制度構築と政策立案の面で能力開発を行うことを目的としたIMFと中国のパートナーシップの成果である。研修コースは、マクロ経済の概要と予測、財政と金融、法務と統計といったトピックを組み合わせた内容を含む予定で、参加者が健全な政策決定を行うために必要な知識と分析ツールを習得することを狙いとしている。複数の国々が参加するワークショップとピアラーニングも、経済成長と経済統合が継続する国際環境を支えることになる。CICDC諮問委員会の初回会合が同センターの立ち上げ直後に開催された。

カの地域センターが密接な協力によって相乗効果が確実に発揮されるようにしている。

- デンマークとIMFは、2018年4月に能力開発のためのパートナーシップに署名した。これは能力開発分野でのIMFとデンマークの連携において大きな一歩であり、歳入確保基金への拠出がこれを支える。
- 欧州投資銀行は、2017年12月にIMFとの能力開発プラットフォームに署名し、300万ユーロを拠出することを決めた。金融の安定性と包摂性を重点分野としたこのプラットフォームには、アフリカの地域能力開発センターや金融部門安定性基金、オンライン研修への資金提供が含まれている。

能力開発のためのグローバルなテーマ別基金

能力開発のためのグローバルなテーマ別基金でのIMFのパートナーシップは開発資金アジェンダに直接対応したものであり、こうしたパートナーシップによって経済発展が進んでいない国々はポスト2015のSDGsの達成に必要なツールを確保することができる。具体的には、これら基金は途上国が歳入確保を改善し、財政や天然資源の管理を強化するとともに、金融セクターの安定性と利用可能性を促進し、債務問題に対処し、統計の改善によって経済政策を決定する能力を強化していく過程で、これらの国々を支援するための資金をプールする。

テーマ別基金のハイライトは以下の通りである。

- 資金調達成功に終わり、歳入確保基金は2021年4月まで続く現段階に必要な資金を十分に確保している。デンマークの拠出(2,000万デンマーク・クローネ、330万ドル)のほかに、スウェーデンも2018年4月に新しいパートナーとして4,000万スウェーデン・クローナ(約500万ドル)を拠出した。さらに、日本とベルギーがそれぞれ500万ドル、600万ユーロを拠出額に上乗せした。くわえて、欧州連合とノルウェーの拠出に関しても最終合意に向けた作業が進められている。低所得国や低中所得国が、成長と開発目標の達成のために効果的な租税制度を設計・運営して持続可能な歳入を生み出そうとしている中、上記の国

ボックス2.2: パートナーズ・コネクト

パートナーによる資金拠出は、加盟国でマクロ経済制度を強化するためにIMFが行う支援において重要な役割を果たしている。対パートナーの能力開発に関する報告とコミュニケーションを強化する一環で、IMFは2018年度に「**パートナーズ・コネクト(Partners Connect)**」を立ち上げた。「**パートナーズ・コネクト**」はセキュアなウェブサイトであり、IMFのパートナーと加盟国が様々なウェブサイト他に訪問することなく、タイムリーに資金やプロジェクト内容を1か所でまとめて閲覧できるものである。モバイル対応型のプラットフォームから、大まかな概要や詳細な報告書を閲覧できる。「**パートナーズ・コネクト**」は大半のデバイスに対応しており、加盟国との情報共有を促進するためにIMFがテクノロジーを活用している最新の試みである。

々に加えてオーストラリアやドイツ、韓国、ルクセンブルク、オランダ、スイスも力を合わせている。

- イタリアとルクセンブルクに加えて、中国とサウジアラビア、スイス、イギリス、欧州投資銀行が新しい基金である金融部門安定性基金の支援を行った。同基金は、金融部門の安定性に加え、低所得国や低中所得国での金融包摂と金融深化を支援する。

地域能力開発センター

地域センターは引き続きIMFの能力開発インフラの屋台骨として機能している。これらセンターは、各地域の優先課題に合わせた活動を展開しており、IMF加盟国の新たなニーズに迅速に対応する能力を強化し、現場での他の利害関係者との密接な連携を促す。開発パートナーとホスト国、そして加盟国が、こうしたセンターの運営に必要な資金の4分の3以上を提供している。

地域センターの活動のハイライトは以下の通りである。

- IMFにとって最初の地域能力開発センターである共同ウィーン研修所(JVI)は、2017年6月に設立25周年を迎えた。2018年4月、オーストリアとIMFはJVIをさらに4年間継続することで新たに合意するとともに、欧州新興国と中央アジアを対象とした政策志向性の高い能力開発の面で同センターが重要な役割を果たしていることを確認し

た。1992年の設立以来、JVIは4万2,000人を超える政府機関職員に研修を行ってきたが、過去の受講者の多くが中央銀行総裁や大臣、首相、大統領をはじめとする幹部職に就いている。

- 現在10か国と協力しているコートジボワールのAFRITAC Westでは、プログラムが新たな段階に入った。モーリシャスのAFRITAC Southは13か国と、ガボンのAFRITAC Centralは8か国とそれぞれ連携している。これらのセンターは、アフリカ全域で経済制度の構築と良好なガバナンスを支えるために域内に置かれた6か所のセンターから構成される重要なネットワークの一角を成している。
- AFRITAC Centralにサントメ・プリンシペが新たに加わった。同国は既に域内の国カーボヴェルデから、開発目標の達成に向け歳入を増やすべく付加価値税（VAT）の導入や管理のベストプラクティスについて学んでいる。
- インドのSARTTACは、業務開始から9か月間で既に500人以上の政府機関職員（地方政府機関職員も含む）を対象とした18のコースを開催した。域内のピアラーニングイベントの開催に加え、SARTTACはブータンと協力して優先課題の特定や、マクロ経済と財政の予測に関するカスタムメイドのワークショップの設計に取り組んでいる。このワークショップは、強力な経済政策を立案・実施する点で同国の財務省に助言を行うことを目的としている。
- 自然災害に襲われたバルバドスのCARTACは、自然災害のリスクを中期財政枠組みにどのように組み込むか、そして災害が起こった際の保険として、有事対応基金や災害復興基金の設立に関する助言を目的とした支援を拡大した。CARTACは、効果的な公共財政管理枠組みを導入しながら、災害に強いインフラの再建・再構築に取り組む加盟国を支えてきた。また、アルバがCARTACに新たなメンバーとして加わった。
- CARTACは地域能力開発センターの中でいち早くジェンダー予算を22か国の業務計画に組み込んだ。他のセンターもこれに続く予定である。IMFの地域センターは、ジェンダー予算に関するIMFの調査と助言を実践に落とし込む上で最前線に立っている。例えば、モーリシャスのアフリカ

研修所（ATI）、グアテマラのCAPTAC-DR、オーストリアのJVI、そしてインドのSARTTACがワークショップを開催した。こうしたワークショップは、政策担当者がそれぞれの経験から学び、ジェンダー平等推進の施策実行を支えるベストプラクティスとツールを理解するための場となっている。

- IMFにとって最も新しい地域能力開発センターである中国-IMF能力開発センターが2018年4月に正式に始動した（ボックス2.1）。

図2.5
IMFの能力開発のためのテーマ別基金

名称	パートナー
歳入確保基金 (RM)	オーストラリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、日本、韓国、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、欧州連合
税制診断ツール (TADAT)	ドイツ、日本、オランダ、ノルウェー、スイス、イギリス、欧州連合
天然資源からの富の管理のための信託基金 (MNRW)	オーストラリア、オランダ、ノルウェー、スイス、欧州連合
資金洗浄・テロ資金対策信託基金 (AML/CFT)	フランス、日本、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、カタール、サウジアラビア、スイス、イギリス
金融部門安定性基金 (FSSF)	中国、イタリア、ルクセンブルク、サウジアラビア、スイス、イギリス、欧州投資銀行
債務管理ファシリティII (DMF II) (世界銀行と合同)	オーストリア、ドイツ、オランダ、ノルウェー、ロシア、スイス、アフリカ開発銀行、欧州連合
金融セクター改革強化イニシアティブ (FIRST) (世界銀行と共同)	ドイツ、ルクセンブルク、オランダ、スイス、イギリス
決定のためのデータ (D4D)	ルクセンブルク、スイス

出所：IMF職員による作成

図2.6
IMFの地域能力開発センター

センター	パートナー	対象加盟国・地域
アフリカ研修所 (ATI)	オーストラリア、中国、ドイツ、韓国、モーリシャス(ホスト)	サブサハラアフリカの45か国
AFRITAC Central (AFC)	フランス、ガボン(ホスト)、ドイツ、オランダ、欧州連合	ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、ガボン、サントメ・プリンシペ
AFRITAC East (AFE)	ドイツ、オランダ、スイス、タンザニア(ホスト)、イギリス、欧州投資銀行、欧州連合	エリトリア、エチオピア、ケニア、マラウイ、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ
AFRITAC South (AFS)	オーストラリア、ドイツ、モーリシャス(ホスト)、オランダ、スイス、イギリス、欧州連合	アンゴラ、ボツワナ、コモロ、レソト、マダガスカル、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、セーシェル、南アフリカ、スワジランド、ザンビア、ジンバブエ
AFRITAC West (AFW)	コートジボワール(ホスト)、フランス、ドイツ、ルクセンブルク、オランダ、欧州投資銀行、欧州連合	ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ
AFRITAC West 2 (AFW2)	オーストラリア、カナダ、中国、ガーナ(ホスト)、スイス、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、欧州連合	カーボヴェルデ、ガンビア、ガーナ、リベリア、ナイジェリア、シエラレオネ
カリブ地域技術支援センター (CARTAC)	バルバドス(ホスト)、カナダ、イギリス、欧州連合	アンギラ、アンティグア・バーブーダ、アルバ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、バミューダ、英領バーズン諸島、ケイマン諸島、キュラソー、ドミニカ、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、モントセラト、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、タークス・カイコス諸島
中米、パナマ、ドミニカ共和国地域技術支援センター (CAPTAC-DR)	カナダ、グアテマラ(ホスト)、ルクセンブルク、メキシコ、欧州連合	コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ
中国・IMF能力開発センター	中国(ホスト)	中国、その他
共同ウィーン研修所 (JVI)	オーストラリア(主要メンバー、ホスト)と国際パートナー	31か国。中欧、東欧、南東欧、コーカサス、中央アジアの29か国に加えてイランとトルコ
中東経済金融センター (CEF)	クウェート(ホスト)	アラブ連盟加盟22か国
中東地域技術支援センター (METAC)	フランス、ドイツ、レバノン(ホスト)、オランダ、スイス、欧州連合	アフガニスタン、アルジェリア、ジブチ、エジプト、イラク、ヨルダン、レバノン、リビア、モロッコ、スーダン、シリア、チュニジア、西岸地区・ガザ、イエメン
太平洋金融地域技術支援センター (PFTAC)	オーストラリア、フィジー(ホスト)、韓国、ニュージーランド、アジア開発銀行、欧州連合	クック諸島、フィジー、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア、ナウル、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、東ティモール、トケラウ、トンガ、ツバル、バヌアツ
シンガポール研修所 (STI)	オーストラリア、日本、シンガポール(ホスト)	アジア太平洋地域の37か国
南アジア地域研修技術支援センター (SARTTAC)	オーストラリア、インド(ホスト)、韓国、イギリス、欧州連合	バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、スリランカ
タイ技術支援事務所 (TAOLAM)	日本、タイ(ホスト)	カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム(主要対象国)。また、一部のプロジェクトでは東南アジア・太平洋島嶼の他の国々も対象にすることがある。

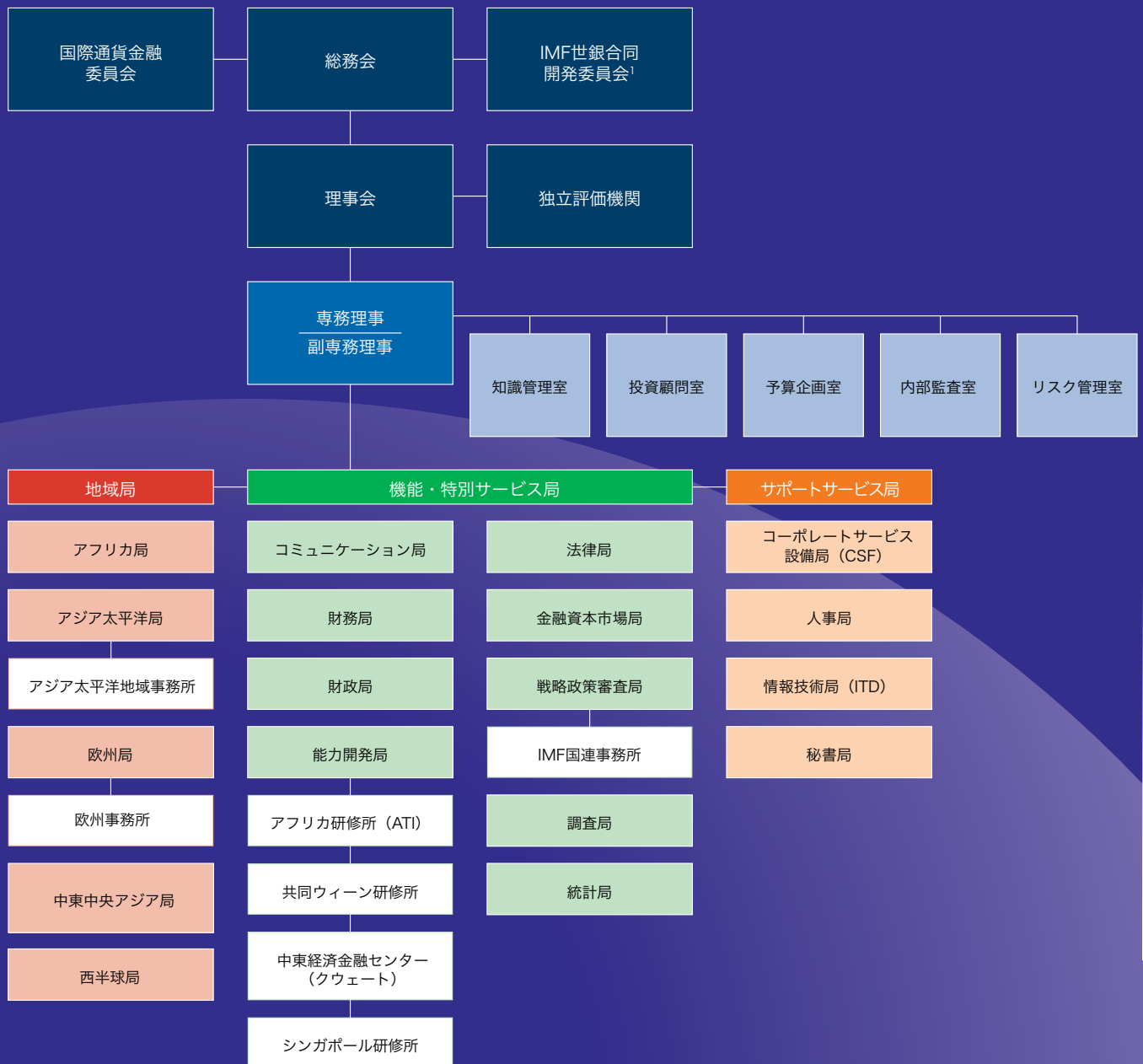
IMFは以上に加えて、ブラジルとジョージアなど世界各地で地域研修プログラムを通じてコースを提供している。

出所：IMF職員による作成

第3章 財務、組織、説明責任

IMF組織図

2018年4月30日現在



¹正式名称は「発展途上国への実質的資源の移転に関する世界銀行および国際通貨基金総務会の大蔵省合同委員会」

予算と収入

中期予算

2017年4月、理事会は2019年度と2020年度の暫定予算とともに、2018年度について11億400万ドルの運営予算(純額ベース)を承認した(表3.1)。今年度のIMFの運営予算は、リソース面での制約感が増し、中期的な収入状況が安定しているにもかかわらず、6年連続で横ばいとなった。IMF理事会は、2017年度予算に計上されながらも実行されずに繰り越し

た最大4,400万ドルを含め、2018年度の総支出の上限を13億5,900万ドルとすることを承認した。また、建物とIT設備プロジェクトのために6,600万ドルの資本予算が承認された。

IMFの2018年度予算は優先される複数の分野での支出を強化するとともに、組織の近代化のために増加している費用も盛り込まれた。また、加盟各国との関係強化のための予算が増額された。具体的には、マクロ金融分析と金融セクター評価プログラム(FSAP)支援の統合をさらに進め、金融セクター政策に関する業務を一段と強化すること、そして、様々なマ

表 3.1
主要項目別予算(2017-20年度)
(単位:100万米ドル)

	2017年度		2018年度		2019年度	2020年度
	予算	実績	予算	実績	予算	実績
運営経費						
人件費	934	922	969	962	994	...
旅費交通費 ¹	123	115	126	121	134	...
修繕、その他	205	218	209	209	214	...
不測事態の予備費	11	...	11	...	12	...
支出項目未指定 ²					17	
総支出	1,273	1,255	1,315	1,309	1,371	1,395
収入 ³	-200	-189	-211	-211	-236	-240
純予算額	1,072	1,066	1,104	1,099	1,135	1,155
繰越金 ⁴	43	...	44	...	46	...
繰越金を含む純予算額	1,116	1,066	1,148	1,099	1,181	1,155
繰越金を含む総予算	1,316	1,255	1,359	1,309	1,417	1,395
資本予算⁵						
建物とIT設備	61	122	66	116	71	70
その他の情報						
2018年度のドル換算での純予算額	1,104	1,097	1,104	1,104	1,110	1,104

出所: IMF予算企画室

注: 個別項目は四捨五入しているため、足し合わせても合計の数値と一致しない場合がある。

1 2019年度は国外での年次総会出席旅費を含む。

2 項目未指定の支出は、IMF外の資金で運営されるプロジェクトに対するもの。

3 ドナー拠出の活動、世界銀行とのコスト分担取極、刊行物売上、駐車料金、その他雑収入を含む。

4 既定のルールに基づき前年から繰越。

5 資本予算の割当額は3年間にわたって支出することができる。予算は1年度の割当額を示しているが、実績には過去年度の割当額からの支出も含む。

クロ構造的なトピックに対する取組みをさらに深めること、資金洗浄防止やテロ資金供与防止の取組みを能力開発のなかで拡大することなどに追加資源が割り当てられた。リスク管理と知識管理に対する取組みの予算も増額された。組織の近代化の予算には、ITサービス、人材サービスとセキュリティに対する支出が含まれる。プログラム終了国のフィールドオフィスの閉鎖、一部の政策立案作業と分析作業の完了、部門内の効率化など、様々なコスト削減が功を奏し、予算を横ばいに保つことが可能となった。

2018年度の実際の運営支出額は10億9,900万ドルで、承認された予算(純額ベース)を500万ドル下回った。実際の支出が予算を下回った額は、前年度並みであった。大半の局でスタッフ数が定員を満たしており、平均的な欠員率は過去最低の水準にとどまった。

2018年度の設備支出はほぼ計画通り実施された。最大の支出はHQ1ビルの改修に関連した6,200万ドルであった。このプロジェクトは2019年秋の完工を予定している。その他の建物施設に対する支出は2,200万ドルで、主に視聴覚機器、機械設備と電気設備、耐用年数が来た配管設備の交換と改善のほか、調度品の買い替えの費用である。総額3,100万ドルのIT投資により、サイバーセキュリティの脅威に対する防御機能が上がり、データ管理と知識管理が向上したほか、実質耐用年数を過ぎたITインフラが更新された。

財務報告にあたり、IMFの運営費は国際財務報告基準(IFRS)にのっとり発生主義で会計処理されている。IFRSにより発生主義会計が義務付けられているほか、職員福利厚生費の計上と償却は数理的評価に基づいている。IMFが2018年度の監査済み財務諸表で報告した内容に基づき、2018年度運営予算実績(純額ベース)10億9,900万ドルと、IFRSに基づく運営費12億8,400万ドル(9億400万SDR)の詳細な照合データを表3.2にまとめた。

収入モデル、手数料、報酬、負担の分配、純利益

収入モデル

IMFは創設以来、支出原資を確保する手段として、主に融資に依存してきた。だが、2006年には追加収入を得るため、投資勘定を設置して、準備金を投資している。また、2008年には理事会が、IMFが保有する金の限定的な売却による利益を用いて設置する基金を含んだ新しい収入モデルを承認した。この新たな収入モデルと並行して国際通貨基金協定の第5次改正が2011年2月に発効し、IMFの投資権限が拡大された。これは投資予想収益を増大させ、長期にわたる財務基盤を一層強化することを目的としている。2013年1月、理事会はIMFの準備金投資に関する新戦略についてルールを採択した。2015年8月には債券サブアカウントの投資について、2018年3月には主に基金サブアカウントの投資について、ルールが採択されている。投資戦略では市場環境の変化、IMF資金の公的な性格、IMFの評判を守る必要性を十分

表 3.2
2018年度財務諸表に計上された運営費用
(特に別段の表示がない限り、単位は100万米ドル)

2018年度運営予算の実績(純額)	1,099
計上時期の相違	
年金および退職給付費用	198
資本的支出(当年度および過年度支出の償却)	47
運営予算に含まれない金額	
資本的支出 (国際財務報告基準に従い、直ちに計上された勘定科目)	35
一般勘定への戻入れ (貧困削減・成長トラストおよびSDR勘定より)	(95)
運営費用総額	1,284
その他の情報	
監査済み財務諸表に計上された 運営費用の総額(単位は100万SDR)	904

出所: IMF財務局および予算企画室

注: 個別項目は四捨五入しているため、足し合わせても合計の数値と一致しない場合がある。
為替換算は2018年度における米ドルとSDRの支出に関わる実効為替レートの加重平均である約1.42に基づく。

に考慮しつつ、今後も先述した基金の価値の保全と収入獲得の両方を目指していく。

手数料

IMF融資活動が高水準で推移していることと投資収益の低調さを反映して、収入の主な源泉は与信残高から徴収される手数料の状態が継続している。IMF融資に対する基本手数料率(利子率)は、SDR金利とベースポイントで表示される固定マージンの合計である。IMF理事会が2011年12月に採択したルールの下、マージンは1年目終了前の見直しを条件に、2年間固定で設定される。このマージンは、IMF融資に関連した仲介コストをまかなうためのものであり、またIMFの準備金を積み立てるための原資でもある。ルールには、手数料率が金融市場の長期的な状況と合理的な整合性を保つようにするための確認業務も盛り込まれている。2018年4月、IMF理事会は2020年4月まで手数料率のマージンを100ベースポイントに据え置くことを決定した。

クレジット・トランシュや拡大信用供与措置の下での多額のIMF融資については、さらに追加手数料が課される。第14

次クォータ見直しの発効を受けて、理事会はクォータ倍増による影響を軽減するために、クォータを尺度とした追加手数料徴収基準を見直した。まず、各国のクォータの187.5%を超える融資額分については、200ベースポイントの追加手数料が徴収されるが、この追加手数料は「レバ別サーチャージ」と呼ばれる。さらに、クレジット・トランシュについては、融資残高が36か月以上187.5%を上回り続けている場合に、拡大信用供与措置については、融資残高が51か月以上にわたり同基準を超えている場合に、100ベースポイントの「期間別サーチャージ」が課される。

期間毎に生じる手数料と追加手数料に加えて、IMFはサービス料、コミットメントフィー、特別手数料も課している。一般資金勘定(GRA)から引き出しがある度に、0.5%のサービス料が課される。また、スタンドバイ取極、拡大取極、フレキシブル・クレジットライン、予防的流動性枠などGRAを原資とした取極のもとでは、未実行融資残高に対して還付可能なコミットメントフィーが12か月毎に徴収される。具体的には、未実行残高に対して、クォータの115%以下について15ベースポイント、クォータの115%超575%以下の部分に対して30ベース

ボックス 3.1 HQ1ビル改修工事の進捗状況

IMFはワシントンDCに本部ビル2棟を構えているが、古い方のHQ1ビルの改修工事が2018年度中も続いた。改修工事はかなり進み、プロジェクトの80%超は完了しているが、複雑な課題が今も残っている。

2018年度にはオフィススペースとして4フロアの利用を再開した。未改修の箇所については、1度につき3フロアずつ工事を行っており、完成までの間、スタッフはIMF本部のもうひとつのビルであるHQ2か、近くに賃借したオフィスに一時的に移っている。ビルの諸システム、エレベーターホール、屋根などの工事も完了させる必要がある。

大規模改修の主目的は、老朽化し、故障しているビルの諸システムに必要な改修を施すことだ。この改修プロジェクトでは環境に優しいことを証明するLEED(エネルギーと環境設計におけるリーダーシップ)認証の獲得を目指しており、環境への影響が小さいグリーンビル設計と工事手順を取り入れている。2020年の工事完了時には、ビルの光熱費の大幅な削減が見込まれ、IMFが最も高いサステナビリティ基準を満たす一助となる。

温室効果ガス排出削減

IMFは温室効果ガス排出を削減する方法を模索し続けている。このために、交通移動の効率性を最大化し、物資の輸送を減らし、職員の通勤に伴う排出の削減に取り組んでいる。また、再生可能エネルギーを購入している。

IMFが消費するエネルギーの10%が再生可能エネルギーであり、例えば、テキサス州の風力発電による電力を利用している。



HQ1の共用エリアが年度中に再オープン



表 3.3

IMFへの返済が6か月以上遅延している国の延滞金合計額とその種類別内訳
2018年4月30日時点(単位:100万SDR)

	合計	種類	
		一般勘定 (構造調整ファシリティを含む)	信託基金
ソマリア	239.5	231.1	8.4
スーダン	966.0	882.9	83.0
総計	1,205.5	1,114.1	91.4

出所: IMF財務局

ポイント、クォータの575%超の部分に対しては60ベースポイントのコミットメントフィーが課されている。融資が実行された際には、すでに納められたコミットメントフィーのうち、引出額に対応した額が還付される。また、IMFは6か月未満の元本返済遅延に関して、特別手数料を徴収している。

報酬と利子

支出面では、IMFは各加盟国のGRAにおけるリザーブ・トラシユ・ポジションと呼ばれている債権ポジションに対して利子(報酬)を支払う。国際通貨基金協定では、報酬率はSDR金利を超えてはならず、また同金利の80%を下回ってはならないと定められている。現在、基本報酬率は、SDR金利に設定されている。SDR金利は、SDR構成通貨のマネーマーケットにおける代表的な短期債務の金利の加重平均を基に算出され、5ベースポイントの下限が設けられている。また、このSDR金利は、IMFの国別借入や債券購入契約(ノート・パーチェス・アグリーメント)、拡大版新規借入取極での借入残高に対しても適用される。

負担の分担

IMFの手数料率と報酬率は、融資返済遅滞で発生するコストを加盟する債務国と債権国で等しく分担する仕組みに従って調整される。6か月以上延滞となっている融資の未払い手数料による収入減は、負担分担メカニズムである手数料率の引き上げと報酬率の引き下げにより回収される。そのため延滞が解消された際には、これらの金額は加盟国に還付される。

2018年度の調整後の平均手数料率と平均報酬料率は、それぞれ1.681%と0.671%だった。

純利益

IMFの2018年度の純利益は、主に活発な融資活動による収益と投資勘定の収益、IMFの確定給付債務の再計算に伴う利益を反映し、8億SDR(11億ドル)であった。「国際財務報告基準(修正IAS19、被用者給付)」に従って、本会計年度の純利益には、退職後給付制度に関わるIMFの確定給付債務を確定するのに使用される保険数理上の推定の変化による影響を直ちに反映したことで生じた4億SDR(5億ドル)の利益が含まれている。

IMFへの延滞債務

2018年4月末時点のIMFに対する延滞債務は12億550万SDRにのぼっている(表3.3)。2018年4月末時点で、ソマリアとスーダンの加盟国2か国がIMFに対する債務を6か月以上にわたり長期延滞していた。両国は1980年代半ばからの延滞が累積し、それぞれの延滞分が延滞債務全体の約20%と約80%を占めている。

延滞債務に関するIMFの協力強化政策の下、長期延滞国に対しては一連の是正措置が採られてきた。2017年度末の時点で、ソマリアとスーダンはIMF融資の不適切国となっている。

人事政策と組織

世界経済で効果的な役割を果たすために、IMFは極めて有能かつ多様なスタッフを国際的に採用し、その定着に努め、業績を適切に評価する必要がある。IMFは、2018年度も中期人事戦略の策定を継続し、スタッフの研修とリーダーシップ開発に重点的に取り組んでいる。

職員の現況

2018年4月30日現在、IMFには2,314名の専門職と管理職、430名のサポートスタッフが勤務している。IMF幹部職員の一覧は98ページと99ページに、組織図は第3章の冒頭に掲載されている。

2017年に新しく採用された職員は172名で、2016年の218名を大幅に下回った。2017年に新規採用された職員の内訳は、管理職が8名、専門職が134名、サポートスタッフが30名であった。IMFはエコノミストに高度な分析能力と政策策定経験を求めており、2017年にはエコノミストプログラムを通じてトップクラスの大学を修了した24名を採用したほか、経験豊富なエコノミスト64名を中途採用した。また2017年には契約職員を535名採用した。

2017年には外部資金派遣人員プログラム(EFA)でドイツ、インドネシア、日本、韓国、スウェーデンから6名を採用した。EFAの任期は2年で、費用は複数ドナーによる共同信託基金を通じた加盟国の資金でまかなわれる。EFAは、自国や他国の政府機関職員への資金補助を希望する加盟国全てが利用できる。現在は6か国からの合計10名がEFAプログラムに参加しており、中国も資金拠出に対する関心を表明している。

IMFスタッフの国籍別、性別、国カテゴリー別の内訳については、Web Table 3.1から3.3をご参照ください。また、IMFスタッフの給与体系はWeb Table 3.4に掲載しています。

多様性とその受容

IMFは地域や性別、学歴といった観点から、職員の多様性を確保する努力を行っている。2018年1月31日時点で、加盟国189か国のうち、職員の出身国は146か国にのぼっている。2016年に外部から新しく採用された専門職のうち、サブサハラアフリカや東アジア、中東・北アフリカといった職員数が相対的に少ない国籍の職員が29%を占めた。多様性を高め、その受容を推進するためにIMFが現在行っている取り組みにつ

いては、より詳細な情報・統計を「IMFにおける多様性とその受容に関わる年次報告書(2016年)」に掲載している。

2017年、IMFは、職場における男女平等のモニタリング、ベンチマーキング、実現に向けて前進することに尽力している点が認められ、EDGE(ジェンダー平等の経済的配当)認証のASSESSレベルを獲得した。IMFのクリスティーヌ・ラガルド専務理事は、「スタッフの多様性はIMFの本質に関わるもので、多様性の受容を推進することはIMFの業務に不可欠である。ここまでの進展を誇りに思うとともに、さらに前進していく決意である。今後もこうした重要な分野における実績、説明責任、透明性の水準を高める努力を継続する」と語った。

内部調査室

2016年7月に創設された内部調査室(OII)は、IMFスタッフと契約職員の服務規律違反が疑われた場合に予備調査と機関調査を行っている。

OIIはIMFの服務規律制度の一部をなし、正当なプロセスを踏んでIMFの規定違反の可能性について徹底した検証を行っている。OIIは他の部局や職員から干渉されることなく調査を実施し、独立して結論を下すことができる。OIIの調査は、誠実性、専門性、公正性、公平性と客観性の原則に基づいて実施される。

マネジメントの構造と給与体系

IMFマネジメントの報酬はIMF理事会が定期的に見直している。専務理事の給与は総務会が承認する。ワシントンDCの消費者物価指数に基づいて年次調整が行われている。2017年7月1日現在、IMFマネジメントの給与体系は以下のとおりである。

専務理事	50万4,100ドル
筆頭副専務理事	43万8,330ドル
副専務理事	41万7,470ドル

説明責任

IMFにおけるリスク管理

戦略的な方向性は、専務理事のグローバル政策アジェンダによって定められる。ここでは、国際金融システムに影響を与える新しい課題の継続的分析が判断材料となる。

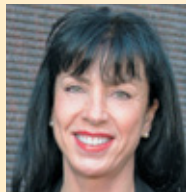
戦略的リスクの管理は、中期予算によって裏付けされ、外部環境の変化に対応する明確な戦略的枠組みの確立を必要とする。

IMFが中心的な業務を果たす上でのリスクは、サーベイランス、融資、能力開発の活動が戦略的な方向性や基本目的に対して整合的であるようにすることに関係する。また、その資

ボックス3.2 退任・新任の幹部職員の経歴



ナンシー・アシコ・オンヤンゴは、2018年2月にIMFの内部監査室長としてIMFに加わった。公認会計士の資格を有し、内部監査、リスク・コンサルティング、コーポレート・ガバナンス、ITリスク管理で25年を超える経験をもっている。ケニアのナイロビにあるアメリカ国際大学(アフリカ校)で経営学博士号を取得したほか、コロンビア経営大学院でも学んだ。



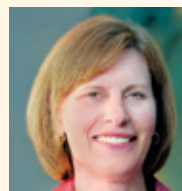
クレア・ブレイディーは、2014年1月から2017年9月までIMFの内部監査室長を務めた。IMFに加わる以前は、世界銀行、ドイツ銀行、イングランド銀行、パークレイズ・キャピタルにおいて、25年以上にわたり監査とリスク管理に従事した。ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス卒業。



マーティン・ミュライゼンは、IMFに1993年に加わり、2017年9月に戦略政策審査局長に就任した。IMFでは、専務理事室の首席補佐官のほか、様々な役職で戦略、政策、加盟国、管理に関する幅広い分野を担当してきた。ケンブリッジ大学で経済学修士号、ミュンヘン大学で経済学博士号を最優秀で取得。



シッタールタ・ティワリは、32年以上にわたってIMFで様々な役職を歴任、最後は6年間にわたって戦略政策審査局長を務め、2017年9月に退任した。戦略政策審査局長として、エボラ出血熱への対応、人民元のSDRバスケットへの採用、IMFクォータ改革など様々な分野で活躍した。IMF在籍中には、ソ連崩壊直後にIMFに加盟したばかりのロシアで駐在代表を務めたほか、マルチ債務救済イニシアティブ実施当時のアフリカ局副局長や、IMFの理事会と加盟国との連絡調整を担当するIMF秘書局長など重要なポストを歴任した。シカゴ大学で経済学博士号を取得。



スーザン・スワートは、2012年6月から2018年2月までIMFのチーフ・インフォメーション・オフィサーと情報技術局長を務めた。米国国務省での輝かしい実績をもってIMFに加わった。



ナディア・ユーンズは、2014年から2017年までIMFの多様性アドバイザーを務めた。在任中には、職員の多様性とその受容を推進し、IMFによる「ジェンダー平等の経済的配当(EDGE)」の認証取得を主導した。異文化間コミュニケーション、紛争予防と紛争管理を専攻し、ボストン大学とデンバー大学で学位を取得。

金確保モデルが継続的に守られるようにすることも関連がある。融資リスク、つまりプログラムが意図した目的を実現できないリスクを管理する上で、IMFは融資へのアクセス、プログラム設計、コンディショナリティに焦点を当てた重層的な枠組みを採用している。十分な水準の引当準備金と、各加盟国によって認識され、民間債権者からも概ね認められているIMFの事実上の優先弁済権はこの枠組みの欠かせない一部だ。

業務横断的な資産に係るリスクとは、IMFの人的資本、技術、有形資産、その他の補助的要素がどの程度、機関の戦略的な方向性に沿った施策の遂行と、中核業務の中断の回避を可能にできるかを指している。業務横断的なリスクには収支リスクと投資リスクも含まれる。

風評リスクとは、利害関係者がIMFに対して否定的な見方をして、それがIMFの信頼性と影響力を損なう可能性を意味する。

監査メカニズム

IMFの監査メカニズムは、外部監査法人、内部監査部門、独立した外部監査委員会(EAC)で構成され、IMFの内規に基づいて年次監査全般の監督を行っている。

外部監査委員会

外部監査委員会(EAC)は3人の委員で構成され、理事会の推挙に従い専務理事が任命する。委員の任期は3年であるが、任期をずらして選任され、IMFから独立して職責を行使する。委員は異なる加盟国から選ばれ、年次監査の監督を行なうために必要な専門知識と資格を有していなければならない。通常EAC委員には、国際的な会計法人、公的部門、学界での豊富な経験を有するものが就く。

委員長は委員の互選によって選ばれ、運営方法も自ら決定し、IMFマネジメントから独立して年次監査の監督に当たる。EACは毎年ワシントンDCで開かれる。通常は1月また2月に年次監査の計画立案を監督するために、6月の監査終了後に、そして7月にIMF理事会への結果報告のために開催される。IMFスタッフと外部監査法人は年間を通じEAC委員の助言を求める。2018年度は、公認会計士でインドの会計事務所のシニアパートナーであるカムレシュ・ヴィカムゼイ氏が委員長

を務め、公認会計士でアンティグア・バーブーダの国際会計事務所のパートナーであるキャシー・デービッド氏、イギリスで法人の報告業務、監査業務、コーポレート・ガバナンスについて助言を行うコンサルタントとして勤務するキャサリン・サーンズ氏が委員として活動している。

外部監査法人

外部監査法人はEACとの協議に基づき理事会が推挙し、専務理事が任命する。外部監査法人はIMFの年次外部監査を担当し、IMFの財務諸表に関して監査意見を表明する。対象範囲は国際通貨基金協定第5条2項(b)に基づき運営される諸勘定と職員の退職年金などである。年次監査の完了に際しEACは監査結果を理事会に説明し、外部監査法人の作成した監査報告書を専務理事と理事会経由で総務会に提出する。

外部監査法人の任期は5年で、さらに5年を上限に更新できる。2014年11月、PricewaterhouseCoopersがIMFの外部監査法人に指名された。外部監査法人は、監査法人の独立性を保護する厳格なセーフガードに従い、禁止されているサービスを除く一定のコンサルティング・サービスを提供できる。これらのセーフガードにはIMFの外部監査委員会が関与するほか、一定限度額を上回るコンサルティング料に関してはIMF理事会の承認が必要になる。

内部監査室

内部監査室(OIA)は、IMFの保護と強化を目的とし、独立して保証と助言を行う役割を担っている。OIAには2つの使命があり、それぞれ(1)IMFのガバナンス、リスク管理、内部統制の効果を検証すること、(2)IMFの業務プロセス改善のために、ベストプラクティスと費用効率の高い統制ソリューションの開発に関して助言するコンサルタントかつ促進者としての役割を果たすことである。OIAはその独立性を確保するためIMFマネジメントの直接指揮命令下に置かれ、EACとは機能的な指揮命令関係を維持している。

OIAの2018年度の業務プログラムでは、システムの開発保守(SDLC)プロセス、能力開発を目的にした結果に基づく評価管理の立ち上げ、人材採用プログラム、リスク管理に関する

委員会組織の構築などが取り上げられた。また、OIAの2018年度の作業プログラムの対象範囲には、早い段階でプログラムの進捗状況についてフィードバックを行うため、ワンHRプログラムへの継続的な助言支援も含まれた。ワンHRプログラムは、職員、管理職、人事事務担当者が経験する人事慣行の近代化によって制度的価値を提供することを目的としている。さらに、報告方法に関し、OIAは従来のアウトプットを補足するために「インサイト・ノート」と「優良慣行体系」という2つの新しいアプローチを導入した。OIAの初めてのインサイト・ノートでは、業務方針の発表、改訂、施行に対するIMFのアプローチが取り上げられた。優良慣行体系(GPS)の例として、OIAは(1)リスク管理に関する「3つの防衛線(3LoD)」、(2)ランサ

ムウェア、(3)一般データ保護規則(GDPR)とデータ機密保持を取り上げた。

くわえて、OIAは「理事会が承認したIMF独立評価機関(IEO)勧告に係る実施計画の進捗状況」に関して第9次モニタリング定期報告を作成した。これは、この定期報告としてはOIAが作成した4つ目の報告書である。この報告書では、IEOの最近の評価を受けて新たに作成された2つのマネジメント実施計画(MIPs)に基づくこの1年間の行動と、第8次定期モニタリング報告書で「未完了」に分類された7つのマネジメント実施計画の進捗状況の評価がなされた。

ボックス3.3 セーフガード評価によるリスク管理

IMFが加盟国に融資する場合には、当該加盟国の中央銀行がIMFからの融資資金を管理し、IMFが支援するプログラムに関して信頼できる財政データを提供できるという合理的な保証を得るために、セーフガード評価を実施する。セーフガード評価は、加盟国の中央銀行のガバナンスと統制の枠組みの診断を目的とした審査で、IMFの他のセーフガードを補完している。他のセーフガードとは、資金アクセスの制限、コンディショナリティ、プログラム設計、誤報告の対処策、プログラム終了後のモニタリングなどである。セーフガード評価は中央銀行の(1)外部監査メカニズム、(2)法制と独立性、(3)財務報告の枠組み、(4)内部監査メカニズム、(5)内部統制システムという5分野について診断する。

この点に関しては、「Protecting IMF Resources - Safeguards Assessments of Central Banks (IMFリソースの保護 中央銀行のセーフガード評価)」についてのファクトシートをご参照ください。

2018年4月末時点で、96か国の中央銀行を対象に305件の評価が実施されている。そのうち9件が2018年度に完了したものだ。IMFは、各国の中央銀行によるそれぞれのセーフガードの枠組みの改善と、IMFの勧告に対する対処の進捗をモニターする。モニタリングは、IMF融資の返済が完了

していない限り継続される。現在は約60の中央銀行がモニタリング対象となっている。

2015年には、国庫に対する財政セーフガードの確認義務が新たに制定された。修正されたセーフガード基準では、リスクベースのアプローチが採用される。この確認は、加盟国が例外的な融資として、融資額のかなりの部分(少なくとも25%)が国家予算に充てられる融資を要請した場合のみ実施される。

セーフガード活動の一環として、2018年度には、オーストリアの共同ウィーン研修所、モーリシャスのアフリカ研修所、クウェートの中東経済金融センターで地域セミナーを実施した。セミナーはセーフガード分野で国際的に最先端を行く慣行を紹介するとともに、各中央銀行担当者が自身の経験を共有する機会を提供した。さらに、2018年3月には各中央銀行職員と外部監査法人を対象に中央銀行のガバナンスに関する高官級フォーラムがドバイで開催された。このフォーラムでは、広範な監視、幹部職員による意思決定体制、法務機能の役割、リスク管理実務、内部監査に対する期待の高まり、新しい金融テクノロジーが中央銀行に及ぼす影響、新たな国際財務報告基準(IFRS)第9号の導入に伴う課題が議論された。

OIAは2018年度に専門の監査基準に沿った外部品質評価も実施し、最も高い評価を受けた。

理事会は年に2回、監査結果と未解決の監査問題の進捗状況に関する情報を含む活動報告書で、OIAの活動に関する情報提供を受けている。これら活動については、理事に対する直近の非公式説明が2018年1月に行われた。

独立評価機関

IMFの独立評価機関(IEO)は2001年に設立され、IMFの方針や活動について客観的な独立評価を実施する。設立規則に従い、IEOはIMFの役職員から完全に独立し、理事会と一定の距離を保って業務を行う。IEOの使命は、IMFの組織内で学習する文化を根付かせ、対外的な信頼性を高め、理事会が果たす制度的なガバナンスと監督を支えることである。

IEOの外部評価に関するハイレベルのパネル

2017年10月、IMF理事会はIEOの外部評価を実施するため、ハイレベル委員会を設置した。この評価では、IMF内における学習する風土の醸成、IMFの対外的な信頼性の向上、IMF理事会が果たす制度的なガバナンス機能と監督機能の支援というIEOが持つ目標の達成具合について判定する。評価者には、こうした大まかな枠組みの中で調査を実施する裁量が与えられている。

これはIEOの3度目の評価にあたり、2018年に完了する見込みである。1度目と2度目の外部評価は、それぞれ2006年と2013年にIMF理事会から委託され、議論された。外部評価委員は2017年の年次総会中にワシントンDCで最初の協議を行った。ドナルド・カベルカ氏がハイレベル委員会の議長を、ダー・ジウン・チア氏とペルニラ・マイエソン氏の2名が委員を務めた。

カベルカ氏は、アフリカ連合と平和基金に対する資金調達のための特使として活動しているほか、アフリカ開発銀行の総裁と理事会議長を2期連続(1期5年、2005年から2015年)にわたり務めた。チア氏はシンガポール金融管理局の市場投資局で副局長を務めている。マイエソン氏は、現在、スウェーデン国立銀行事務局長の首席補佐官代理を務めている。

IMF職員によるIEOとの協力に関する新指針

2017年10月の「IMFの独立評価機関の活動に関するIMFCへの進捗報告書(Progress Report to the IMFC on the Activities of the Independent Evaluation Office of the IMF)」で報告された通り、「IMFとギリシャ、アイルランド、ポルトガル危機」の評価で提起された多くの問題に取り組むフォローアップの一環として、IEOとIMFスタッフの協力に関する規約が合意された。この規約は、スタッフとIEOの間での機密情報の共有に適用される既存のルール、方針、手順に従い、戦略政策審査局と法律局の職員とIEOによって共同で作成された。この合意された規約では、スタッフの協力とオープンなコミュニケーションの原則の重要性、IEOからの情報請求とスタッフによる情報共有に関する決め事、共有情報の機密保持義務が明確化されている。

IEO報告書と勧告に対するIMF理事会によるレビュー

IMFと社会的保護

理事たちは、社会的保護がマクロ経済に対して重要な影響を与える可能性があり、IMFがサーベイランス、融資プログラム、技術支援を通じて関与する意義があると強調した。理事たちは、IMFがここ数年間、加盟国のニーズに応えるかたちで、社会的保護の問題について、ますます広い分野を取り上げ、関与の度合いを深めてきたことを評価した。同時に、社会的保護に対するIMFのアプローチをよりきめ細かいものにする必要性に同意するとともに、IEO勧告を支持する専務理事の姿勢に言及した。

理事たちは、社会的保護に対するIMFの関与を強化する戦略的な枠組みを確立するという勧告を支持した。この枠組みについては、社会的保護に対するIMFの関与の範囲、目的、限界について触れるスタッフペーパー(「組織的見解」)の中で発表することも考えられる。スタッフペーパーは理事会の承認を得て公表される。これにより、社会的保護の問題について、加盟国全体で一貫した公平な取り扱いが促進される。

理事たちは、可能な場合には他の開発パートナーや加盟国当局がこれまでに出した成果を活用し、加盟国の状況に合わせて助言を行うという勧告に広く同意した。また、どの加盟国においても、IMFが支援するプログラムが最も脆弱な立場に

置かれた人々に及ぼす悪影響を軽減するため、プログラム設計とコンディショナリティ設定に対する有効なアプローチを見出すべきだとする勧告を理事たちは支持している。

理事たちはまた、社会的保護問題に対するIMFのアプローチを、対外的なコミュニケーションで現実に即して説明すべきだとする勧告を支持している。さらに、社会的保護に対するIMFの姿勢を明確に示すことは、対外的なコミュニケーションが明確になるとともに、IMFが風評リスクを回避する上で有益だと指摘した。

理事たちは、世界銀行など開発パートナー機関や他の国際金融機関との積極的な関与と建設的な協力を通じて、社会的保護の問題において各機関の専門知識を一層活用すべきだとする勧告を強く支持した。

IMFの役職員は、既存の慣行に従い、進捗状況のモニタリング手法を含む実施計画を策定する上で、理事会で協議された内容を慎重に検討した。

IMFと脆弱国家

理事たちは、IMFと脆弱国家に関してIEOが作成した報告書を歓迎した。理事たちは、脆弱で紛争状態にある国を支援することが世界的な優先課題のひとつであるという見解に同意し、国別サーベイランス、プログラム設計と融資、能力開発を通じてIMFが関与する価値があるとした。理事たちは、脆弱国におけるマクロ経済的な安定性の回復、マクロ経済政策の立案に中心的な役割を担う機関の創設、ドナーやパートナーによる支援の促進など、IMFが不可欠な役割と重要な貢献を果たしているというIEOの評価に満足している。理事たちは、IEOの勧告に対する専務理事の広範なサポートを歓迎するとともに、脆弱国に特有の状況と課題があるとしても、それらを考慮しつつ取り組みを拡大することで、さらなる成果をあげられることに同意した。

理事たちは、脆弱で紛争状態にある国におけるIMFの取り組みの重要性に関する声明を専務理事とIMF理事会が公表すべきだとする勧告を広く支持した。このような声明は、国際通貨金融委員会の支持を得られるだろう。理事たちは、こうした声明には具体的な対処策を記述する必要性があり、こうした施策がIMF内部で重視されるようになるべきだと指摘した。

理事たちは広くこの勧告に同意したほか、理事の多くが、IMFと他の利害関係者が連携を深めるために効果的な制度枠組みを立ち上げるという意向を歓迎した。これについて、一部の理事はそうした仕組みが既存の仕組みと重複してはならず、また必要以上にリソースを割り当てるべきではないとの見解を示した一方で、数名の理事はマネジメントがこの仕組みを主導するべきだと指摘した。

理事たちはまた、4条サーベイランスのプロセスの一環として、政策助言、金融支援、能力開発の役割を統合し、未来志向で包括的な国家戦略を策定するという勧告も広く支持した。そうした戦略の要件が官僚的なものになることを回避するため、柔軟に適応できるものにする必要があるほか、4条協議のプロセスに過剰な負担をかけてはならないと強調した。

IMFが脆弱で紛争状態にある国にどのように金融支援を提供するかをめぐって、提案された内容に関して、理事たちは異なる見解を表明した。理事たちは、「低所得国向けファシリティの2018年見直し」の一環で、IMFの融資ツールキットの変更を検討するというクリスティーヌ・ラガルド専務理事の強い意思を歓迎した。大半の理事はラピッド・ファイナンス・インスツルメント(RFI)とラピッド・クレジット・ファシリティ(RCF)の融資利用限度の引き上げと、より短期間の高次クレジット・トランシュの導入という提案の利点を認めるか、またはそうした提案を前向きに検討したいとの意向を示した。一方、多くの理事は、IMF融資の限度額を上げても、無償資金協力を主に必要としている国にとっては有益ではないと強調した。理事たちは、このような脆弱国にIMFが融資することは、他の開発パートナーからの金融支援の呼び水として果たす役割が大きいと強調した。

また、脆弱で紛争状態にある国に対するIMFの能力開発支援の影響を強めるためには、専門家の現地派遣の強化、現実的な影響評価ツールの採用、こうした国々における能力開発活動のための十分な資金の確保など、現実的な方策を講じるべきという勧告を支持した。理事たちは、脆弱で紛争状態にある国の吸収能力の低さとガバナンスの弱さにより、能力開発の効果が期待通りに出ない可能性に、特に注意が必要だという見解を述べた。これに関連し、大半の理事は、能力開発だけを目的とした複数ドナーによる信託基金への支援を募るという構想に価値があるとした。ただし、この場合、ドナーにこの方式の

有用性が説明されるとともに、各地域の技術支援センターに対する拠出が減額されないことが条件となる。理事たちは、他の能力開発機関と効果的に連携することの重要性と、脆弱で紛争状態にある国の特殊事情と長期的なニーズに合わせて能力開発プログラムを策定することの大切さについて同意した。

また、有能かつ経験豊富なスタッフが脆弱国や紛争国の業務に取り組む動機をしっかりと提供するのに適した人事戦略に変更するとともに、こうした職員の業務を支援するために十分な予算を確保すべきだという勧告を理事たちは支持した。理事たちは、脆弱国で勤務する職員の入れ替わりを減らし、経験豊富な職員をより多くひきつけるために、次回の人事戦略の見直しでは脆弱国で勤務する職員を高く評価する方法と、採用慣行の変更について積極的に検討するよう求めた。だが同時に、高リスク国にて現地勤務する職員を増員する際には、職員の安全を最優先させるという最も重要な目標と照らし合わせて考慮する必要があるとも指摘した。

多国間サーベイランス

2017年10月、IEOは2007年に出された「1999年から2005年のIMF為替政策助言に関するIEO評価」と題する報告書の改訂版を発行した。改訂版では、IMFが2007年以降に為替相場政策の助言に対するアプローチを大幅に見直したことが記載された。2012年の「統合されたサーベイランス決定」によってアプローチはさらに包括的なものになり、為替相場サーベイランスの基礎として広く認められている。2012年に発行された対外セクター報告書には主要国の対外収支の全体像が記載されている。波及効果への関心の高まりと、資本フロー管理に関する「機関としての見解」の採用は、IMFがこの分野での活動を強化する上で有用であった。それにもかかわらず、改訂版では依然として多くの課題を抱えていることが明らかにされている。対外調整のプロセスに関して加盟国間で見解に相違があることを一部反映し、対外収支と為替相場を評価するアプローチは、引き続き議論を呼んでいる。理事たちは、IMFがアプローチと分析力を強化する上で前進があったと評価した一方で、使用されたモデルと、分析の一貫性や透明性に関しては引き続き問題視しており、ひいては為替

相場に関するIMFの助言の公平性と影響力を疑問視することにつながっている。

IEOワークプログラム

上述のプロジェクトを完了させたことに加えて、IEOは2018年度もIMF金融サーベイランスの評価に関する活動を継続したほか、非伝統的金融政策に対するIMFの助言についての評価を開始し、「IMFのガバナンス その評価」という2008年の報告書について改訂版を発行した。

IMF金融サーベイランスの評価では、金融危機後のIMFの取り組みの有効性と金融サーベイランス能力が評価される。そして、IMFの金融サーベイランス戦略が金融危機以前に確認された弱点の対策となったかを分析する。こうした弱点があった結果、世界金融危機の発生前には金融セクターで増大したリスクに関してIMFが効果的に警告を発する力が損なわれたとともに、金融危機への対応能力にも影響が生じていた。この評価は、世界の安定性を損なう恐れのあるシステミックな金融センターの分析に特に重点を置きながら、IMFサーベイランス活動とその成果物の妥当性、質、利用状況も検証する。

非伝統的な金融政策に関するIMFの助言をめぐる評価では、こうした金融政策を実施している主要先進国と、これらの政策がもたらす影響に対処した一部の先進国と新興市場国に対して出されたIMFによる助言が精査される。評価の内容は次のとおりである。(1)中央銀行が採用できる様々な手段に関してIMFは有益な助言を行ったか、(2)他の政策オプションや最善のポリシー・ミックスと比較して金融政策は有効でありそうか、(3)非伝統的金融政策を採用した国とその波及効果の影響を受けた国に、どのような影響が広く生じたか。IMFが国際通貨協力の促進という機関にとって重要な役割をどの程度果たしたか、そしてIMFが公平性と加盟国間の一貫性という考慮点をどれほどしっかりと踏まえることができたかも評価対象となる。

「IMFのガバナンスの評価」の改訂版は、国際通貨金融委員会、IMF理事会とIMFマネジメントの役割に焦点を当て

て、2008年の調査の結果と勧告が今日にどのような意味合いを持つかを評価する予定である。2008年の調査は、有効性と効率性、説明責任、広聴に大きく分類されていた。過去10年間の進展を批判的に分析するとともに、IMFのガバナンスにおける現在の課題とギャップを明らかにする。改訂版では、IMFのガバナンスに重大な影響を及ぼすものの、当初の評価が対象としていた範囲外で起こった変化や実施された措置も評価される予定だ。

IEOの評価に関する情報と文書は、www.ieso-imf.orgに掲載されている。

理事会で承認された勧告を実行に移す

2018年1月、IMF理事会は「IMFと社会的保護」と題する報告書に対し、マネジメント実施計画(MIP)を承認した。2017年7月にIMF理事会が承認したIEO勧告に応じた取り組みで、MIPでは以下が提案された。

- (1) IMFの社会的保護への関与の指針となる明確な戦略的枠組みを策定する。
- (2) 社会保護問題に関してより高い専門知識を有する世界銀行や他の組織による関与の度合いに応じて、IMFが適切な深度の分析を用いて加盟国の状況について徹底した分析を行い、これに基づいて国の状況に応じた助言を提供する。
- (3) 最脆弱国に対するプログラムの悪影響を軽減するため、現実的なプログラム設計とコンディショナリティを設定する。
- (4) 対外コミュニケーションを通じて社会的保護問題に対するIMFのアプローチを実態にそって説明する。
- (5) 社会的保護に関し、他機関と積極的に協力する。

MIPは、これらの勧告を遂行する上で、IMFの使命、資源の制約、他と比べた専門知識に留意する必要性をIMF理事会が強調したことに言及している。

IMFは2018年初め、これまでの評価のフォローアップとして重要な措置を講じた。IMF理事会は2月、IMFが支援するプログラムの成功にとって通貨同盟レベルの制度が実施する政策が非常に重要である場合を想定し、こうした制度との関与のあり方を示した一般ガイダンスを承認した。この措置は、2016年の「IMFとギリシャ、アイルランド、ポルトガルの危機」の評価の中で推奨されていた。

2016年のIEO評価「IMFのデータ」の勧告に従い、理事たちは「デジタル時代におけるIMFのデータ・統計の総合戦略」を2018年3月に承認した。理事たちは総合戦略が掲げる戦略的優先事項の6項目を歓迎した。これらは(1)変化するIMFのデータニーズに優先順位をつける総合的なアプローチ、(2)グローバルなデータ共有の確立、(3)ビッグデータやその他のイノベーションの利用、(4)IMF内部におけるシームレスなデータのアクセスと共有、(5)国際的に比較可能なデータの作成、(6)政府データの弱点の調査である。

外部関係者へのアウトリーチと交流

IMFのアウトリーチ活動には、ふたつの目的がある。ひとつには、外部利害関係者の声に耳を傾け、その関心と視点への理解を深めることで、IMFの政策助言をより実情に即した質の高いものにすることである。ふたつ目は、IMFの目的と活動に関して外部の理解を深めることである。IMFコミュニケーション局がアウトリーチ活動と外部関係者の交流に主たる責任を負う。

コミュニケーション戦略は時間をかけて進化してきた。IMFのアプローチは過去10年間に「透明性の向上」から「メディアや外部利害関係者にIMFがより積極的に働きかける交流」へと変化してきている。こうした変化は、IMFの政策や業務を説明し、重要な経済課題の議論へのIMFの参加と貢献を可能にし、世界中の加盟国と対話して相互理解を深めることを目的に生じている。

IMFは、コミュニケーションを機関の効果を高めるための戦略的手段として使っている。ソーシャルメディアや動画、プロ

グ、ポッドキャストなど新しいテクノロジーを駆使した戦略的コミュニケーションは、IMFのコミュニケーション戦略でより大きな役割を閉めるようになった。それと同時に、世界の激しい変化に対応するため、IMFは市民社会組織や民間ネットワークなど、幅広いコミュニケーションチャンネルを用いたアウトリーチにも引き続き取り組んでいる。

IMFは政府関係者以外に、国会議員、市民社会団体、労働組合、若者のリーダーなど様々な関係者と定期的に交流している。このような双方向の対話により、IMFは自らのアプローチを説明するだけでなく、相手から学び、それらを政策助言の質の向上に役立てている。2018年度、特に関心と関連性が高いテーマは、汚職などの腐敗、不平等、社会的保護だ。

国会議員

IMFは、法律制定に影響力を持ち、有権者の代表である国会議員との交流を重要視している。2017年の年次総会中に開催した国会議員を対象としたワークショップには、加盟国30か国から約50名の国会議員が出席した。そこでは、格差、貿易、社会的保護、腐敗、エネルギー補助金改革、脆弱な状況について意見が交わされた。2017年11月には、モロッコで開催された地域会合に中東と北アフリカから30名の国会議員が出席したほか、2018年3月には別のグループがベトナムを訪問した。2018年に開催された春季会合・世界国会議員会議には60か国を上回る国から170名近い国会議員が出席し、国際課税、低所得国の債務、ジェンダー、貿易、腐敗、グローバル経済などのテーマについて話し合った。会議日程には、クリスティーヌ・ラガルド専務理事とのタウンホール・ミーティングが盛り込まれた。

IMFは、国会議員向けの能力開発ワークショップを各地域の研修所や技術支援センターで開催した。2017年5月には、シンガポールで国会議員対象の地域ワークショップを2日間にわたり開催した。2017年11月には、財政政策ルール、腐敗、エネルギー補助金改革に焦点を当てた2日間のワークショッ

プがウィーンで開催され、中央アジア諸国の国会議員が参加した。またダルエスサラームでは、東アフリカ諸国の国会議員を対象に、経済・金融面での課題の監視や、こうした問題に関する説明責任に焦点を当てた能力開発ワークショップをIMFは3日間にわたり主催した。2018年2月にウィーンで東欧・南欧諸国の国会議員を対象として開催されたワークショップでは、IMFのプログラム設計、中央銀行の役割、金融セクターの監督がテーマに取り上げられた。

市民社会組織

IMFは引き続き市民社会組織(CSO)との密接な交流を行った。2017年の年次総会には各国のCSO代表者が約700名出席し、IMFがオックスファムと共同で企画した格差に関するイベントが特に注目を集めた。IMFは市民社会フェローを30人招待し、また男女格差や債務、国際課税などのテーマを取り上げた市民社会政策フォーラムを約50回にわたり開催した。クリスティーヌ・ラガルド専務理事はタウンホール・ミーティングでCSOと直接交流する機会も設けた。2018年の春季会合には1,000人を超えるCSO代表者が出席した。IMFは15人の市民社会フェローを招待し、腐敗や社会的保護などを取り上げた市民社会政策フォーラムを43回開催した。

IMFは「IMFの低所得国向けファシリティのレビュー」、「能力開発戦略のレビュー」、「低所得国の債務持続性の枠組みのレビュー」、「ガバナンス上の諸課題におけるIMFの役割」、「社会セーフガードと、貧困削減・成長トラスト及び政策支援インストルメントに基づく支援プログラムの設計」、「中東・中央アジアにおける公務員給与」に関してCSOと意見を交わした。また、ガーナやインドネシア、モロッコ等の国々で、地域CSOワークショップが開催された。

労働組合

引き続き、様々な機会に労働組合との対話が重ねられた。2018年2月には、21か国から労働組合のエコノミスト38名が、ワシントンDCで開催されたIMF・ITUC(国際労働組合

総連合)の会合に参加し、世界経済見通し、労働分配率、最近の賃金動向や不平等、社会的保護等についてIMFの幹部職員と意見を交わした。年間を通じ、IMF職員は公務員給与額や社会的保護等に関して労働組合と話し合いの場をもった。不平等、ジェンダー、気候変動に関するパイロット調査を実施したIMFの複数のカントリーチームは、ブラジル、チェコ、韓国、コソボ、モロッコ、ニカラグアなどの労働組合との対話をもった。多くのカントリーチームが経済サーベイランスや、プログラムのための現地訪問の一環として各国の労働組合と定期的に意見交換を行った。

若者

IMFは若者との交流の機会を積極的に増やしている。2017年の年次総会では、IMFユース・フェローシップ・プログラムにより、ボツワナ、チリ、ドイツの若手の起業家や研究者を招待した。2018年の春季会合では、インドネシア、チュニジア、ザンビアの若手リーダーを招いた。2017年の年次総会では、ユース・ダイアログ・プログラムに基づき、若手リーダーをパネラーに迎えて仕事の未来についてディスカッションを行った。中東と北アフリカでは、若手イノベーター向けのコンペを開催した。また、不平等と気候変動をテーマとしたインスタグラムによる写真コンテストを東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟国で実施した。IMFマネジメントは若者との交流の機会を定期的に設けている。例えばラガルド専務理事は、2017年10月に韓国梨花大学を、2018年2月にはインドネシアのガジャ・マダ大学をそれぞれ訪問し学生と交流の場をもった。また、ジャマイカの西インド諸島大学の学生のほか、パラグアイとアルゼンチンでも学生と交流した。

IMFの社会的責任

「ギビング・トゥゲザー」はIMFの組織としての寄付制度で、現役の職員と退職した元職員が地域社会や国際社会に還元する活動を支援している。この中には、スタッフによる寄付、災害救援募金活動、マネジメントによる寄付、地元地域や国外

で活動する慈善団体への補助金交付、スタッフのボランティア活動が含まれている。

今年の「ギビング・トゥゲザー」キャンペーンは記録を2つ塗り替えた。スタッフの参加率43%は2016年の33%を上回る新記録となった。また、今年度、スタッフと退職者は、世界中の1,065の慈善団体に260万ドルの寄付を行い、寄付額も昨年度の250万ドルを上回った。プログラムを通じて、サブサハラアフリカやイエメンで飢きんに苦しむ人々やドミニカのハリケーン「イルマ」の被災者に対して災害救援のための寄付を行い、IMFはスタッフと退職者が寄付した場合に同額のマッチング寄付を行った。

IMFは、教育機会や経済機会の提供により経済的自立を促している地元地域や国外の慈善団体に助成を行っている。2018年度には、ワシントンDCとその周辺にある18の慈善団体に11万ドルを寄付したほか、12の国際的な非営利団体に10万ドルを提供した。IMFマネジメントの寄付は、恵まれない人々の貧困からの救済や教育の提供に注力している草の根の慈善活動を支援している。IMFマネジメントは、アルバニア、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、ジブチ、エチオピア、インドネシア、マケドニア、モロッコ、ネパール、タンザニア等の国々を訪問した折りに、総額で10万ドルを上回る寄付を行った。

今年はボランティア・イベントが何回も開催された。2018年1月には、300人が集まり、プエルトリコやカリブ海諸国のハリケーン被害者のため、2,000を上回る衛生キットを詰める作業を行った。2018年3月には、国際婦人デーを祝って、IMFのボランティアが2,500個の「女性の希望パック」を作り、虐待や貧困を脱して新たな人生をスタートさせつつある女性に住居、シェルター、サービスを提供している慈善団体に配布した。他のボランティア活動としては、地元高校生に対する金融リテラシー教育や、地域の困窮家庭に配布する食事を容器につめる作業がある。

IMF地域事務所

アジア太平洋地域事務所(OAP)は、世界経済の中で重要性が高まり続けているアジア太平洋地域におけるIMFの窓口として、IMFのサーベイランス活動を地域の実情にさらに根ざしたものとするため経済・金融情勢のモニタリングを行っている。OAPは、アジア太平洋地域におけるIMFの方針への理解を高めることと共に、重要な課題について地域の視点をIMFに伝えることに努めている。この役割を果たすために、OAPは国別サーベイランスに関与しており(現在は日本を対象)、地域的なサーベイランスに関連した活動への参加も強化している。

OAPのスタッフは、東南アジア諸国連合および日本・韓国・中国(ASEAN+3)、アジア太平洋経済協力(APEC)、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議(EMEAP)、太平洋島嶼国中央銀行総裁会議などアジアの様々なフォーラムに積極的に参加している。OAPはまた、日本-IMFアジア奨学金プログラム、日本-IMFアジアマクロ経済セミナーをはじめとする各種能力開発セミナーを通じてアジアの能力開発に貢献している。後者の一例は、2017年12月にカンボジアで開催されたアジア太平洋地域の金融包摂に関する地域会議である。アジア太平洋局が会議を企画し、OAPがカンボジア国立銀行(NBC)と共催した。OAPは、日本など域内の国々でアウトリーチ活動と採用活動も行っているほか、IMFの業務と密接に関わる政策問題についてアジアの政策立案者と意見交換を行っている。

パリとブリュッセルに所在するIMF欧州事務所は、欧州連合(EU)の諸機関や加盟国、欧州内にある数多くの国際機関や市民社会団体との連絡窓口になっている。この事務所は、ユーロ圏、EUの政策、EUとIMFが共同で資金を供与している国別プログラムに関して、欧州委員会、欧州中央銀行、欧州安定メカニズム、欧州議会、経済財政委員会、ユーロ圏財務相会合(ユーログループ)作業部会などと連携している。

欧州事務所は経済協力開発機構(OECD)でIMFを代表する。また、経済サーベイランス、IMFが支援するプログラム、技術支援等、IMFが欧州で行う業務を支え、欧州内の連絡とア

ウトリーチ活動の調整を支援する。さらに視点を広げると、欧州事務所は世界経済の問題に関して、欧州にあるEUの諸機関、国際機関、各国政府、市民社会との対話を深め、業界団体、労働組合、シンクタンク、金融市場、メディア関係者との会合を頻繁に行っている。

欧州事務所は複数の合同ワークショップやイベントを開催しており、また、欧州経済が直面している重要課題に関するIMFの見方を議論するため、ベルリン、ブリュッセル、ロンドン、パリで、少なくとも年2回、高官レベルの政策昼食会とメディア向けの背景説明会を開催している。この事務所は、アウトリーチ活動として、欧州の重要な利害関係者に対してIMFのイベントと出版物の最新情報を定期的に提供するニュースレターの発行、外部向けウェブサイトの運営、ツイッターによる積極的な情報発信などを行っている。くわえて、当事務所は複数の欧州諸国の大学で志願者と面接し、IMFの採用活動もサポートしている。

各国駐在IMF代表者によるアウトリーチ活動

IMFは世界85か国に駐在代表を置いている。駐在代表はIMFの活動やマクロ経済問題に対する理解向上を目的に様々なアウトリーチ活動を行っており、現地の大学、政府、非政府組織と共同で行うことも多い。以下は、各地域における活動の例である。

グアテマラのヘラルド・ペラサ駐在代表は2017年7月、第280回中米金融委員会で「地域経済見通し」を提示した。このプレゼンテーションには、中米各国とドミニカ共和国の中央銀行の総裁と職員が出席した。グアテマラの2018年の4条協議の際、駐在代表事務所は、協議で使用する分析方法に関する政府機関職員向けセミナーの準備や広く報道されることになった記者会見もサポートした。

ホンジュラスにおけるIMFのアウトリーチ活動は、駐在代表事務所のジョウモ・プウ・フォルネ氏が調整役を務め、IMFの過去のプログラムと今後導入が見込まれるプログラム下で推奨される政策と改革について、様々な利害関係者から同意を得ることに重点が置かれている。具体的には、産業界のリーダ

一や、学者、民間アナリスト、オピニオンリーダーと頻りに接触し、次のような点を強調して伝えた。

- (1) マクロ経済の安定によるカントリー・リスク・プレミアムの縮小効果、プログラムに基づく財政調整により歳入・歳出の均衡が図れる効果。
- (2) 外的ショックが経済見通しに与えるリスク。
- (3) 制度改革のメリット。例えば、インフレーション・ターゲットや柔軟な為替レートへの段階的移行によりマクロ経済運営を強化し外的ショックに対する抵抗力を強めることや、ガバナンスやビジネス環境の改善により、新規投資を呼び込み、包摂的な経済成長の加速を支えること。

ギニアビサウでは、オスカー・メルハド駐在代表が2017年の4条協議にとって重要なトピックだった政府財政や民間セクター開発などを取り上げた1日のカンファレンスを開催した。この初のイベントは首相、複数の大臣、ビジネスリーダーが旗振り役を務め、経済問題について国民と対話をするフォーラムの第一弾となった。ルワンダでは、アルン・トマス駐在代表がルワンダに特化したファイナンシャル・プログラミングのセミナーを企画し、自らも講師を務めた。このセミナーは当局から高く評価され、他国の駐在代表が開催する際のモデルとされている。

アルメニアのユリア・ウスチョバ駐在代表は過去1年間に様々なアウトリーチ活動を行い、財政ルールの改善に関するIMFの技術支援の助言に対する理解を向上させた。ウスチョバ氏は、民間部門、シンクタンク、市民社会の代表者と共に財政ルールの改正案に関してライブ配信討論会に参加し、複数回のインタビューを通じて財政ルールに関する様々な見方を紹介し、また周辺国の国会議員との会議で財政ルールの分析結果を発表した。アルメニア国民議会は2017年12月に財政ルールの改正を承認した。

ジョージア事務所は、市民社会、メディア、国会議員、財界、労働組合、外国人投資家、国際社会を含む様々な利害関係者と重要な経済・財政動向や政策問題について協議した。ま

た、張涛副専務理事訪問の企画も支援した。張氏は教育改革などジョージアが経済の近代化で直面している課題についてトビリシ国立大学でプレゼンテーションを行った。

国家建設に関して様々な困難な課題に直面しているソマリアでは、駐在代表は同国の金融ガバナンス委員会(FGC)のアドバイザーと委員を務めている。ソマリア駐在代表事務所は、信託基金を通じて調達された資金を使った集中型の技術支援の代表団派遣も支援している。FGCの助言範囲には、中央銀行のガバナンス、資産回収、政府調達とコンセッション、公的財産管理改革、財政連邦主義が含まれている。FGCは経過報告書を定期的に発行するほか、金融ガバナンスの諸問題に関する助言書も作成している。

チュニジアでは、ロベール・ブロボジェル駐在代表が、同国の経済・財政課題にどのように取り組むべきかについて2017年11月に国会の金融委員会委員と意見交換を行った。世界銀行・IMF国会議員ネットワークがこのイベントを主催した。協議の中心となったのは、歳入増加・歳出削減を公正かつ公平に行うための最善の選択肢、腐敗やインフォーマル経済がもたらす問題だった。このイベントは、IMFが議会と協働する方法の一例としてソーシャルメディア上で多くの注目を集めた。

クォータとガバナンス

IMFの運営

IMF委員会がサブサハラアフリカ出身者を初めて議長に選出



国際通貨金融委員会(IMFC)の委員は、南アフリカ準備銀行のレシツァ・クガニャゴ総裁をこの影響力ある委員会の議長に選出した。IMFCは財務相・中央銀行総裁24名で構成される委員会、総務会に対して政策助言を行うが、通常は年に2回会合が持たれる。

クガニャゴ氏は2014年から南アフリカ準備銀行の総裁を務めているが、サブサハラアフリカ出身者としては初の議長である。同氏が新興市場国や低所得国が直面している課題に重点的に取り組むと予想する声は多い。

同氏は、IMF・世界銀行合同開発委員会の次席会合や、IMFガバナンス改革に関するG20作業部会の議長を務めてきた。これまで公職に従事する中で、南アフリカ財務省の長官を務め、財政や金融市場改革の舵取りを行った。アフリカでの金融監督において様々な主導的役割を果たしており、そのひとつとして、現在はアフリカ中央銀行協会の議長を務め、また金融安定理事会では基準施行に係る常任委員会の委員長も務めている。



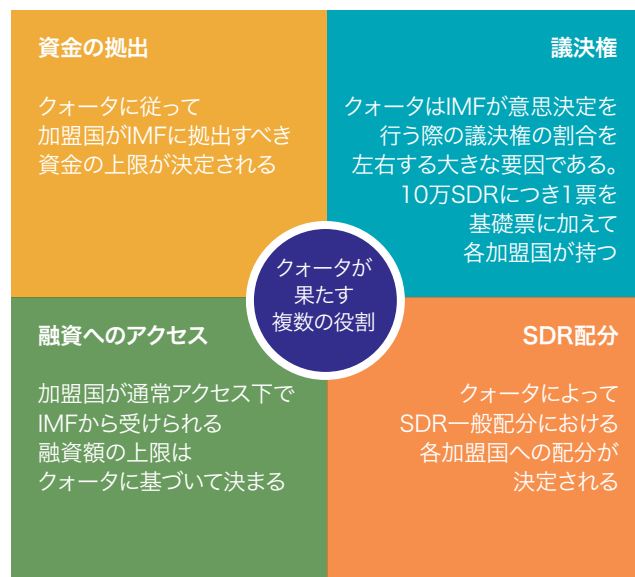
IMFC議長の任期は3年で、クガニャゴ氏は2018年1月18日に着任した。クガニャゴ氏はメキシコ中央銀行の元総裁アグスティン・カルステン氏の後任である。カルステン氏は2017年12月に退任し、国際決済銀行(BIS)の総支配人に就任した。

クォータ

IMFの資金調達源

加盟国189か国がIMFの融資原資を提供する主な方法は、クォータの出資である。このクォータ出資額に応じて、加盟国の議決権も決定される。多国間借入と二者間借入は金融危機が発生した際に第2、第3の防衛線としての役割を果たす。これらの資金は、IMFが加盟国を支援するために必要な約1兆ドルの非譲許的融資の原資となっている。低所得国に対する譲許的融資と債務免除は、拠出金をベースとする別の信託基金から調達している。

加盟各国には世界経済における相対的地位を基にクォータが割り当てられている。クォータの総額は4,770億SDR(約6,860億ドル)である。SDRはIMFの勘定単位で、その価値は主要通貨バスケットに連動する。また、IMFは約1,820億SDRの多国間借入を行うこともできる。くわえて、二者間借入取極を通じて3,160億SDRの資金を調達できる。借入取極の更新時期は契約ごとに異なる。



また、クォータの見直しは定期的に行われる。来年に完了予定の第15次見直しは、資金額や資金の種類の見直しから、加盟国のニーズに見合うだけの資源をIMFが調達できるようにする機会となる。この見直しは2010年見直しのガバナンス改革に基づいて行われるが、ガバナンス改革には最も貧しい加盟国を保護する取組みも含まれている。クォータ決定の基準として10年にわたり使用されてきた計算式も見直しの対象である。考えられる計算式変更のシミュレーション例はwww.imf.orgに掲載されている。

2018年度に拠出されたクォータ

2016年1月26日に「第14次クォータ一般見直し」で合意されていたクォータ増額を実施する条件が整った。これを受け、IMF加盟189か国のクォータの合計は、2,385億SDR(約3,430億ドル)から4,770億SDR(約6,860億ドル)に増える。2018年4月30日現在、189か国のうち増加額の99%以上を割り当てられた181か国が支払いを完了し、合計額は4,750億SDR(約6,840億ドル)となった。

特別引出権

特別引出権(SDR)は、IMFが加盟国の準備資産を補完する手段として1969年に創設した国際準備資産である。IMF加盟国でSDR勘定に参加している国(現時点では全加盟国)は、SDRを自由利用可能通貨に交換できる。

SDRの役割に関する広範な議論

2018年3月30日にIMF理事会は「SDRの役割に関する考察」と題するスタッフペーパーについて協議した。このペーパーでは、SDRの役割拡大が国際通貨制度の機能円滑化や安定化に貢献できるかについて意見が述べられている。大半の理事は、国際通貨制度の弱点に対処する取組みにSDRが果たせる役割があるかについて確信が持てないか、納得をしていなかった。しかし多くの理事が、SDRにはこうしたギャップを埋められる可能性があると考え、将来の役割を検討し続けるメリットがあると考えていた。

透明性

当局が十分な情報に基づく健全な政策決定を行い、経済が円滑に機能するためには、経済政策の透明性と、経済情勢や金融動向を示すデータの信頼性が不可欠である。IMFは、世界経済や加盟国経済に果たす自らの役割について重要な情報の正確な発信に努めており、推進している政策をリアルタイムで公開している。

透明性は、経済の効率性を高め、危機発生時の脆弱性を低下させる。加盟国の透明性が向上すると、政策がより広く議論・検討され、政策当局者の説明責任と政策の信頼性が向上し、金融市場がより効率的かつ秩序あるかたちで動くようになる。IMFが自らの方針と加盟国への助言をより開かれた明確なものにすることは、IMFの役割や業務についての理解を向上させ、IMFの政策助言に対する支持を強化し、IMFの説明責任を明確にする。外部の視線にさらされることも、サーベイランスやIMF支援プログラムの質を維持する上でプラスに働くだらう。

IMFの透明性に対する取り組みは、公開しない具体的な理由が確固として存在しない限り、文書や情報をタイムリーに公

開するという大原則を基本としている。この原則では、加盟国に関する文書の公開については自主性が尊重されている。文書はIMFのホームページ(www.imf.org)に掲載されている。

IMFは理事会での検討に向けて加盟国が作成する文書(いわゆる「理事会文書」)の公表を一般的に「任意ではあるが公開を想定」と見なしている。つまり、公表が強く奨励されている。政策ペーパーは公表が前提とされているが、理事会の承認が必要である。加盟国の理事会文書は、該当国が異議を申し立てない限り公表される。複数国を取り扱った文書の公表は、その文書の性質に応じて、理事会もしくは関係国の承認が必要となる。

IMFは(1)IMFのサーベイランスと支援プログラムの透明性、(2)IMFの財務状況の透明性、(3)外部および内部のレビューと評価、(4)対外コミュニケーションを維持することによって、社会の人々に情報を伝え、IMFに対する評価を高めている。IMFの透明性方針は5年ごとに見直され、前回の見直しは2013年に実施された。

「説明責任」と「外部関係者へのアウトリーチと交流」の項もご参照ください。

回付ポリシー

IMFには文書回付方針や他の関連方針があり、こうした方針に基づいて他の国際機関や通貨同盟と文書を交換してきた長い歴史がある。サーベイランスやIMF資金の使用に関する文書を中心に、理事会文書を回付することは、加盟国への支援を強化する上で、こうした機関との協力を深め、関係を強化することにつながる。2017年11月、IMF理事会はこうした方針の修正を承認し、国際機関や通貨同盟に回付可能な文書の範囲を拡大したが、IMF文書の回付には一貫した公平な姿勢が保たれている。

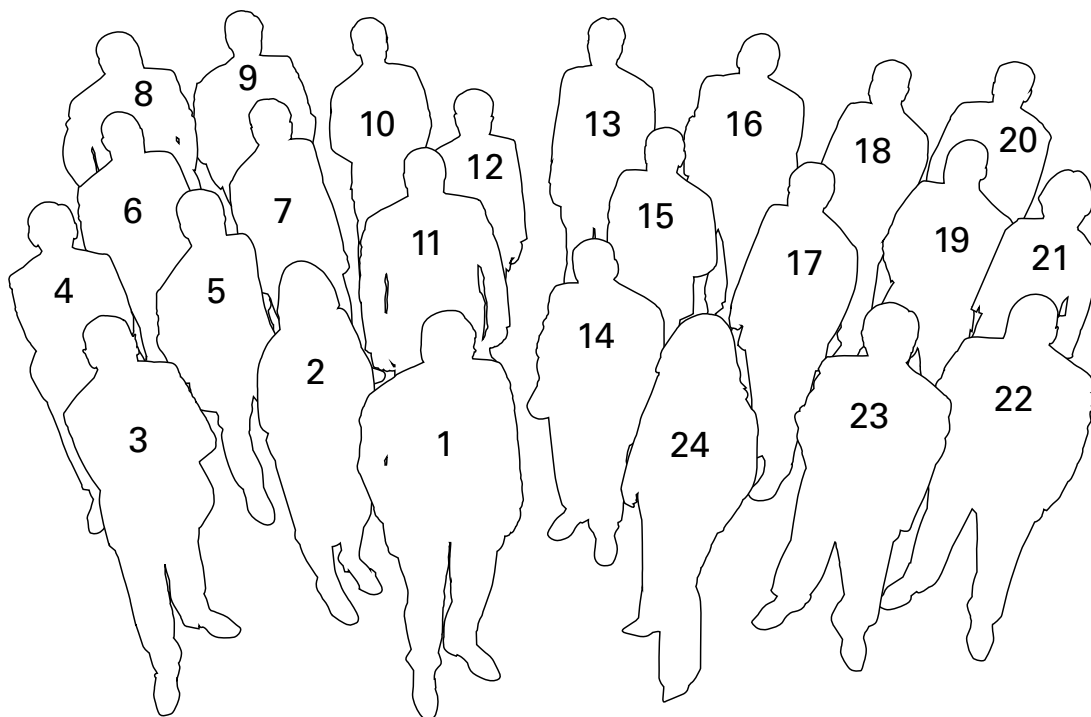
IMF理事会はまた、地域金融取極と文書を共有する政策的な枠組みも承認した。この新たな枠組みにより、枠組みの対象となる文書に対してタイムリーなアクセスが可能となり、また協調融資の際の調整を強化できるなど、IMFと地域金融取極の協力が深まり、国際金融のセーフティネットの有効性は高まっている。



IMF理事

(2018年4月30日現在)





1: Aleksei Mozhin, 2: Shona Riach, 3: Thomas Östros, 4: Juda Agung, 5: Miroslaw Panek,
 6: Anthony De Lannoy, 7: Carlos Hurtado, 8: Subir Gokarn, 9: Mauricio Claver-Carone,
 10: Steffen Meyer, 11: Alexandre Tombini, 12: Hohyun Jang, 13: Hervé de Villeroché,
 14: Hazem Beblawi, 15: Jafar Mojarad, 16: Alessandro Leipold, 17: 貝塚 正彰
 18: Adrian Armas, 19: Daouda Sembene, 20: Hesham Alogeel, 21: Nancy Horsman,
 22: Maxwell M. Mkwezalamba, 23: Jin Zhongxia, 24: Michaela Erbenova

理事および理事代理(2018年4月30日現在)

Mauricio Claver-Carone アメリカ
空席

貝塚 正彰 日本
齋藤 克仁

Jin Zhongxia 中国
SUN Ping

Anthony De Lannoy アルメニア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、ジョージア、イスラエル、ルクセンブルグ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、オランダ、ルーマニア、ウクライナ
Richard Doornbosch
Vladyslav Rashkovan

Steffen Meyer ドイツ
Klaus Gebhard Merk

Carlos Hurtado コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、スペイン、ベネズエラ
Jorge Dajani Gonzalez
José Alejandro Rojas Ramirez

Juda Agung ブルネイ、カンボジア、フィジー、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、シンガポール、タイ、トンガ、ベトナム
Edna Villa

Alessandro Leipold アルバニア、ギリシャ、イタリア、マルタ、ポルトガル、サンマリノ
Michail Psalidopoulos

Hervé de Villeroché フランス
Armel Castets

Shona Riach <i>Vicky White</i>	イギリス	Hazem Beblawi <i>Sami Geadah</i>	バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モルディブ、オマーン、カタール、シリア、アラブ首長国連邦、イエメン
Hohyun Jang <i>Christine Barron</i> <i>Grant Johnston</i>	オーストラリア、キリバス、韓国、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、モンゴル、ナウル、ニューゼーランド、パラオ、パプアニューギニア、サモア、セーシェル、ソロモン諸島、ツバル、ウズベキスタン、バヌアツ	Miroslaw Panek <i>Paul Inderbinen</i>	アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギス、ポーランド、セルビア、スイス、タジキスタン、トルクメニスタン
Nancy Horsman <i>Anne McKiernan</i>	アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、カナダ、ドミニカ、グレナダ、アイルランド、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島	Aleksei Mozhin <i>Lev Palei</i>	ロシア連邦
Thomas Östros <i>Kimmo Virolainen</i>	デンマーク、エストニア、フィンランド、アイスランド、ラトビア、リトアニア、ノルウェー、スウェーデン	Jafar Mojarad <i>Mohammed Dairi</i>	アフガニスタン、アルジェリア、ガーナ、イラン、モロッコ、パキスタン、チュニジア
Michaela Erbenova <i>Omer Bayar</i> <i>Christian Just</i>	オーストリア、ベラルーシ、チェコ、ハンガリー、コソボ、スロバキア、スロベニア、トルコ	Hesham Alogeel <i>Ryadh M. Alkhareif</i>	サウジアラビア
Alexandre Tombini <i>Pedro Fachada</i> <i>Bruno Saraiva</i>	ブラジル、カーボベルデ、ドミニカ共和国、エクアドル、ガイアナ、ハイチ、ニカラグア、パナマ、スリナム、東ティモール、トリニダード・トバゴ	Daouda Sembene <i>Mohamed-Lemine Raghani</i> <i>Herimandimby A.</i> <i>Razafindramanana</i>	ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、ニジェール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、トーゴ
Subir Gokarn <i>Mahinda Siriwardana</i>	バングラデシュ、ブータン、インド、スリランカ	Adrian Armas <i>Gabriel Lopetegui</i>	アルゼンチン、ボリビア、チリ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ
Maxwell M. Mkwezalamba <i>Dumisani H. Mahlinza</i> 空席	アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ケニア、レソト、リベリア、マラウィ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、南スーダン、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ		





マネジメントチーム

(左から右)

古澤満宏

副専務理事

カルラ・グラツソ

副専務理事・最高総務責任者

張涛

副専務理事

デビッド・リプトン

筆頭副専務理事

クリスティーヌ・ラガルド

専務理事

幹部 (2018年4月30日現在)

地域局

Abebe Selassie	アフリカ局長
Chang Yong Rhee	アジア太平洋局長
Poul Thomsen	欧州局長
Jihad Azour	中東中央アジア局長
Alejandro Werner	西半球局長

機能局

Gerard Rice	コミュニケーション局長
Andrew Tweedie	財務局長
Vitor Gaspar	財政局長
Sharmini Coorey	能力開発局長
Sean Hagan	法律顧問兼法律局長
Tobias Adrian	金融顧問兼金融資本市場局長
Maurice Obstfeld	経済顧問兼調査局長
Louis Marc Ducharme	統計局長
Martin Mühleisen	戦略政策審査局長

広報・地域事務所

鷺見 周久	アジア太平洋地域事務所長
Christopher Lane	国連特別代表
Jeffrey Franks	欧州事務所長兼欧州連合上級常駐代表

サポートサービス局

Chris Hemus	コーポレートサービス設備局長 情報技術局長代理
Kalpana Kochhar	人事局長
Jianhai Lin	秘書局長

特別室

Daniel Citrin	予算企画室長
Charles Collyns	独立評価機関局長
Nancy Asiko Onyango	内部監査室長
Derek Bills	投資顧問室長
Vivek Arora	リスク管理室長

参考情報

第1章 概要

はじめに

IMFの主な役割

国際通貨基金ホームページ: <http://www.imf.org/external/index.htm>

スポットライト

1. 制度の機能を改善

Policy Papers—2017 External Sector Report: <http://www.imf.org/en/publications/policy-papers/issues/2017/07/27/2017-external-sector-report>

Factsheet—Funds for Capacity Development: <https://www.imf.org/en/About/Factsheets/Sheets/2017/04/19/Funds-for-Capacity-Development>

Factsheet—Regional Capacity Development Centers: <http://www.imf.org/en/About/Factsheets/Sheets/2017/06/14/imf-regional-capacity-development-initiatives>

Policy Papers—Review of Flexible Credit Line and Precautionary and Liquid Line: <https://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2017/12/19/pp121917-AdequacyOfTheGFSN>

2. 経済成長の持続可能性を高める

世界経済見通し 2017年10月: <http://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2017/09/19/world-economic-outlook-october-2017>

3. 包摂的な経済成長の実現

財政モニター 2017年10月: *Tackling Inequality*: <http://www.imf.org/en/Publications/FM/Issues/2017/10/05/fiscal-monitor-october-2017>

G-20 Leaders' Summit 2017 "Fostering Inclusive Growth": <http://www.imf.org/external/np/g20/pdf/2017/062617.pdf>

IMF Institute for Capacity Development, Training Catalog: Inclusive Growth courses: <http://www.imf.org/external/np/ins/english/training.htm>

4. 汚職など腐敗を撲滅する

Press release—"Policy on Governance and Corruption": <http://www.imf.org/en/news/articles/2017/08/01/pr-the-role-of-the-fund-in-governance-issues-review-of-the-guidance-note>

5. 社会のためにテクノロジーを駆使

財政モニター 2018年4月: <https://www.imf.org/en/Publications/FM/Issues/2018/04/06/fiscal-monitor-april-2018>

地域別ハイライト

Sub-Saharan Africa's Untapped Revenue Potential May 2018 *Regional Economic Outlook* study: <http://www.imf.org/en/Publications/REO/SSA/Issues/2018/04/30/sreo0518>

IMF Staff Discussion Note 1803—Centralized Fiscal Capacity for the Euro Area: <http://www.imf.org/~media/Files/Publications/SDN/2018/SDN1803.ashx>

第2章 IMFの活動内容

経済サーベイランス

IMF Staff Discussion Note 2018—Interim Surveillance Review: <http://www.imf.org/~media/Files/Publications/PP/2018/pp030718-2018-interim-surveillance-review.ashx>

Policy Papers—"Use of Third-Party Indicators in Fund Reports": <http://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2017/11/22/pp101217use-of-third-party-indicator>

国別サーベイランス

IMF専務理事のグローバル政策アジェンダ: <http://www.imf.org/en/publications/policy-papers/issues/2018/04/18/md-spring-meetings-global-policy-agenda-041918>

Policy Papers—"Increasing Resilience to Large and Volatile Capital Flows—The Role of Macroprudential Policies": <http://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2017/07/05/pp060217-increasing-resilience-to-large-and-volatile-capital-flows>

Staff Discussion Notes—"Trade-Offs in Bank Resolution": <https://www.imf.org/en/Publications/Staff-Discussion-Notes/Issues/2018/02/09/Trade-offs-in-Bank-Resolution-45127>

Press release—"Taxation and the Sustainable Development Goals": <http://www.imf.org/en/news/articles/2018/02/16/pr1856-platform-for-collaboration-on-tax-first-global-conference-on-taxation-and-sdgs>

Press release—"The Taxation of Offshore Indirect Transfers"—A Toolkit: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2017/07/31/pr17308-the-platform-for-collaboration-on-tax-invites>

Policy Papers—“State-Contingent Debt Instruments for Sovereigns—Annexes”: <http://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2017/05/19/pp032317-annexes-state-contingent-debt-instruments-for-sovereigns>

Press release—“Vienna Initiative Seeks New Growth Model to Drive Forward Innovation in Emerging Europe,” IMF, March 13, 2018: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2018/03/13/pr1884-vienna-initiative-seeks-new-growth-model-to-drive-forward-innovation>

低所得国と発展途上国

Policy Papers—“IMF-World Bank Debt Sustainability Framework for Low-Income Countries”: <http://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2017/10/02/pp082217LIC-DSF>

Policy Papers—“Social Safeguards and Program Design in PRGT- and PSI-Supported Programs”: <http://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2017/06/01/pp042117social-safeguards-and-program-design-in-prgt-and-psi>

Press release—“Managing Capital Flows: Challenges for Developing Countries,” conference in Zambia: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2017/05/05/pr17150-zambia-imf-hosts-conference-on-managing-capital-flows-challenges-for-developing-countries>

その他のトピック

“Inequality and Poverty across Generations in the European Union”: <http://www.imf.org/en/Publications/Staff-Discussion-Notes/Issues/2018/01/23/Inequality-and-Poverty-across-Generations-in-the-European-Union-45137>

Policy Papers—“Building Fiscal Capacity in Fragile States”: <http://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2017/06/14/pp041817building-fiscal-capacity-in-fragile-state>

データ

Policy Papers—“Overarching Strategy on Data and Statistics at the Fund in the Digital Age”: <http://www.imf.org/en/publications/policy-papers/issues/2018/03/20/pp020918imf-executive-board-supports-new-strategy-for-data-and-statistics-in-the-digital-age>

Policy Papers—“Measuring the Digital Economy”: <https://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2018/04/03/022818-measuring-the-digital-economy>

IMF on Macroeconomic Policy: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2013/061013b.pdf>

IMF-FSB-BIS on Macroeconomic Policy: <http://www.imf.org/external/np/g20/pdf/2016/083116.pdf>

IMF Macroeconomic Policy Survey data: <http://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2018/04/30/pp043018-imf-annual-macroeconomic-policy-survey>

Press release—“FSB and IMF Report on Progress with G20 Data Gaps Initiative,” IMF, September 21, 2017: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2017/09/21/pr17363-fsb-and-imf-report-on-progress-with-g20-data-gaps-initiative>

IMF Database, Access to Microeconomic and Financial Data: <http://data.imf.org/?sk=E5DCAB7E-A5CA-4892-A6EA-598B5463A34C>

Fiscal Transparency Handbook: <https://www.elibrary.imf.org/view/IMF069/24788-9781484331859/24788-9781484331859/24788-9781484331859.xml?redirect=true>

第3章 財務、組織、説明責任

Policy Papers—Income Model, Charges, Remuneration, Burden Sharing, and Net Income Investment Account Rules and Regulations: <http://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2016/12/31/Rules-and-Regulations-for-the-Investment-Account-PP4734>

人事政策と組織

IMF幹部職員: <https://www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2018/eng/related-material.htm>

国籍別、性別、国家グループ別の職員数: <https://www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2018/eng/web-tables.htm>

IMFスタッフ給与構造: <https://www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2018/eng/web-tables.htm>

独立評価機関

独立評価機関: <http://www.ieo-imf.org/ieo/pages/IEOHome.aspx>

持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs) は2015年9月にニューヨークで開かれた国連サミットで国連加盟国によって正式に採択されたもので、達成期限が近づきつつあったミレニアム開発目標 (MDGs) の後継となる枠組みです。SDGsでは17の目標が人間、繁栄、地球、平和とパートナーシップという5つの重要分野に焦点を当てるかたちで設定されています。IMFは自らに課せられた使命に関連した領域で、持続可能な開発のための世界的な協力に貢献することを誓っています。そして、IMFは加盟国がSDGs達成に向けた努力を進める上で欠かせない協力を強化するために多くの取り組みを立ち上げています。



頭字語と略語

AML/CFT	資金洗浄・テロ資金供与対策	IMFC	国際通貨金融委員会
CCRT	大災害抑制・救済基金	LIDC	低所得開発途上国
EAC	外部監査委員会	OIA	内部監査室
ECF	拡大クレジット・ファシリティ	PCI	政策調整インストルメント
EFF	拡大信用供与措置	PLL	予防的流動性枠
e-GDDS	強化された一般データ公表システム	PPM	プログラム終了後モニタリング
EU	欧州連合	PRGT	貧困削減・成長トラスト
FATF	マネーロンダリングに関する 金融活動作業部会	PSI	政策支援インストルメント
FCL	フレキシブル・クレジットライン	RCF	ラピッド・クレジット・ファシリティ
FM	財政モニター	REO	地域経済見通し
FSI	金融健全性指標	RFI	ラピッド・ファイナンス・インストルメント
FY	会計年度	SARTTAC	南アジア地域研修・技術支援センター
G20	主要20か国・地域	SBA	スタンドバイ取極
GDP	国内総生産	SCF	スタンドバイ・クレジット・ファシリティ
GFSR	国際金融安定性報告書	SDDS	特別データ公表基準
GPA	グローバル政策アジェンダ	SDGs	持続可能な開発目標
GRA	一般資金勘定	SDR	特別引出権
HIPC	重債務貧困国	SMP	スタッフモニタリングプログラム
ICD	能力開発局	UN	国際連合
IEO	独立評価機関	WEO	世界経済見通し

総務会への送り状

2018年8月1日

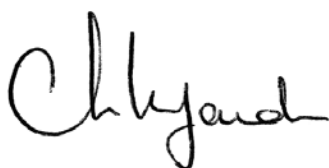
総務会議長殿

IMF理事会を代表し、国際通貨基金協定第12条7項(a)およびIMF内規第10項にのっとり、2018年度(2018年4月30日期)の年次報告書を総務会に提出いたします。

IMF内規第20項の規定にのっとり、理事会が承認した2019年度(2019年4月30日期)のIMF運営予算および資本予算は、第3章に提示いたします。

2018年度(2018年4月30日期)の一般勘定、SDR勘定、IMF管理勘定の監査済み財務諸表は、当該財務諸表に対する外部監査法人の監査意見とともに、www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2018/engから閲覧できる別紙VIに掲載されています。

外部監査および財務報告手続は、IMF内規第20条(c)の規定にのっとり、外部監査委員会の監督を受けました。外部監査委員会のメンバーは委員長を務めたヴィカムゼいと、委員のデービッドおよびサーズスの各氏です。



クリスティーヌ・ラガルド
専務理事兼理事会議長



この年次報告書に加えて、別紙VIの財務諸表を無料でダウンロードできます。お使いのコンピューターかタブレットのウェブブラウザにURLを直接ご入力いただくか、左のQRコードをスキャンしてください。IMF年次報告書特設ページをご覧くださいの上、掲載されている情報をご確認いただければ幸いです。

www.imf.org/AR2018

本年次報告書はIMFコミュニケーション局編集出版課が部局横断の作業部会との協議のもとで作成した。アレシヤンドレ・トンビーニが委員長を務める理事会評価委員会の下で、クリストフ・ローゼンバーク、ジェフリー・ヘイデン、リンダ・キーンが報告書作成チームを監督した。アンソニー・アネットが執筆の主担当を担い、アレクサンドラ・ラッセルとデニズ・バージェロンがプロジェクトマネージャーを担った。クリスタル・ハーマンがデジタルデザインの支援を、ルミット・パンチョリが編集支援を、ヒョンウン・パクが事務サポートを提供した。日本語版制作はIMFの言語サービス課が担当した。

デザイン

BethSingerDesignLLC www.bethsinger.design.com

ウェブデザイン

FeistyBrown www.feisty.brown.com

写真

表紙: ©Getty Images、©Alamy、©Alamy、©iStock、©Alamy、©iStock、©Alamy(上から時計回り)。ページ1: ©Alamy(上左)、©IMF(下左)。ページ12: ©iStock。ページ13: ©iStock(上)、©iStock(下左)。ページ16: ©IMF。ページ17: ©IMF(最上段、左)、©iStock(最上段、右)、©iStock(上から二段目、左)、©IMF(上から二段目、中央)、©IMF(上から二段目、右)、©IMF(上から三段目、左)、©iStock(上から三段目、中央)、©IMF(上から三段目、右)、©iStock(最下段)。ページ18: ©IMF。ページ19: ©Alamy(上左)、©Alamy(上中央)、©Alamy(上右)、©iStock(下右)。ページ21: ©Getty Images(上)、©Getty Images(上から2つ目)、©IMF(上から3つ目)、©Getty Images(下左)、©iStock(下右)。ページ22: ©iStock(上左)、©iStock(下左)、©Alamy(上中央)、©iStock(下中央)、©iStock(右)。ページ23: ©iStock。ページ24: ©IMF。ページ25: ©Newscom(上左)、©iStock(下左)、©iStock(中央)、©iStock(右)。ページ26: ©IMF(下左)、©Alamy(上右)、©Newscom(下右)。ページ27: ©iStock(左)、©Getty Images(中央)、©Getty Images(右)。ページ28: ©Alamy(左)、©Getty Images(上右)、©Getty Images(下右)。ページ30: Getty Images(下左)、©iStock(下右)。ページ32: ©Alamy。ページ33: ©Getty Images(上左)、©Lindsey Leger(上右)。ページ34: ©Alamy(下左)。ページ35: ©Getty Images(下右)。ページ36: ©iStock。ページ37: ©iStock(上)、©Getty Images(下)。ページ39: ©iStock。ページ40: ©iStock。ページ41: ©Getty Images。ページ42: ©Getty Images。ページ44: ©Getty Images(上)、©iStock(中央)、©Alamy(下)。ページ52: ©iStock(上)、©iStock(下)。ページ53: ©iStock。ページ54: ©Alamy。ページ55: ©Alamy。ページ56: ©Alamy(左)、©Alamy(上右)、©iStock(下右)。ページ58: ©Alamy(上左)、©iStock(上右)、©iStock(下左)。ページ60: ©iStock(上左)、©iStock(下左)。ページ60-61: ©iStock(中央)。ページ61: ©iStock(左)、©iStock(右)。ページ63: ©iStock(上)、©iStock(中央)、©Getty Images(下)。ページ64: ©iStock(上)、©iStock(中央)、©iStock(下)。ページ68: ©Alamy(左)、©Newscom(右)。ページ76: ©IMF(上)、©IMF(下)。裏表紙: ©Getty Images、©Alamy、©iStock、©iStock、©iStock、©Getty Images、©Alamy、©Getty Images(上から時計回り)



真の成功のためには、
力を合わせる必要があります。

あらゆる国々が
より豊かな未来を
築けるようにするための
最善の方法は今も
協力なのです。

専務理事
クリスティーヌ・ラガルド



International Monetary Fund
700 19th Street NW
Washington, DC 20431 USA

www.imf.org

ISBN 978-1-4843-7350-7



9 781484 373507 >